

大江すくすく未来プラン
第3期大江町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

山形県 大江町

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 3 |
| (1) 計画策定の目的 | 3 |
| (2) 子ども・子育て支援をめぐる国の動向 | 3 |
| 2. 計画の位置づけ | 6 |
| 3. 計画の期間 | 6 |
| 4. 計画の策定方法 | 7 |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況 | 9 |
| 1. 本町の概況 | 11 |
| (1) 人口の状況 | 11 |
| 1) 人口の推移 | 11 |
| 2) 18歳未満人口の推移 | 11 |
| (2) 子どもがいる世帯の状況 | 12 |
| 1) 18歳未満の子どもがいる世帯の割合 | 12 |
| 2) 18歳未満の子どもがいる世帯の種類 | 12 |
| 3) 6歳未満の子どもがいる世帯の種類 | 13 |
| (3) 婚姻や出生の状況 | 14 |
| 1) 婚姻・離婚数の推移 | 14 |
| 2) 出生数の推移 | 14 |
| (4) 女性の労働力率の推移 | 15 |
| (5) 保育・教育を取り巻く状況 | 16 |
| 1) 保育所の状況 | 16 |
| 2) 幼稚園の状況 | 17 |
| 3) 認定こども園の状況 | 17 |
| 4) 小・中学校の状況 | 18 |
| 5) 学童保育の状況 | 19 |
| (6) 経済的に厳しい状況にある世帯の状況 | 20 |
| 1) 小学校における要保護・準要保護児童数の推移 | 20 |
| 2) 中学校における要保護・準要保護生徒数の推移 | 21 |
| (7) 各種手当等の状況 | 22 |
| 1) 児童手当の支給状況 | 22 |
| 2) 児童扶養手当の支給状況 | 22 |
| 3) 特別児童扶養手当の支給状況 | 22 |
| (8) ひとり親世帯の状況 | 23 |
| 1) ひとり親世帯、ひとり親世帯の児童数の推移 | 23 |
| 2. 教育・保育事業の実施状況 | 24 |
| (1) 教育・保育事業 | 24 |
| (2) 地域子ども・子育て支援事業 | 26 |
| 3. 第2期計画記載事業の進捗状況 | 30 |
| (1) 施策・事業の実施状況 | 30 |
| (2) 施策・事業の進捗評価 | 30 |
| (3) 施策・事業の今後の取り組み方向 | 31 |
| 4. アンケート調査結果のポイント | 32 |
| (1) 調査の概要 | 32 |
| 1) 子ども・子育て支援事業計画策定に関する調査 | 32 |
| 2) 子どもの成長環境に関する調査 | 32 |
| (2) 調査結果の概要 | 33 |
| 1) 子ども・子育て支援事業計画策定に関する調査 | 33 |
| 2) 子どもの成長環境に関する調査 | 47 |
| (3) 調査結果からみた方向性 | 59 |
| 1) 子ども・子育て支援事業計画策定に関する調査 | 59 |
| 2) 子どもの成長環境に関する調査 | 61 |
| 第3章 計画の基本的な方向 | 63 |
| 1. 基本理念 | 65 |
| 2. 計画推進の考え方 | 66 |
| (1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方 | 66 |
| (2) 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方 | 68 |
| (3) 計画の基本的視点 | 68 |
| 3. 基本目標 | 69 |
| 4. 施策体系 | 70 |
| 第4章 施策の展開 | 71 |
| 1. 地域における多様な子育て支援の推進 | 73 |
| (1) 教育・保育事業の推進 | 73 |
| (2) 地域子ども・子育て支援事業の推進 | 75 |

| | |
|--|-----|
| 2. 子どもたちの心と体の健康づくりに向けた支援の充実 | 82 |
| (1) 保健事業等の推進 | 82 |
| (2) 健康教育、相談事業の推進 | 84 |
| 3. 子どもたちや子育て家庭を支える環境の整備 | 86 |
| (1) 子ども健全育成に向けた環境づくり | 86 |
| (2) 子どもや子育て家庭が暮らしやすい生活環境の充実 | 88 |
| 4. 困難な状況にある子どもと子育て家庭に対する支援の充実 | 89 |
| 5. 次代の親づくりの推進 | 91 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策 | 93 |
| 1. こども（0～11歳）人口の推計 | 95 |
| 2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策 | 96 |
| (1) 教育の量の見込みと確保策 | 96 |
| (2) 保育の量の見込みと確保策 | 96 |
| 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策 | 97 |
| 第6章 計画の推進体制 | 101 |
| 1. 地域社会全体の協働による推進 | 103 |
| 2. 計画の推進体制 | 104 |
| (1) 子ども・子育て会議による進捗評価 | 104 |
| (2) 庁内における進捗管理 | 104 |
| (3) 関係機関等との連携・協働 | 104 |
| 3. 計画の公表及び周知 | 104 |
| 4. 計画の進捗状況の管理・評価 | 105 |

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

子ども・子育て支援事業計画は、就学前と小学生の児童を対象に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的として策定するものです。

本町では、令和2年3月に「大江すくすく未来プランー第2期大江町子ども・子育て支援事業計画ー」（令和5年3月改訂）を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、子どもや子育て家庭に対する支援の必要性は依然として高く、さらに働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が今後は重要になるものと思われます。

また令和5年には「こども基本法」が施行されるなど、子どもや子育て支援を取り巻く状況も変化してきています。

そこで、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本町の子どもとその家族が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に子育て支援を行っていくために、「大江すくすく未来プランー第3期大江町子ども・子育て支援事業計画ー」を策定いたします。

(2) 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

国では、令和3年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すという基本方針が示されました。

これを受けて、令和5年には「こども基本法」が施行され、あわせて「こども大綱」が策定されています。

(こども大綱が目指す社会)

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

こども基本法第10条において、市町村は国が定める「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされています。

国では「市町村こども計画」について、「子ども・子育て支援法」に基づいて各自治体が策定済みの「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定可能としておりますが、本町においてはこども大綱の考え方を踏まえつつ、次世代育成支援行動計画を含めた別個の計画として、子ども・子育て支援事業計画を策定します。

【国の制度の動向】

| 時期 | 取り組み | 内容 |
|---------------------|----------------------|--|
| 平成 15 年 (2003 年) | 少子化社会対策基本法施行 | 少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定 |
| 平成 17 年 (2005 年) | 次世代育成支援対策推進法施行 | 少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間にわたり重点的に推進 |
| 平成 18 年 (2006 年) | 新しい少子化対策について | 「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進 |
| | 「認定こども園」の制度創設 | 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能をあわせ持った施設 |
| 平成 19 年 (2007 年) | 「放課後子どもプラン」の創設 | 文部科学省の「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施 |
| | 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 | 「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の 2 点を車の両輪として推進 |
| 平成 20 年 (2008 年) | 「新待機児童ゼロ作戦」 | 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化 |
| 平成 22 年 (2010 年) | 「子ども・子育てビジョン」閣議決定 | 「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す |
| | 子ども・子育て新システム検討会議設置 | 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始 |
| | 子ども・若者育成支援推進法施行 | 子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進 |
| 平成 24 年 (2012 年) | 子ども・子育て関連 3 法公布 | 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法の公布 |
| 平成 26 年 (2014 年) | 子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 | 生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進 |
| | 次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布 | 法律の有効期限を 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで 10 年間の延長 |
| | 「放課後子ども総合プラン」の策定 | 次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進 |
| 平成 27 年 (2015 年) | 子ども・子育て支援新制度の施行 | 子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行 |
| | 子ども・子育て本部の設置 | 平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行のための新たな組織である子ども・子育て本部を設置 |
| 平成 28 年 (2016 年) | 子ども・子育て支援法の一部改正の施行 | 一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設 |
| | ニッポン一億総活躍プランの策定 | 「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す |
| | 児童福祉法等の一部改正の公布 | 児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める |

| 時期 | 取り組み | 内容 |
|---------------------|-----------------------------|---|
| 平成 29 年 (2017 年) | 「働き方改革実行計画」の策定 | 平成 28 年 9 月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制のあり方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられる |
| | 「子育て安心プラン」の策定 | 令和 2 年度末までに待機児童を解消するとともに、令和 4 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備 |
| | 「新しい経済政策パッケージ」閣議決定 | 消費税引き上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや 3～5 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す |
| 平成 30 年 (2018 年) | 「新・放課後子ども総合プラン」の策定 | 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定 |
| 令和元年 (2019 年) | 子ども・子育て支援法の一部改正の施行 | 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5 歳の子ども及び住民税非課税世帯の 0～2 歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化 |
| 令和 2 年 (2020 年) | 「少子化社会対策大綱」閣議決定 | 基本的な目標として「希望出生率 1.8」の実現を掲げ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進めるとしている |
| | 「新子育て安心プラン」公表 | 待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるために取りまとめられる |
| 令和 3 年 (2021 年) | 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定 | 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすること、そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することなどが取りまとめられる |
| 令和 5 年 (2023 年) | こども家庭庁 設置 | こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が創設される |
| | 「こども基本法」施行 | こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている |
| | 「こども大綱」策定 | こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるもの |
| 令和 6 年 (2024 年) | 「こどもまんなか実行計画」 | こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン |

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

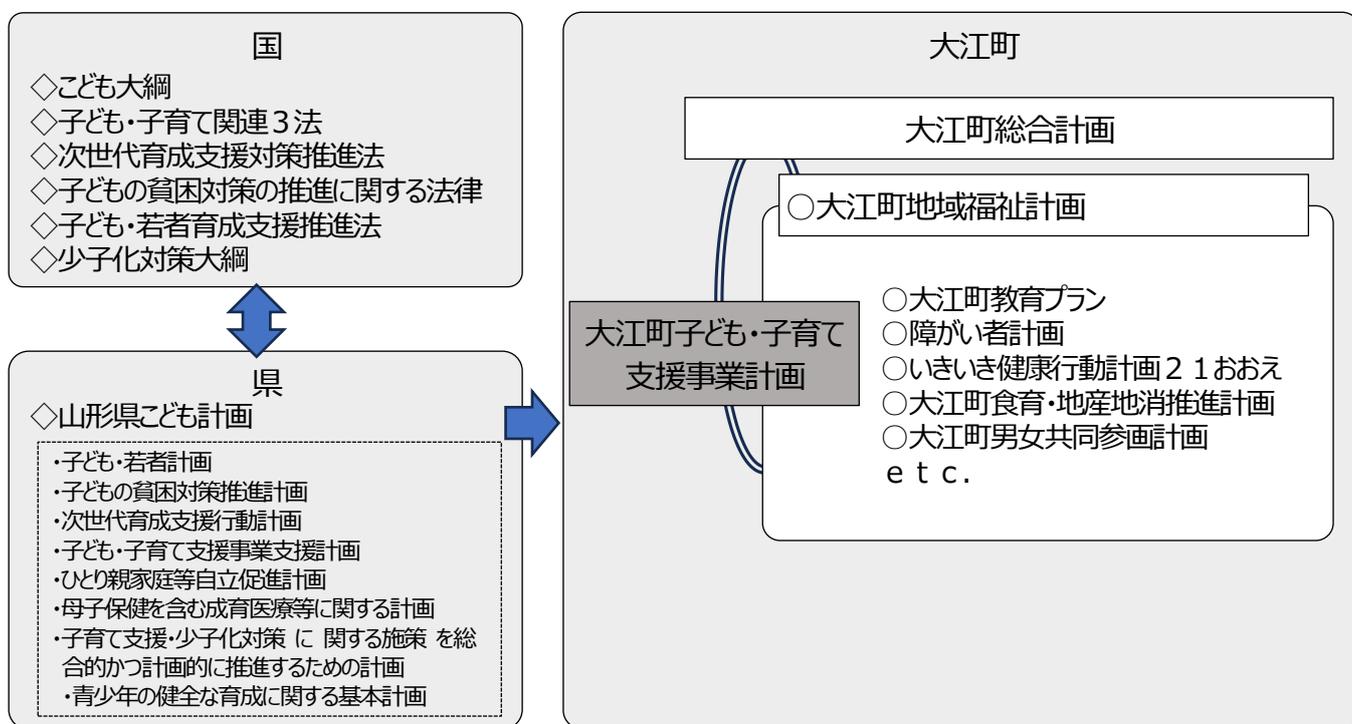
町の基本方針に関する上位計画である「大江町総合計画」や福祉分野の上位計画である「大江町地域福祉計画」、そのほかの諸計画など、子どもの福祉や教育に関する部分において他の計画とも整合を図り、調和を保った計画の推進を図ります。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

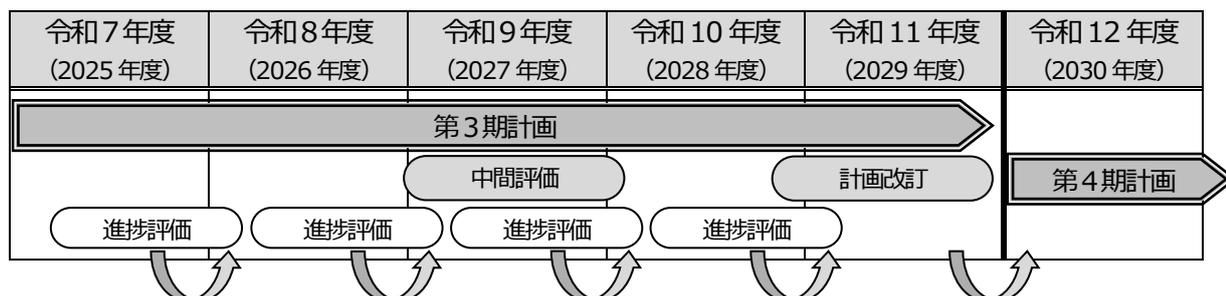
【諸計画の関係】



3. 計画の期間

令和7～11年度（2025～2029年度）の5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、中間年を目安として計画の見直しを行うこととします。



4. 計画の策定方法

○大江町子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、関係行政機関等で構成する「大江町子ども・子育て会議」で計画内容の検討を行いました。

○庁内関係課による協議

行政内部での子ども・子育て支援に関する施策等の連携を図るために、庁内関係課と協議し、計画内容の調整を行いました。

○ニーズ調査の実施

就学前児童（の保護者）を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。

○県や近隣市町村との連携

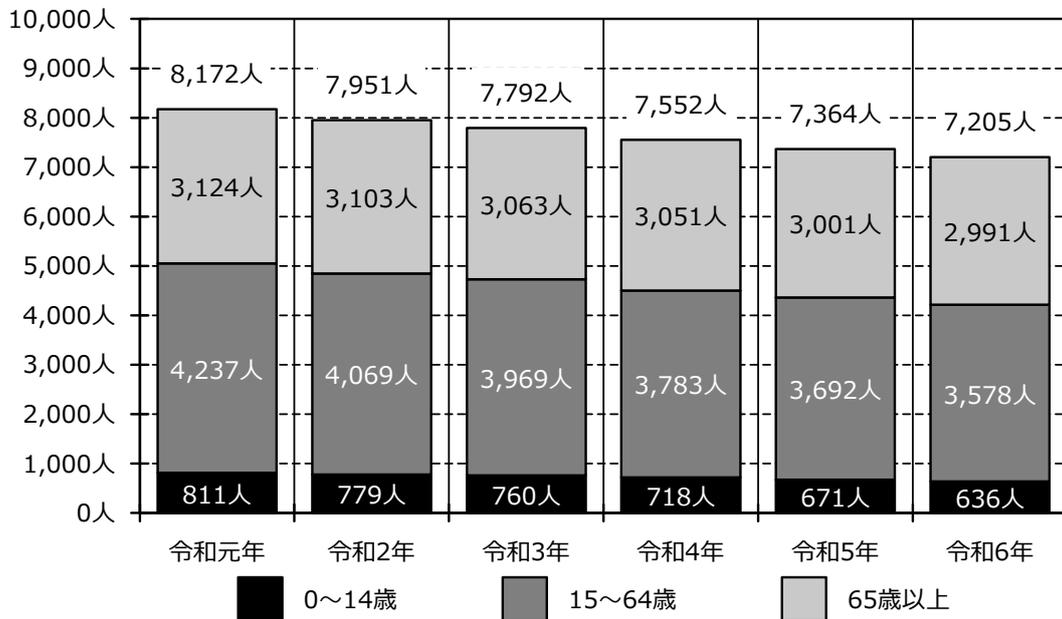
子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策については、必要なニーズ量が確保できるよう庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、子ども・子育て支援事業の提供量の確保策について相互に連携を図りました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 本町の概況

(1) 人口の状況

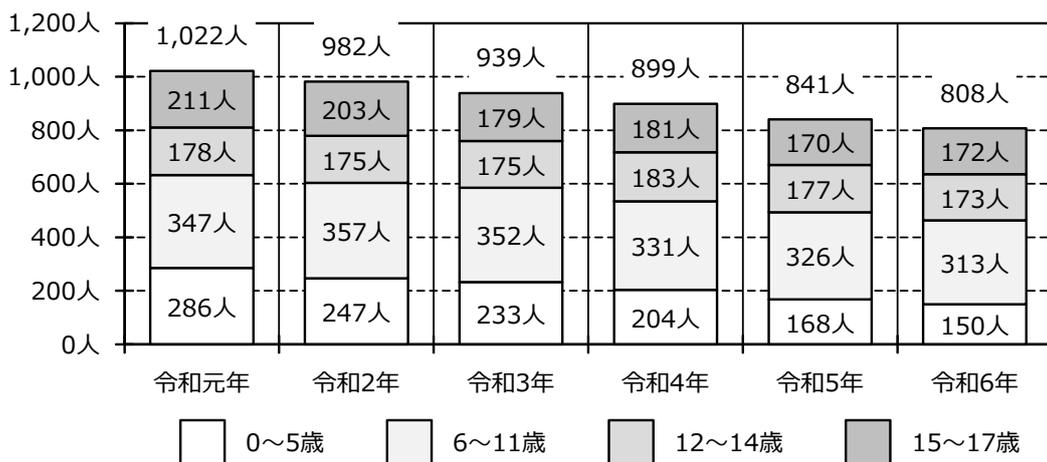
1) 人口の推移



資料：各年3月末現在、住民基本台帳

令和元年からの総人口の推移をみると、令和元年には8,172人でしたが、年々減少し、令和6年には7,205人と、令和元年から967人の減少となっています。

2) 18歳未満人口の推移



資料：各年3月末現在、住民基本台帳

18歳未満人口も減少傾向にあり、令和6年には808人となっています。

特に0~5歳の減少傾向が顕著となっており、令和6年は150人と、令和元年の5割程度の水準にまで減少しています。

(2) 子どもがいる世帯の状況

1) 18歳未満の子どもがいる世帯の割合

| | 0-5歳の 子どもがいる 世帯 | 6-17歳の 子どもがいる 世帯 | 18歳未満の 子どもがいない 世帯 |
|------|-----------------------|------------------------|-------------------------|
| 大江町 | 7.0% | 14.3% | 78.6% |
| 寒河江市 | 10.2% | 16.0% | 73.7% |
| 山辺町 | 8.6% | 16.4% | 75.0% |
| 中山町 | 8.7% | 15.0% | 76.4% |
| 西川町 | 5.6% | 12.5% | 81.9% |
| 朝日町 | 5.6% | 12.6% | 81.7% |
| 山形県 | 8.2% | 13.7% | 78.2% |
| 全国 | 7.6% | 11.7% | 80.7% |

資料：国勢調査（令和2年）

0～5歳の子どもがいる世帯の割合は7.0%、6～17歳未満の子どもがいる世帯の割合は14.3%で、山形県や全国に比べるとやや割合が低くなっています。

2) 18歳未満の子どもがいる世帯の種類

| | 父母と子どもの 世帯 | 父子のみの 世帯 | 母子のみの 世帯 | 多世代同居 世帯 | その他世帯 |
|------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 大江町 | 40.7% | 0.4% | 6.3% | 52.2% | 0.4% |
| 寒河江市 | 52.5% | 0.5% | 5.7% | 41.1% | 0.2% |
| 山辺町 | 56.2% | 0.8% | 4.3% | 38.4% | 0.4% |
| 中山町 | 44.6% | 0.6% | 5.5% | 49.2% | 0.0% |
| 西川町 | 31.8% | 0.3% | 3.3% | 64.6% | 0.0% |
| 朝日町 | 31.8% | 0.8% | 3.8% | 63.1% | 0.5% |
| 山形県 | 53.0% | 0.6% | 7.2% | 38.5% | 0.7% |
| 全国 | 75.7% | 1.0% | 10.1% | 12.8% | 0.5% |

資料：国勢調査（令和2年）

18歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、多世代同居世帯が52.2%と半数以上を占め、山形県や全国よりも高い割合となっています。

近隣市町も多世代同居世帯の割合が高く、西川町、朝日町について高い割合となっています。

3) 6歳未満の子どもがいる世帯の種類

| | 父母と子どもの世帯 | 父子のみの世帯 | 母子のみの世帯 | 多世代同居世帯 | その他世帯 |
|------|-----------|---------|---------|---------|-------|
| 大江町 | 38.8% | 0.0% | 5.6% | 55.1% | 0.6% |
| 寒河江市 | 62.5% | 0.1% | 1.9% | 35.4% | 0.1% |
| 山辺町 | 60.8% | 0.3% | 1.5% | 37.2% | 0.3% |
| 中山町 | 51.0% | 0.0% | 3.0% | 46.1% | 0.0% |
| 西川町 | 45.3% | 0.0% | 0.0% | 54.7% | 0.0% |
| 朝日町 | 34.2% | 0.0% | 2.5% | 63.3% | 0.0% |
| 山形県 | 61.9% | 0.1% | 3.1% | 34.4% | 0.4% |
| 全国 | 84.1% | 0.3% | 5.0% | 10.3% | 0.4% |

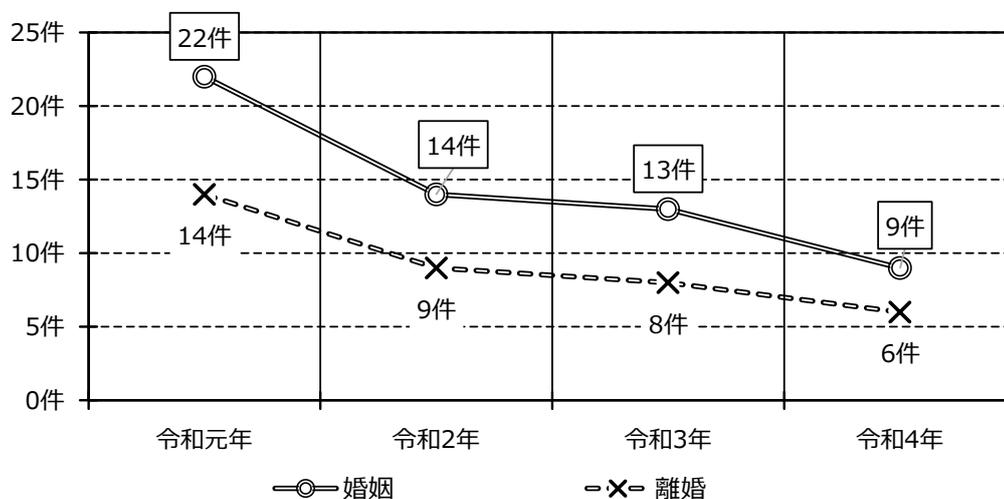
資料：国勢調査（令和2年）

6歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、多世代同居世帯が55.1%と半数以上を占め、山形県や全国よりも高い割合となっています。

近隣市町も多世代同居世帯の割合が高く、朝日町について高い割合となっています。

(3) 婚姻や出生の状況

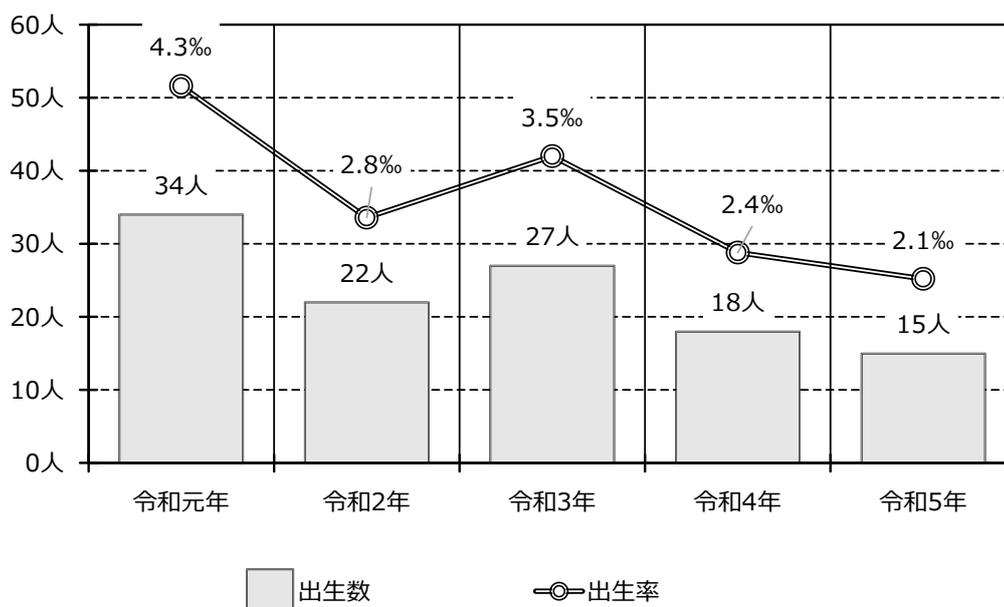
1) 婚姻・離婚数の推移



資料：山形県統計年鑑

婚姻数、離婚数ともに減少傾向にあり、令和4年の婚姻数は9件、離婚数は6件となっており、どちらも令和元年の4割程度の水準まで減少しています。各年、婚姻数が離婚数を上回っています。

2) 出生数の推移

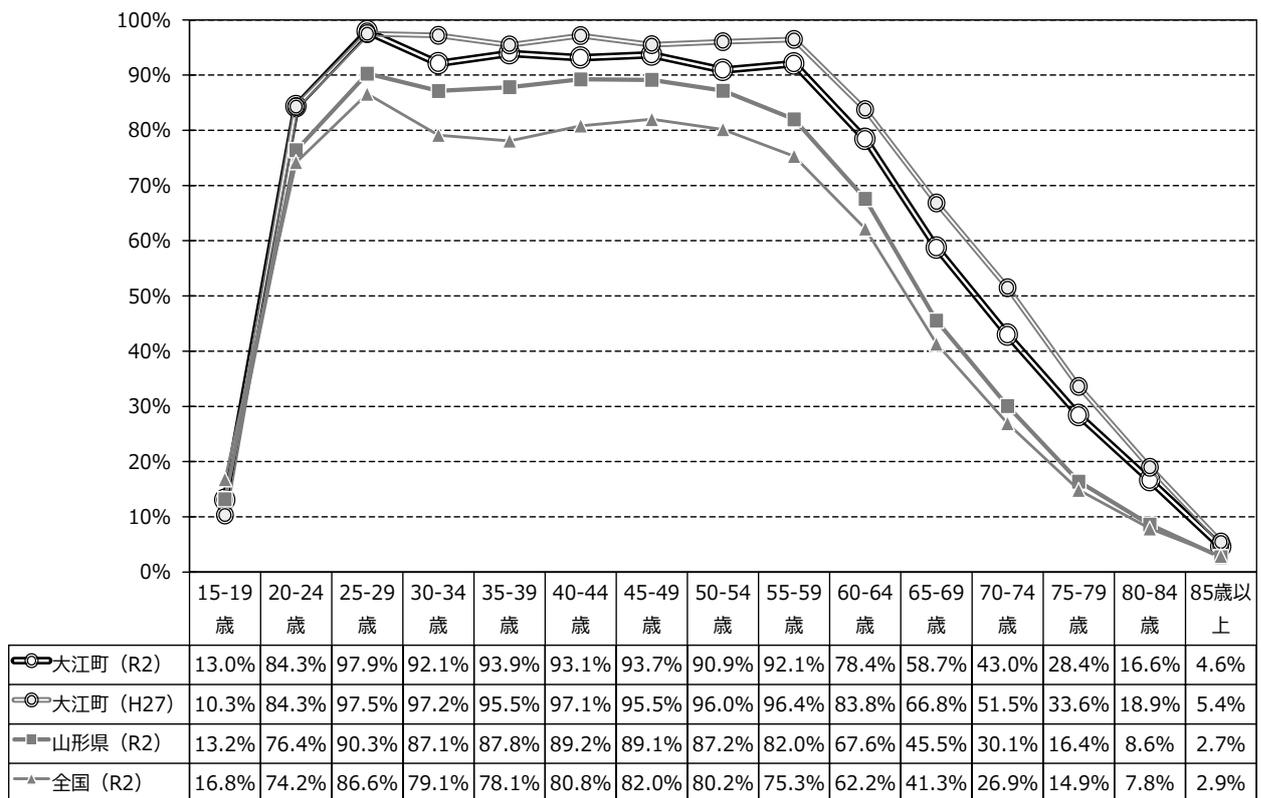


資料：山形県社会的移動人口調査

※出生率 (%) = 当年出生数 / 前年人口 × 1,000

出生数はおおむね減少傾向にあり、令和5年には15人となっています。出生率も年々低下しており、令和5年は2.1%となっています。

(4) 女性の労働力率の推移



資料：国勢調査（平成27年、令和2年）

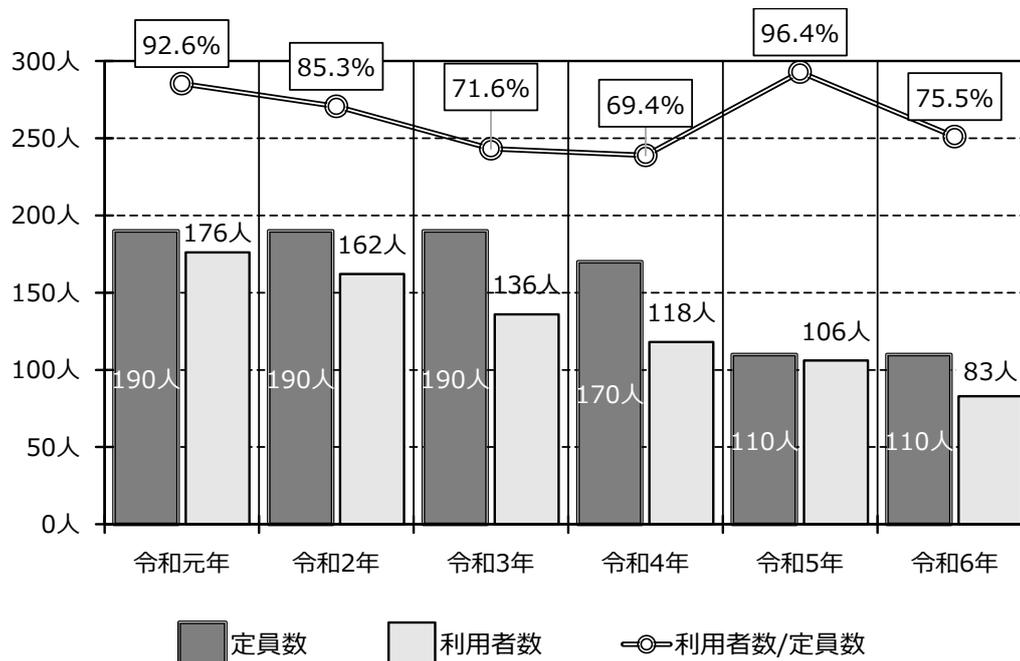
※労働力率（％）＝労働力人口／15歳以上人口×100

令和2年の女性の労働力率をみると、20歳以上では山形県や全国よりも高い水準となっており、25～59歳では9割以上となっています。平成27年に比べると全般的にやや労働力率は低下しています。

平成27年に比べると、30-34歳にかけていったん労働力率が低下するM字カーブの傾向が強まったようにみえますが、30-34歳の労働力率も9割を超えており、おおむね25～59歳を上辺とする台形の形になっていると思われます。

(5) 保育・教育を取り巻く状況

1) 保育所の状況



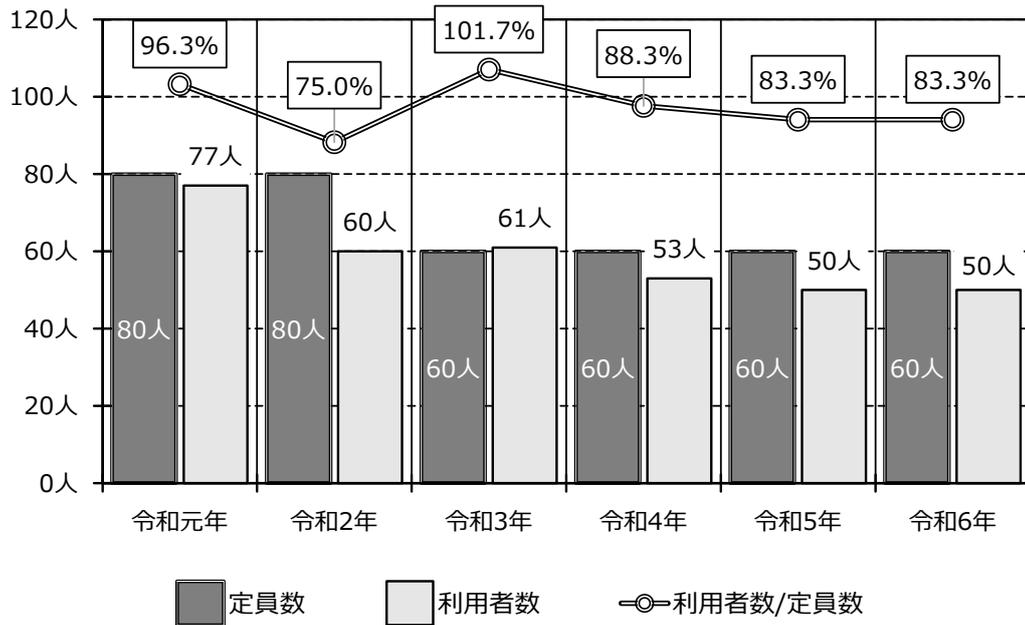
| | | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 保育所 | 箇所数 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| | 定員数 | 190人 | 190人 | 190人 | 170人 | 110人 | 110人 |
| | 利用者数 | 176人 | 162人 | 136人 | 118人 | 106人 | 83人 |
| | 保育士等職員数 | 34人 | 33人 | 32人 | 27人 | 27人 | 26人 |
| | その他職員数 | 16人 | 14人 | 14人 | 15人 | 12人 | 12人 |

資料：町統計資料

保育所は2か所あり、定員数は令和4年と令和5年に見直しており、令和6年は110人となっています。

利用者数は令和元年の176人から令和6年には83人まで年々減少しており、定員数に占める利用者数の割合も令和4年にかけて減少しており、定員数の見直しにより令和5年には9割台まで上昇したものの、令和6年には再び7割台まで低下しています。

2) 幼稚園の状況



| | | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 幼稚園 | 箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | 定員数 | 80人 | 80人 | 60人 | 60人 | 60人 | 60人 |
| | 利用者数 | 77人 | 60人 | 61人 | 53人 | 50人 | 50人 |
| | 保育士等職員数 | 8人 | 8人 | 7人 | 8人 | 8人 | 8人 |
| | その他職員数 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

資料：町統計資料

幼稚園は1か所で、定員数は令和3年に見直し、以降、令和6年まで60人となっています。

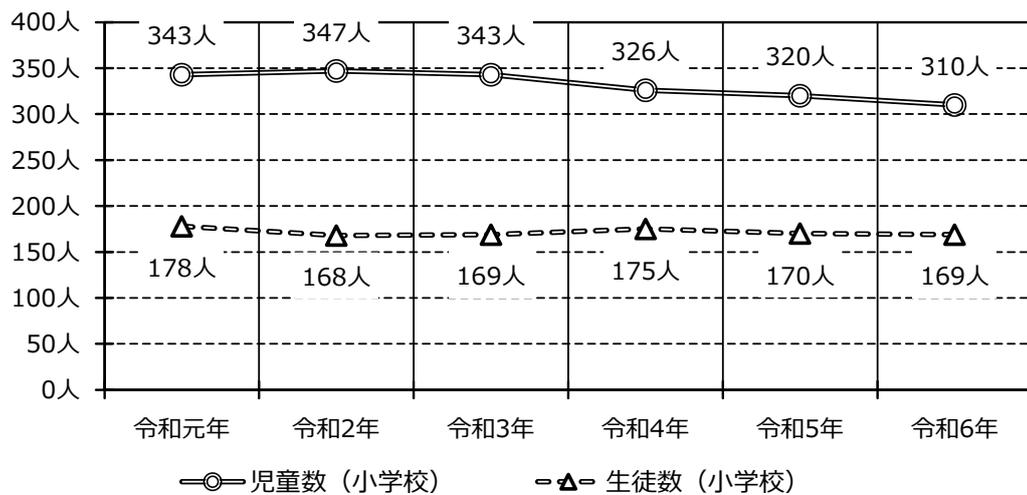
利用者数は令和元年には77人でしたが以降減少傾向にあり、令和4年からは50人台で推移しています。

定員数に占める利用者数の割合は、定員数の見直しを行った令和3年には100%を超えましたが、以降は8割台で推移し、令和6年には83.3%となっています。

3) 認定こども園の状況

町内に認定こども園はありませんが、近隣の施設の利用者が令和2年以降毎年2～4人程度となっています。

4) 小・中学校の状況



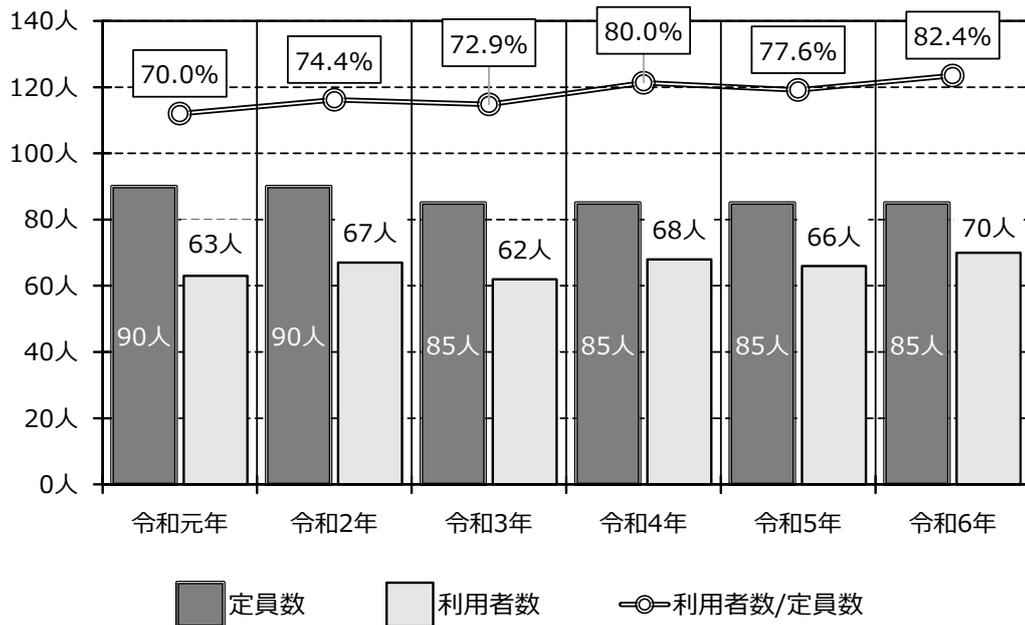
| | | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 小学校 | 箇所数 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| | 児童数 | 343人 | 347人 | 343人 | 326人 | 320人 | 310人 |
| | 教職員等職員数 | 29人 | 27人 | 29人 | 30人 | 28人 | 29人 |
| 中学校 | 箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | 生徒数 | 178人 | 168人 | 169人 | 175人 | 170人 | 169人 |
| | 教職員等職員数 | 15 | 16 | 16 | 19 | 19 | 19 |

資料：町統計資料

小学校は2か所、中学校は1か所となっています。

小学校の児童数はやや減少傾向にあり、令和6年には310人となっています。
中学校の生徒数は増減はあるものの、おおむね170人前後で推移しています。

5) 学童保育の状況



| | | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 学童保育 | 箇所数 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| | 定員数 | 90人 | 90人 | 85人 | 85人 | 85人 | 85人 |
| | 登録者数 | 88人 | 90人 | 80人 | 89人 | 81人 | 87人 |
| | 利用者数 | 63人 | 67人 | 62人 | 68人 | 66人 | 70人 |
| | 教職員等職員数 | 9人 | 9人 | 9人 | 9人 | 9人 | 10人 |

資料：町統計資料

学童保育は2か所設置されており、定員数は令和3年以降85人となっています。

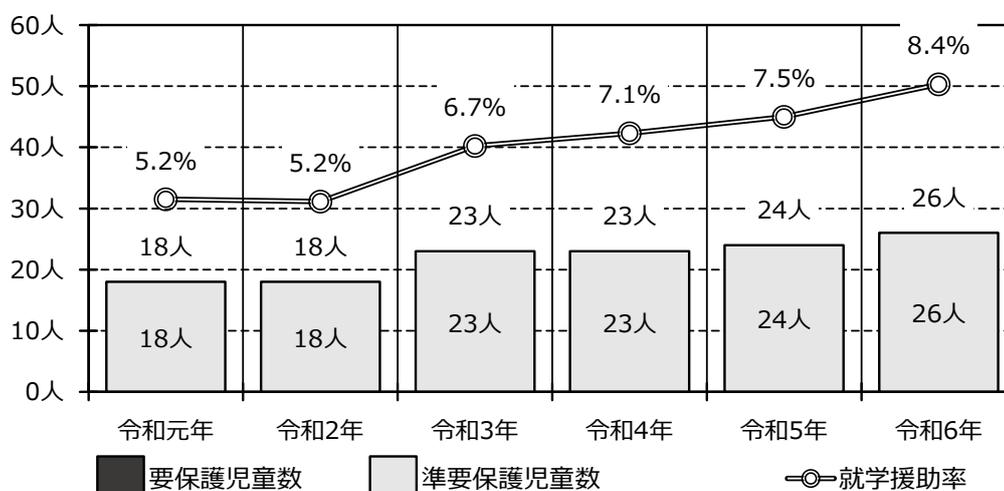
登録者数はおおむね定員数に近い水準で推移していますが、利用者数は登録者数より少ない60人台で推移しています。

令和元年の利用者数は63人で、以降やや増加し、令和6年には70人となっています。

定員数に占める利用者数の割合は令和元年の70.0%から上昇に上昇し、令和6年には82.4%となっています。

(6) 経済的に厳しい状況にある世帯の状況

1) 小学校における要保護・準要保護児童数の推移



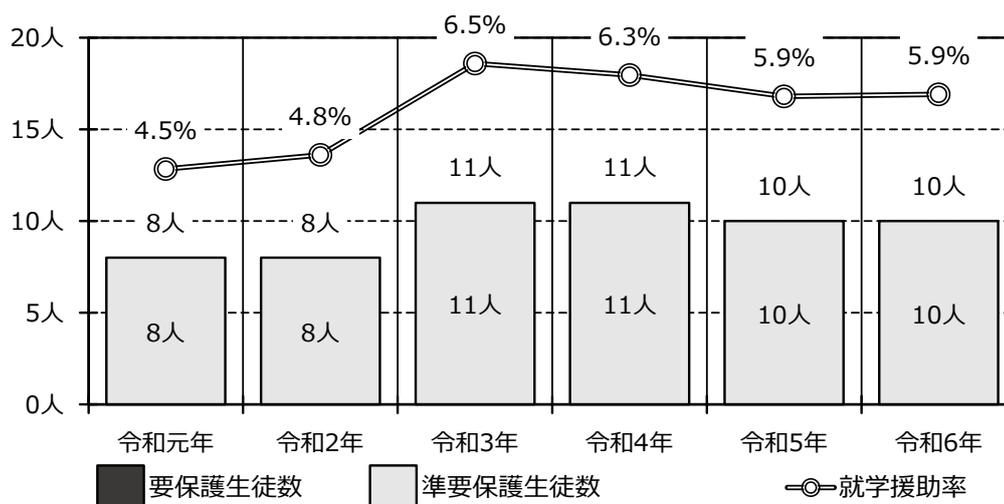
| | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 全校児童数 | 343人 | 347人 | 343人 | 326人 | 320人 | 310人 |
| 要保護・準要保護児童数 | 18人 | 18人 | 23人 | 23人 | 24人 | 26人 |
| 要保護児童数 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 準要保護児童数 | 18人 | 18人 | 23人 | 23人 | 24人 | 26人 |
| 就学援助率 | 5.2% | 5.2% | 6.7% | 7.1% | 7.5% | 8.4% |

資料：町統計資料

小学校における要保護・準要保護児童数の推移をみると、要保護児童は0人のままですが、準要保護児童はやや増加しており、令和元年の18人から、令和6年には26人と1.4倍に増加しています。

就学援助率も上昇傾向にあり、令和6年には8.4%となっています。

2) 中学校における要保護・準要保護生徒数の推移



| | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 全校生徒数 | 178人 | 168人 | 169人 | 175人 | 170人 | 169人 |
| 要保護・準要保護生徒数 | 8人 | 8人 | 11人 | 11人 | 10人 | 10人 |
| 要保護生徒数 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 準要保護生徒数 | 8人 | 8人 | 11人 | 11人 | 10人 | 10人 |
| 就学援助率 | 4.5% | 4.8% | 6.5% | 6.3% | 5.9% | 5.9% |

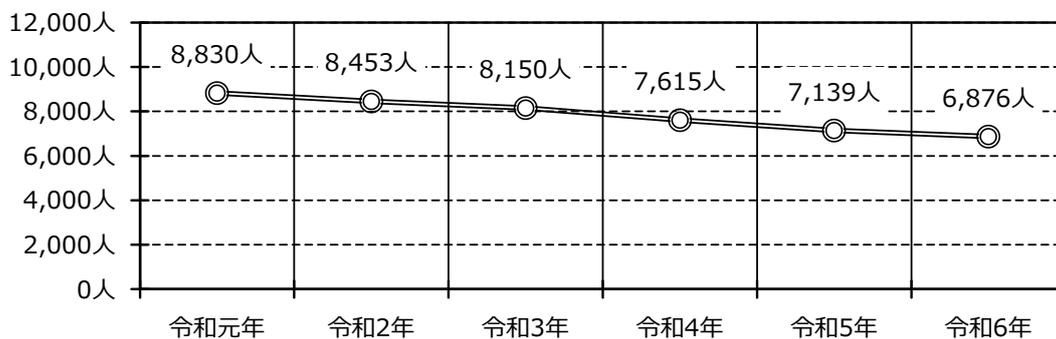
資料：町統計資料

中学校における要保護・準要保護生徒数の推移をみると、要保護生徒は0人のままですが、準要保護生徒は令和2年まで8人でしたが、令和3年に11人に増加し、令和5年以降は10人となっています。

就学援助率も令和3年に6.5%まで上昇し、以降はやや減少して令和5年には5.9%となっています。

(7) 各種手当等の状況

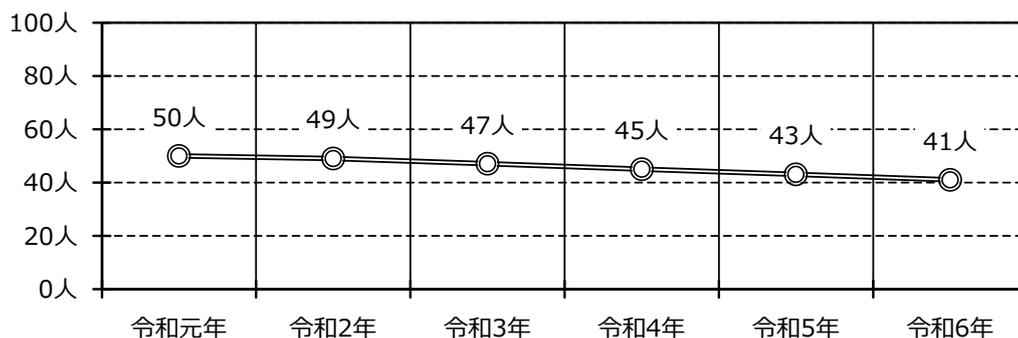
1) 児童手当の支給状況



資料：町統計資料

児童手当の受給者数は減少傾向にあり、令和元年の 8,830 人から、令和 6 年には 6,876 人と、1,954 人の減少となっています。

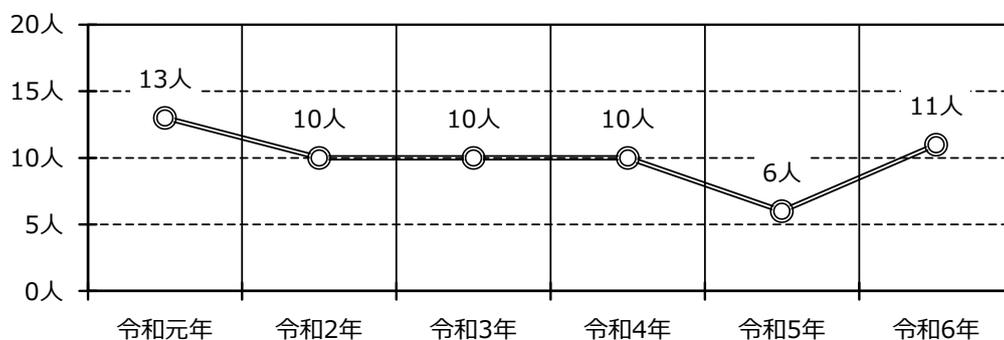
2) 児童扶養手当の支給状況



資料：町統計資料

児童扶養手当の受給者数はやや減少傾向にあり、令和元年の 50 人から、令和 6 年には 41 人と、9 人の減少となっています。

3) 特別児童扶養手当の支給状況



資料：町統計資料

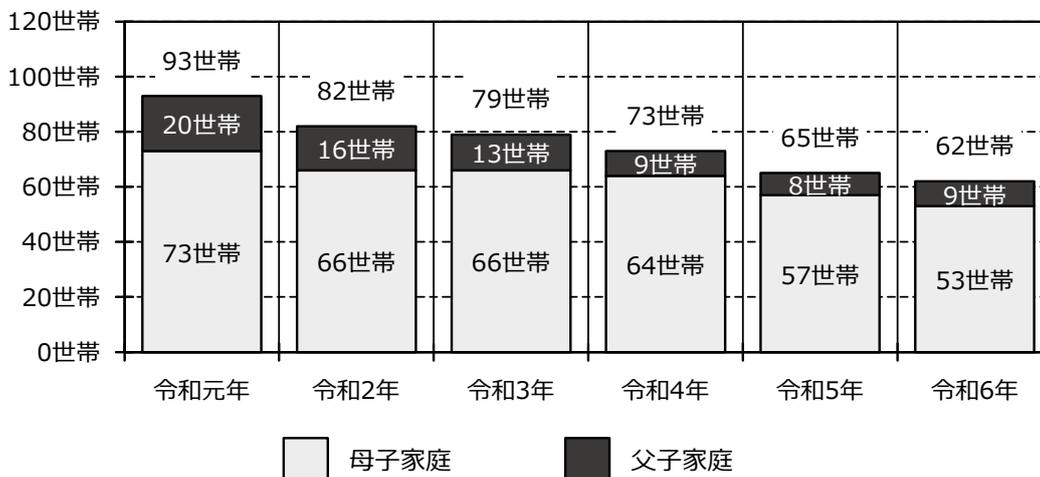
特別児童扶養手当の受給者数は令和 2～4 年にかけて、10 人で推移していましたが、令和 5 年にいったん 6 人まで減少し、令和 6 年には再び 11 人となっています。

(8) ひとり親世帯の状況

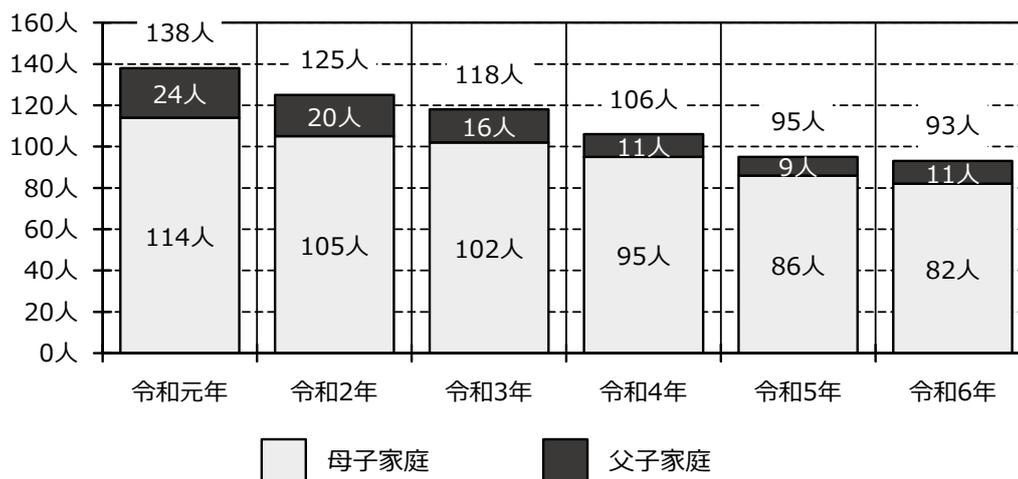
1) ひとり親世帯、ひとり親世帯の児童数の推移

| | | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 母子家庭 | 世帯数 | 73世帯 | 66世帯 | 66世帯 | 64世帯 | 57世帯 | 53世帯 |
| | 児童数 | 114人 | 105人 | 102人 | 95人 | 86人 | 82人 |
| 父子家庭 | 世帯数 | 20世帯 | 16世帯 | 13世帯 | 9世帯 | 8世帯 | 9世帯 |
| | 児童数 | 24人 | 20人 | 16人 | 11人 | 9人 | 11人 |
| 計 | 世帯数 | 93世帯 | 82世帯 | 79世帯 | 73世帯 | 65世帯 | 62世帯 |
| | 児童数 | 138人 | 125人 | 118人 | 106人 | 95人 | 93人 |

<ひとり親世帯数>



<ひとり親世帯の児童数>



資料：町統計資料

ひとり親世帯の大半は母子家庭となっており、母子家庭、父子家庭ともに減少傾向となっています。

ひとり親世帯の減少にともない、ひとり親世帯の児童数も減少しており、令和元年の138人から、令和6年には93人と、45人の減少となっています。

2. 教育・保育事業の実施状況

(1) 教育・保育事業

※計画値（確保策）は第2期子ども・子育て支援事業計画において設定した値
（令和5・6年度は中間見直し後の数値）

◎教育利用での進捗状況

（3～5歳で1号認定もしくは2号認定を受け、教育利用を希望する者）

<教育利用全体>

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 計画値（確保策）（A） | 80人 | 80人 | 80人 | 60人 | 60人 |
| 実績値（B） | 57人 | 63人 | 57人 | 55人 | 53人 |
| B-A | ▲23人 | ▲17人 | ▲23人 | ▲5人 | ▲7人 |
| B/A | 71.3% | 78.8% | 71.3% | 91.7% | 88.3% |

<教育利用内訳>

■1号認定（3～5歳）

| | | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-------------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 計画値（確保策）（A） | | | 30人 | 30人 | 30人 | 20人 | 20人 |
| 実績値（B） | | | 25人 | 28人 | 16人 | 19人 | 17人 |
| 施設型給付 | 認定こども園 | | 0人 | 1人 | 0人 | 8人 | 0人 |
| | 幼稚園 | | 25人 | 27人 | 16人 | 19人 | 17人 |
| 確認を受けない幼稚園 | | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| B-A | | | ▲5人 | ▲2人 | ▲14人 | ▲1人 | ▲3人 |
| B/A | | | 83.3% | 93.3% | 53.3% | 95.0% | 85.0% |

■2号認定（3～5歳）で教育利用希望

| | | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-------------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 計画値（確保策）（A） | | | 50人 | 50人 | 50人 | 40人 | 40人 |
| 実績値（B） | | | 32人 | 35人 | 41人 | 36人 | 36人 |
| 施設型給付 | 認定こども園 | | 2人 | 2人 | 3人 | 2人 | 2人 |
| | 幼稚園 | | 30人 | 33人 | 38人 | 34人 | 34人 |
| 確認を受けない幼稚園 | | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| B-A | | | ▲18人 | ▲15人 | ▲9人 | ▲4人 | ▲4人 |
| B/A | | | 64.0% | 70.0% | 82.0% | 90.0% | 90.0% |

◎保育利用での進捗状況

(3～5歳で2号認定を受け、保育利用を希望する者及び0～2歳で3号認定を受けた者)

<保育利用全体>

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 計画値(確保策)(A) | 179人 | 179人 | 177人 | 110人 | 110人 |
| 実績値(B) | 162人 | 137人 | 120人 | 107人 | 88人 |
| B-A | ▲17人 | ▲42人 | ▲57人 | ▲3人 | ▲22人 |
| B/A | 90.5% | 76.5% | 67.8% | 97.3% | 80.0% |

<保育利用内訳>

■2号認定(3～5歳)で保育利用希望

| | | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-------------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 計画値(確保策)(A) | | | 95人 | 95人 | 94人 | 65人 | 65人 |
| 実績値(B) | | | 95人 | 90人 | 70人 | 55人 | 47人 |
| 施設型給付 | 保育所 | | 95人 | 90人 | 70人 | 55人 | 46人 |
| | 認定こども園 | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 |
| B-A | | | 0人 | ▲5人 | ▲24人 | ▲10人 | ▲18人 |
| B/A | | | 100.0% | 94.7% | 74.5% | 84.6% | 72.3% |

■3号認定(0歳)

| | | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-------------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 計画値(確保策)(A) | | | 25人 | 25人 | 25人 | 9人 | 9人 |
| 実績値(B) | | | 13人 | 13人 | 11人 | 12人 | 7人 |
| 施設型給付 | 保育所 | | 13人 | 13人 | 11人 | 12人 | 7人 |
| | 認定こども園 | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| B-A | | | ▲12人 | ▲12人 | ▲14人 | 3人 | ▲2人 |
| B/A | | | 52.0% | 52.0% | 44.0% | 133.3% | 77.8% |

■3号認定(1歳)

| | | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-------------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 計画値(確保策)(A) | | | 24人 | 24人 | 24人 | 18人 | 15人 |
| 実績値(B) | | | 24人 | 16人 | 21人 | 18人 | 13人 |
| 施設型給付 | 保育所 | | 24人 | 16人 | 20人 | 18人 | 13人 |
| | 認定こども園 | | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 | 0人 |
| B-A | | | 0人 | ▲8人 | ▲3人 | 0人 | ▲2人 |
| B/A | | | 100.0% | 66.7% | 87.5% | 100.0% | 86.7% |

■3号認定(2歳)

| | | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-------------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 計画値(確保策)(A) | | | 35人 | 35人 | 34人 | 18人 | 21人 |
| 実績値(B) | | | 30人 | 18人 | 18人 | 22人 | 21人 |
| 施設型給付 | 保育所 | | 30人 | 18人 | 18人 | 21人 | 21人 |
| | 認定こども園 | | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 |
| B-A | | | ▲5人 | ▲17人 | ▲16人 | 4人 | 0人 |
| B/A | | | 85.7% | 51.4% | 52.9% | 122.2% | 100.0% |

(2) 地域子ども・子育て支援事業

※計画値（確保策）は第2期子ども・子育て支援事業計画において設定した値

（令和5・6年度は中間見直し後の数値）

※令和6年度の値については暫定値となっています

◎利用者支援事業

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 箇所数 | 計画値（確保策）（A） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | 実績値（B） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | B－A | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| | B/A | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

◎延長保育事業

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 提供量 | 計画値（確保策）（A） | 89人 | 88人 | 88人 | 84人 | 83人 |
| | 実績値（B） | 72人 | 66人 | 59人 | 55人 | 50人 |
| | B－A | ▲17人 | ▲22人 | ▲29人 | ▲29人 | ▲33人 |
| | B/A | 80.9% | 75.0% | 67.0% | 65.5% | 60.2% |
| 箇所数 | 計画値（確保策）（A） | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| | 実績値（B） | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| | B－A | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| | B/A | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

◎放課後児童クラブ

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 提供量 | 計画値（確保策）（A） | 90人 | 90人 | 90人 | 90人 | 90人 | |
| | 低学年 | | 68人 | 72人 | 72人 | 70人 | 70人 |
| | | 高学年 | 22人 | 18人 | 18人 | 20人 | 20人 |
| | 実績値（B） | 67人 | 62人 | 68人 | 66人 | 70人 | |
| | 低学年 | | 62人 | 56人 | 62人 | 58人 | 64人 |
| | | 高学年 | 5人 | 6人 | 6人 | 8人 | 6人 |
| | B－A | ▲23人 | ▲28人 | ▲22人 | ▲24人 | ▲20人 | |
| B/A | 74.4% | 68.9% | 75.6% | 73.3% | 77.8% | | |
| 箇所数 | 計画値（確保策）（A） | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | |
| | 実績値（B） | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | |
| | B－A | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | |
| | B/A | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | |

◎子育て短期支援事業（ショートステイ）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 提供量 | 計画値（確保策）（A） | 6人日 | 6人日 | 6人日 | 6人日 | 6人日 |
| | 実績値（B） | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| | B-A | ▲6人日 | ▲6人日 | ▲6人日 | ▲6人日 | ▲6人日 |
| | B/A | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 箇所数 | 計画値（確保策）（A） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 2か所 | 2か所 |
| | 実績値（B） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 2か所 | 2か所 |
| | B-A | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| | B/A | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

◎子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 提供量 | 計画値（確保策）（A） | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 |
| | 実績値（B） | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| | B-A | ▲1人日 | ▲1人日 | ▲1人日 | ▲1人日 | ▲1人日 |
| | B/A | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 箇所数 | 計画値（確保策）（A） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | 実績値（B） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | B-A | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| | B/A | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

◎乳児家庭全戸訪問事業

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 提供量 | 計画値（確保策）（A） | 29人回 | 27人回 | 26人回 | 23人回 | 22人回 |
| | 実績値（B） | 29人回 | 28人回 | 15人回 | 13人回 | 16人回 |
| | B-A | 0人回 | 1人回 | ▲11人回 | ▲10人回 | ▲6人回 |
| | B/A | 100.0% | 103.7% | 57.7% | 56.5% | 72.7% |

◎養育支援訪問事業

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 提供量 | 計画値（確保策）（A） | 2人回 | 2人回 | 2人回 | 2人回 | 2人回 |
| | 実績値（B） | 2人回 | 1人回 | 2人回 | 2人回 | 3人回 |
| | B-A | 0人回 | ▲1人回 | 0人回 | 0人回 | 1人回 |
| | B/A | 100.0% | 50.0% | 100.0% | 100.0% | 150.0% |

◎地域子育て支援拠点事業

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 提供量 | 計画値（確保策）（A） | 3,122人日 | 3,090人日 | 3,230人日 | 2,435人日 | 2,501人日 |
| | 実績値（B） | 2,771人日 | 2,755人日 | 2,273人日 | 4,043人日 | 3,372人日 |
| | B-A | ▲ 351人日 | ▲ 335人日 | ▲ 957人日 | 1,608人日 | 871人日 |
| | B/A | 88.8% | 89.2% | 70.4% | 166.0% | 134.8% |
| 箇所数 | 計画値（確保策）（A） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | 実績値（B） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | B-A | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| | B/A | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

◎一時預かり事業（幼稚園型以外）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 提供量 | 計画値（確保策）（A） | 94人日 | 89人日 | 86人日 | 79人日 | 76人日 |
| | 実績値（B） | 94人日 | 32人日 | 0人日 | 4人日 | 6人日 |
| | B-A | 0人日 | ▲ 57人日 | ▲ 86人日 | ▲ 75人日 | ▲ 70人日 |
| | B/A | 100.0% | 36.0% | 0.0% | 5.1% | 7.9% |
| 箇所数 | 計画値（確保策）（A） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | 実績値（B） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | B-A | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| | B/A | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

◎ファミリー・サポート・センター

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 提供量 | 計画値（確保策）（A） | 5人日 | 5人日 | 5人日 | 4人日 | 4人日 |
| | 実績値（B） | 3人日 | 1人日 | 1人日 | 0人日 | 1人日 |
| | B-A | ▲ 2人日 | ▲ 4人日 | ▲ 4人日 | ▲ 4人日 | ▲ 3人日 |
| | B/A | 60.0% | 20.0% | 20.0% | 0.0% | 25.0% |
| 箇所数 | 計画値（確保策）（A） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | 実績値（B） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | B-A | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| | B/A | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

◎病児・病後児保育事業

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 提供量 | 計画値（確保策）（A） | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 68人日 | 85人日 |
| | 実績値（B） | 0人日 | 21人日 | 44人日 | 34人日 | 40人日 |
| | B-A | 0人日 | 21人日 | 44人日 | ▲ 34人日 | ▲ 45人日 |
| | B/A | | | | 50.0% | 47.1% |

◎子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター就学児）

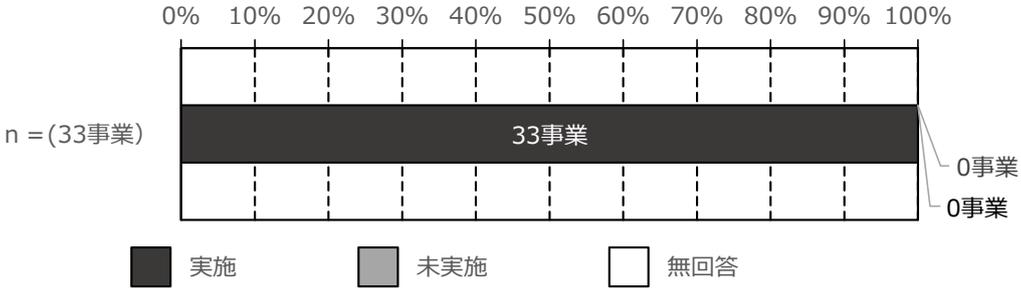
| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 提供量 | 計画値（確保策）（A） | 2人日 | 2人日 | 2人日 | 2人日 | 2人日 |
| | 低学年 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 |
| | 高学年 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 |
| | 実績値（B） | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 1人日 | 0人日 |
| | 低学年 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 1人日 | 0人日 |
| | 高学年 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| | B-A | ▲2人日 | ▲2人日 | ▲2人日 | ▲1人日 | ▲2人日 |
| B/A | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 50.0% | 0.0% | |
| 箇所数 | 計画値（確保策）（A） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | 実績値（B） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | B-A | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| | B/A | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

◎妊産婦健康診査

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 提供量 | 計画値（確保策）（A） | 560人回 | 476人回 | 406人回 | 239人回 | 239人回 |
| | 実績値（B） | 278人回 | 216人回 | 224人回 | 123人回 | 123人回 |
| | B-A | ▲282人回 | ▲260人回 | ▲182人回 | ▲116人回 | ▲116人回 |
| | B/A | 49.6% | 45.4% | 55.2% | 51.5% | 51.5% |

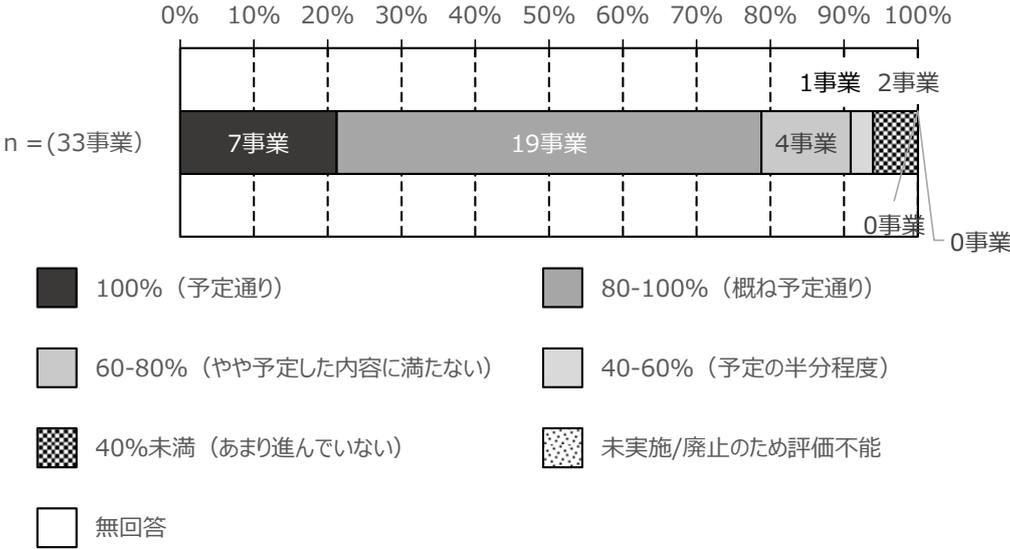
3. 第2期計画記載事業の進捗状況

(1) 施策・事業の実施状況



第2期計画において記載のあった33の施策・事業について、各担当課によりこれまでの取組状況を検証したところ、現在までにすべての事業を実施しています。

(2) 施策・事業の進捗評価



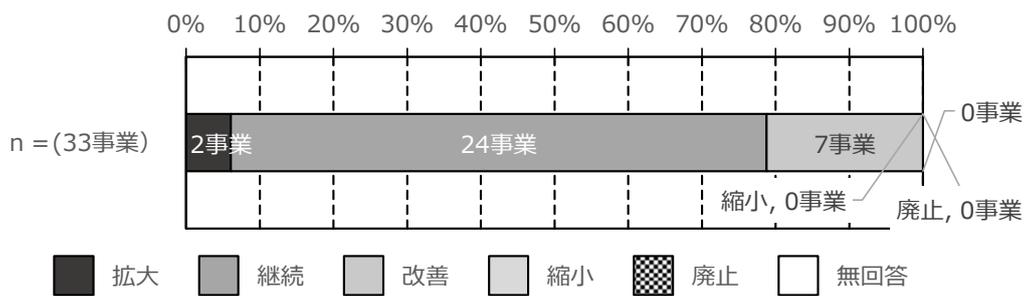
7事業については、「100% (予定通り)」、19の事業については「80-100% (概ね予定通り)」と評価されており、8割近くの事業は予定通りに取り組むことができます。

一方、「40%未満 (あまり進んでいない)」は2事業となっています。

[40%未満 (あまり進んでいない)]

- ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)
- 仕事と子育てが両立できる環境づくり

(3) 施策・事業の今後の取り組み方向



今後の施策・事業の取り組み方向として、廃止や縮小を予定している事業はありません。多くの事業は「継続」(24事業)となっており、事業の内容や規模を「拡大」していくものが2事業、内容等の見直しを図り「改善」していくものが7事業となっています。

[拡大]

- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
- 若者が定着できる環境づくり

[改善]

- 子育て短期支援事業
- 男女共同参画で子育てをする環境づくり
- 仕事と子育てが両立できる環境づくり
- ひとり親家庭への支援
- 経済的支援の充実
- 幼稚園と認可保育所の連携
- 交流活動の推進

4. アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の概要

1) 子ども・子育て支援事業計画策定に関する調査

◇就学前児童保護者対象調査

| | |
|------|--|
| 調査期間 | 令和6年2月 |
| 調査方法 | 保育園または幼稚園での直接配布・回収または Web 回答 上記以外で就学前児童のいる世帯については郵送による配布・回収または Web 回答 |
| 調査対象 | 就学前児童を持つ保護者 |
| 回収状況 | 配布数：170 件⇒有効回収数：107 件 有効回収率：62.9% |

◇小学生児童保護者対象調査

| | |
|------|--|
| 調査期間 | 令和6年2月 |
| 調査方法 | 小学校での直接配布・回収または Web 回答 |
| 調査対象 | 小学生を持つ保護者 |
| 回収状況 | 配布数：330 件⇒有効回収数：213 件 有効回収率：64.2% |

2) 子どもの成長環境に関する調査

◇小・中学生本人調査

| | |
|------|---------------------------------------|
| 調査期間 | 令和6年2月 |
| 調査方法 | Web 回答 |
| 調査対象 | 小学5年生～中学2年生の児童生徒 |
| 回収状況 | 配布数：240 件⇒有効回収数：95 件 有効回収率：39.6% |

◇小・中学生保護者調査

| | |
|------|---|
| 調査期間 | 令和6年2月 |
| 調査方法 | 学校での直接配布・回収または Web 回答 郵送による配布・回収または Web 回答 |
| 調査対象 | 小学5年生～中学2年生を持つ保護者 |
| 回収状況 | 配布数：240 件⇒有効回収数：139 件 有効回収率：57.9% |

(2) 調査結果の概要

1) 子ども・子育て支援事業計画策定に関する調査

◇就学前児童保護者対象調査

○「定期的な」教育・保育事業の今後の利用希望

| | n | 平日 | 子どもの長期休暇期間中 | 土曜日 | 日曜・祝日 | 利用するつもりはない | 無回答 |
|---------------------|------|-------|-------------|-------|-------|------------|-------|
| 1. 幼稚園(通常の就園時間の利用) | 107件 | 37.4% | 15.0% | 5.6% | 0.9% | 28.0% | 34.6% |
| | | 40件 | 16件 | 6件 | 1件 | 30件 | 37件 |
| 2. 幼稚園の預かり保育 | 107件 | 29.0% | 14.0% | 3.7% | 0.9% | 31.8% | 37.4% |
| | | 31件 | 15件 | 4件 | 1件 | 34件 | 40件 |
| 3. 認可保育所 | 107件 | 46.7% | 15.0% | 17.8% | 3.7% | 30.8% | 21.5% |
| | | 50件 | 16件 | 19件 | 4件 | 33件 | 23件 |
| 4. 認定こども園 | 107件 | 17.8% | 5.6% | 7.5% | 1.9% | 43.0% | 38.3% |
| | | 19件 | 6件 | 8件 | 2件 | 46件 | 41件 |
| 5. 小規模な保育施設 | 107件 | 8.4% | 0.9% | 2.8% | 0.9% | 50.5% | 38.3% |
| | | 9件 | 1件 | 3件 | 1件 | 54件 | 41件 |
| 6. 家庭的保育 | 107件 | 9.3% | 1.9% | 8.4% | 9.3% | 44.9% | 39.3% |
| | | 10件 | 2件 | 9件 | 10件 | 48件 | 42件 |
| 7. 事業所内保育施設 | 107件 | 4.7% | 0.0% | 1.9% | 4.7% | 53.3% | 38.3% |
| | | 5件 | 0件 | 2件 | 5件 | 57件 | 41件 |
| 8. 自治体の認証・認定保育施設 | 107件 | 6.5% | 2.8% | 3.7% | 3.7% | 48.6% | 41.1% |
| | | 7件 | 3件 | 4件 | 4件 | 52件 | 44件 |
| 9. その他の認可外の保育施設 | 107件 | 3.7% | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 54.2% | 41.1% |
| | | 4件 | 1件 | 1件 | 1件 | 58件 | 44件 |
| 10. 居宅訪問型保育 | 107件 | 3.7% | 0.9% | 0.9% | 1.9% | 54.2% | 40.2% |
| | | 4件 | 1件 | 1件 | 2件 | 58件 | 43件 |
| 11. ファミリー・サポート・センター | 107件 | 5.6% | 2.8% | 3.7% | 8.4% | 46.7% | 40.2% |
| | | 6件 | 3件 | 4件 | 9件 | 50件 | 43件 |

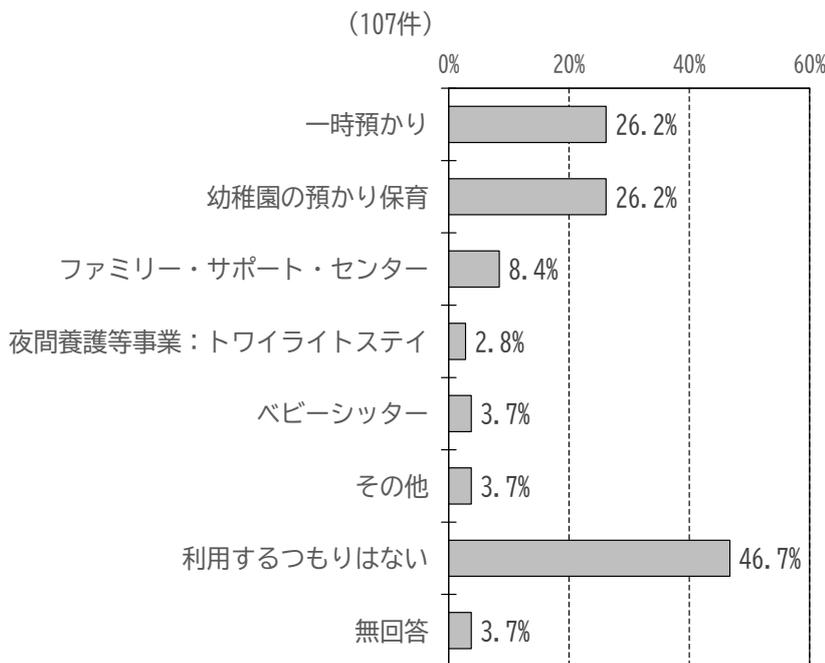
現在の利用の有無に関わらず、「平日」に定期的に利用したい事業は、「認可保育所」が46.7%、「幼稚園」が37.4%、「幼稚園の預かり保育」が29.0%、「認定こども園」が17.8%となっています。

「土曜日」に定期的に利用したい事業については、「認可保育所」が17.8%と2割弱程度で、その他に1割を超える事業はありませんでした。

「日曜・祝日」については、いずれの事業も定期的に利用したいと回答する割合は1割を下回っていますが、「家庭的保育」(9.8%)と「ファミリー・サポート・センター」(8.4%)は他の事業に比べて割合がやや高くなっています。

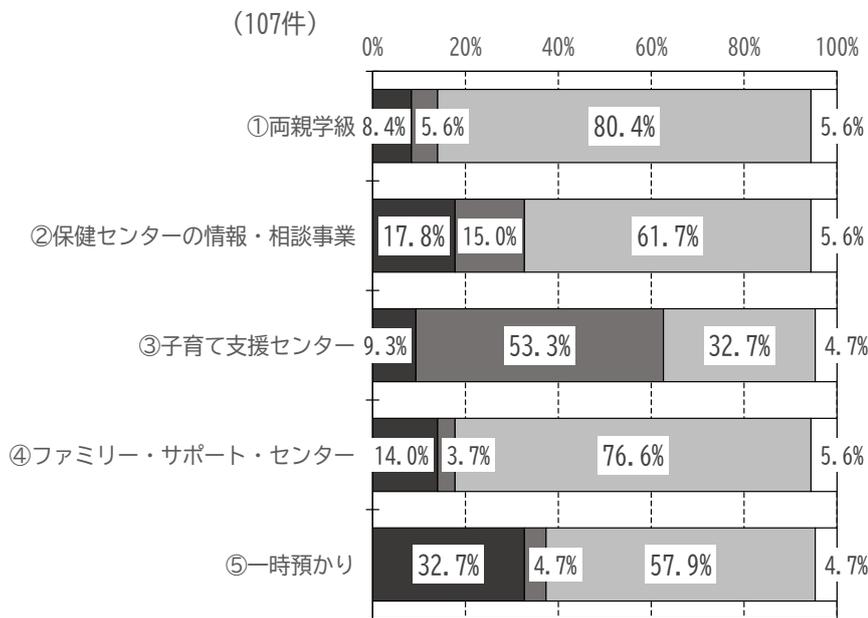
「子どもの長期休暇期間中」については、「幼稚園」(15.0%)、「幼稚園の預かり保育」(14.0%)、「認可保育所」(15.0%)などを定期的に利用したいと回答する割合が、それぞれ1割台となっています。

○不定期的に利用したい一時預かり事業等



今後不定期的に利用したい事業について聞くと、半数近くが「利用するつもりはない」（46.7%）としています。利用したい事業としては、「一時預かり」、「幼稚園の預かり保育」がともに26.2%となっています。

○地域子育て支援拠点事業の利用希望

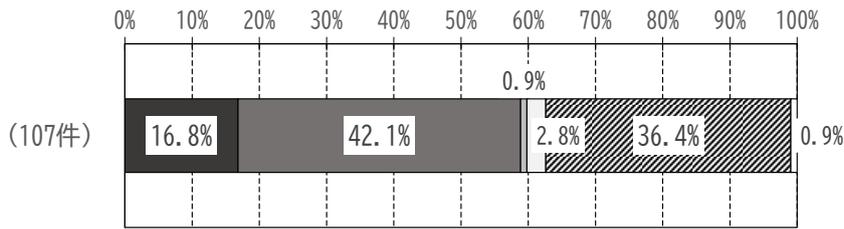


地域・子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、③子育て支援センター以外の事業はいずれも、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」への回答がもっとも多くなっています。

「利用していないが、新たに利用したい」という新規利用意向は、⑤一時預かり事業では3割を超えています。

- 利用していないが、新たに利用したい
- すでに利用しており、利用日数を増やしたい
- 新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたくない
- 無回答

○子どもが病気やけがのため教育・保育事業を利用できない場合に利用したい事業

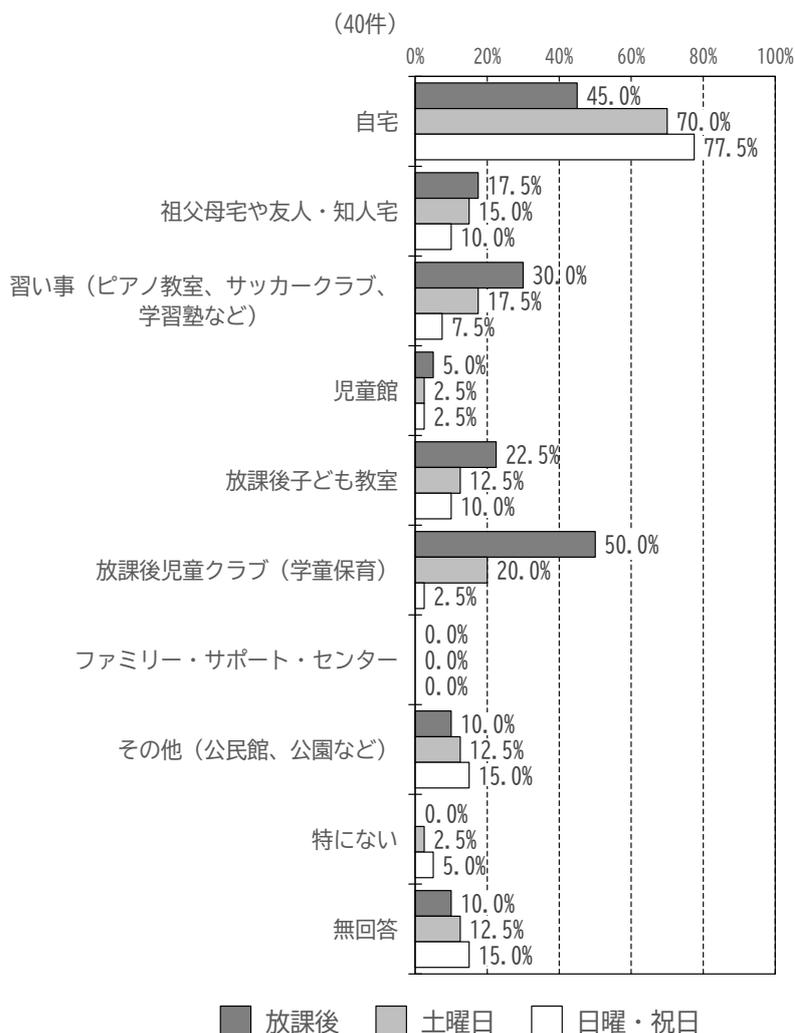


- 他の施設(幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業
- 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業
- 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業(ファミリー・サポート・センター等)
- その他
- 利用したいと思わない
- 無回答

子どもが病気やけがの際に利用したい事業についてみると、「利用したいと思わない」が36.4%と3割を超えています。

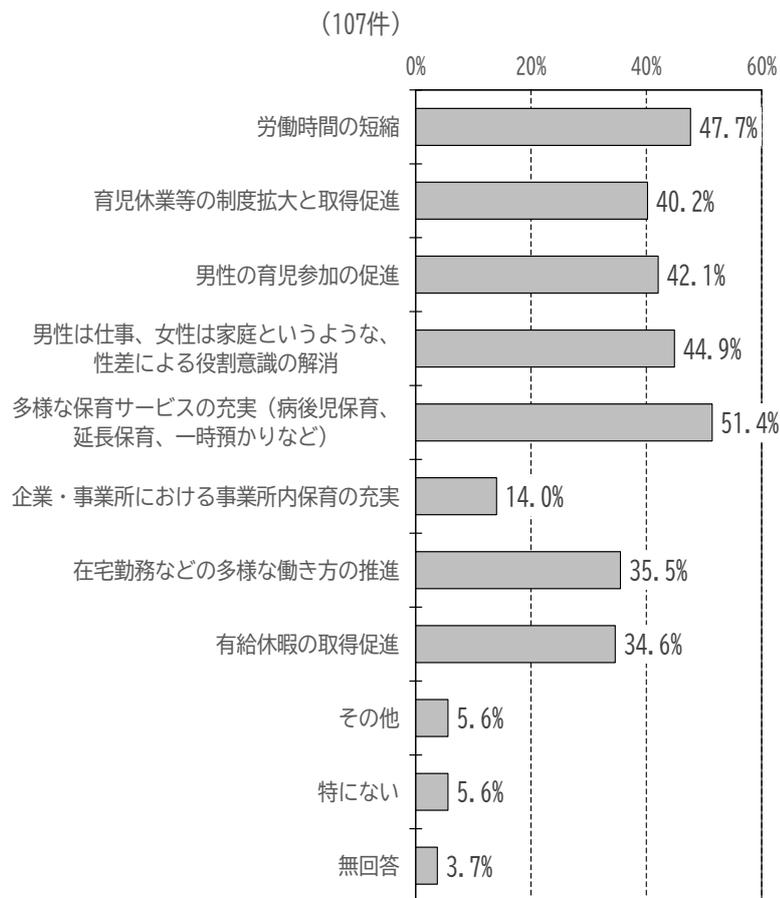
利用したい事業としては「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が42.1%でもっとも多くなっています。

○小学校就学後の放課後の過ごしませ方の希望



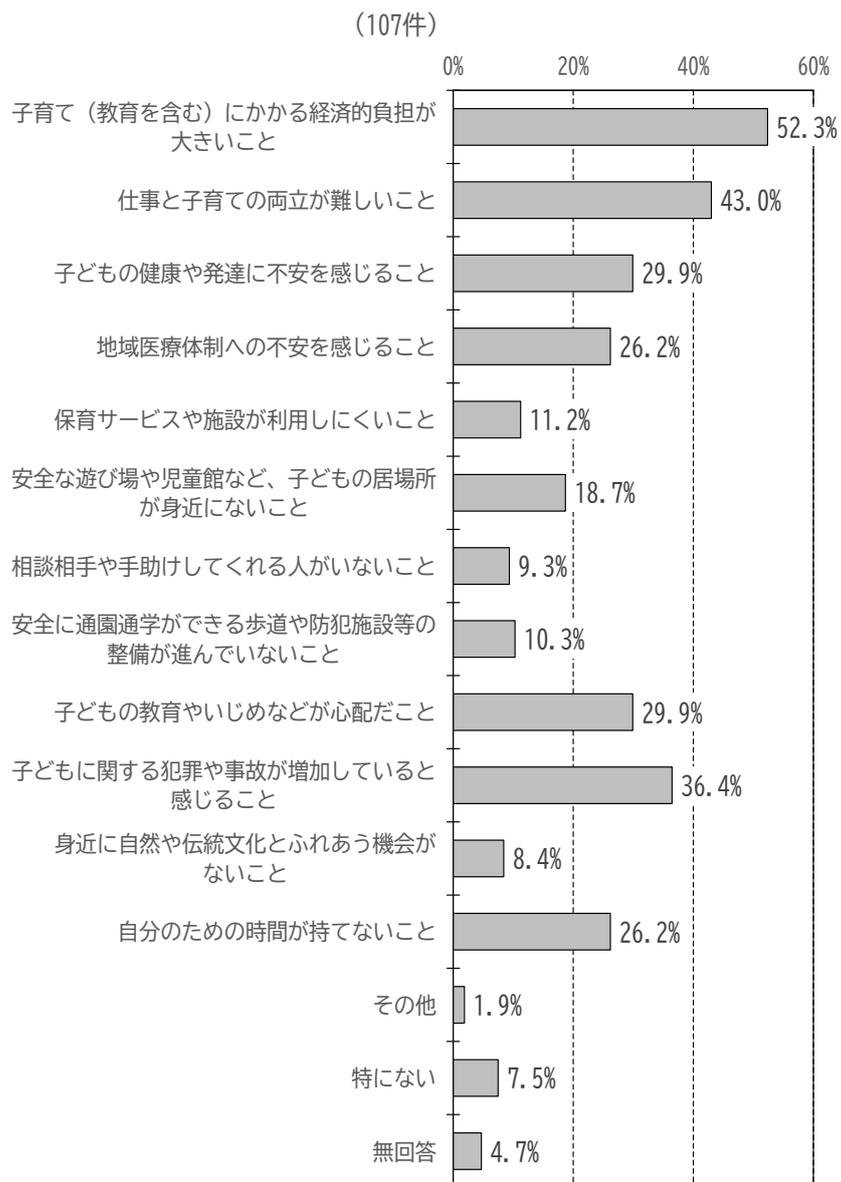
5歳以上の子どもを持つ人に、子どもが小学校の低学年(1~3年生)になったときの放課後の過ごしませ方について聞くと、「平日の放課後」の場合、「放課後児童クラブ(学童保育)」が50.0%でもっとも多く、「土曜日」や「日曜・祝日」では7割以上が「自宅」としています。

○仕事と子育てを両立させるために重要だと思うこと



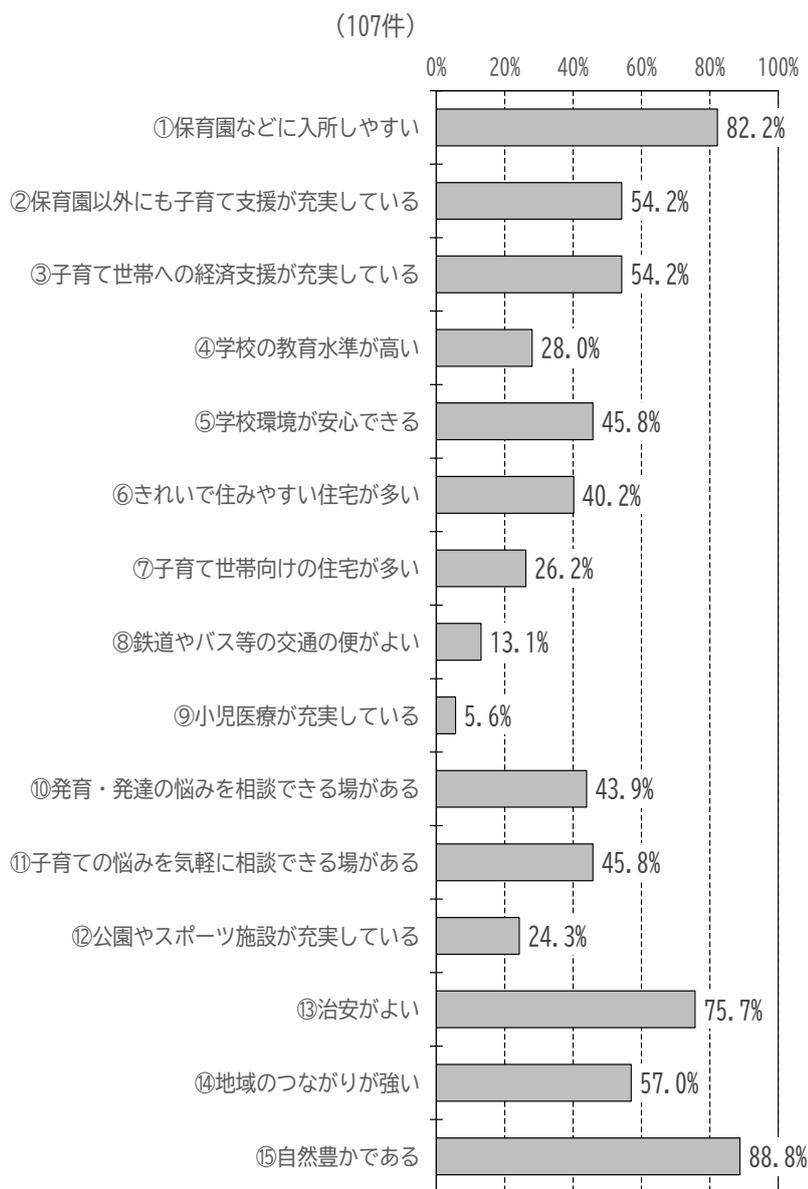
仕事や介護と子育てを両立させるために重要だと思うこととしては、「多様な保育サービスの充実（病後児保育、延長保育、一時預かりなど）」（51.4%）、「労働時間の短縮」（47.7%）などが多く挙げられています。

○子育てについて不安や負担を感じること



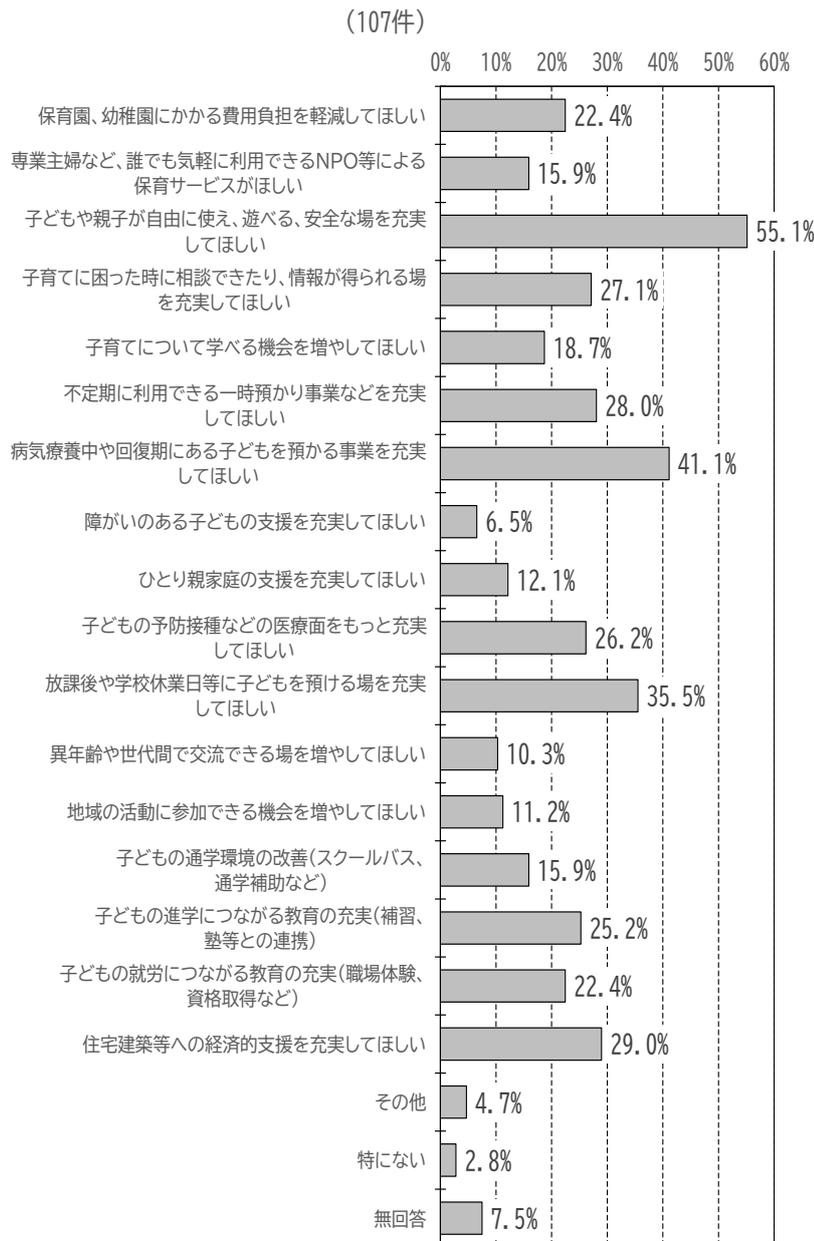
子育てについて不安や負担を感じる事としては、「子育て（教育を含む）にかかる経済的負担が大きいこと」が 52.3%でもっとも多く、ついで「仕事と子育ての両立が難しいこと」が 43.0%、「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じること」が 36.4%となっています。

○子育て環境についての評価



本町の子育て環境の評価について“そう思う”（「とてもそう思う」、「そう思う」）という回答を整理すると、⑮自然豊かである（88.8%）、①保育園などに入所しやすい（82.2%）の2項目については8割以上がそう思うとしています。また、⑬治安がよいについても7割以上がそう思うと回答しています。

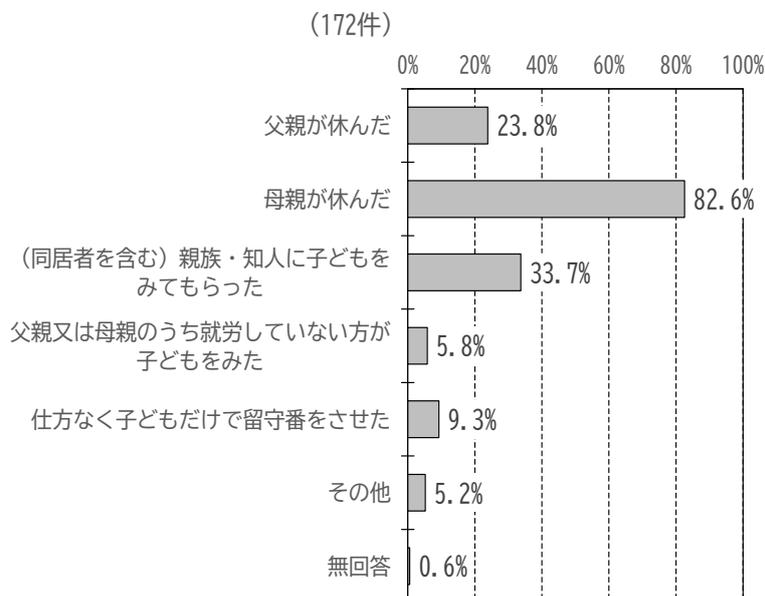
○子どものよりよい成長のために必要だと思う支援



子どものよりよい成長のために必要な支援としては、「子どもや親子が自由に使える、遊べる、安全な場を充実してほしい」が55.1%でもっとも多く、ついで「病気療養中や回復期にある子どもを預かる事業を充実してほしい」(41.1%)、「放課後や学校休業日等に子どもを預ける場を充実」(35.5%)などが3割以上で多くなっています。

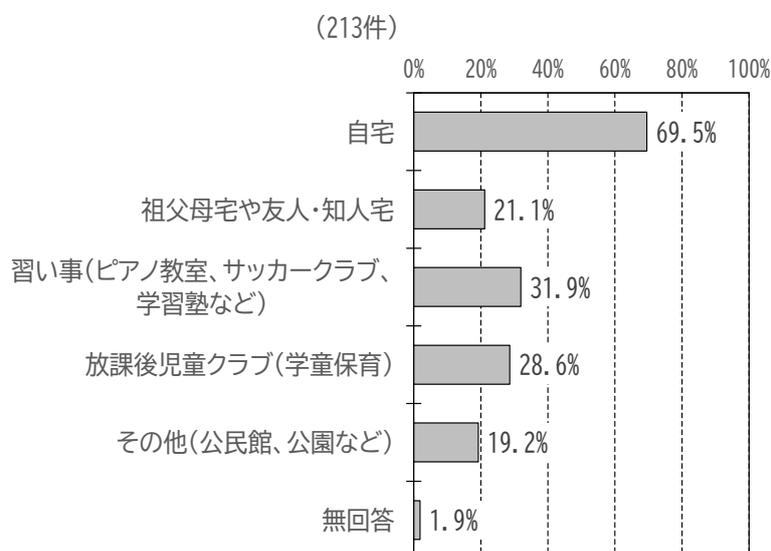
◇小学生保護者対象調査

○子どもが病気やけがで学校を休んだ場合の対処法



学校を休ませた際の対処法としては、「母親が休んだ」が82.6%でもっとも多く、ついで「親族・知人に子どもをみてもらった」が33.7%、「父親が休んだ」が23.8%となっています。

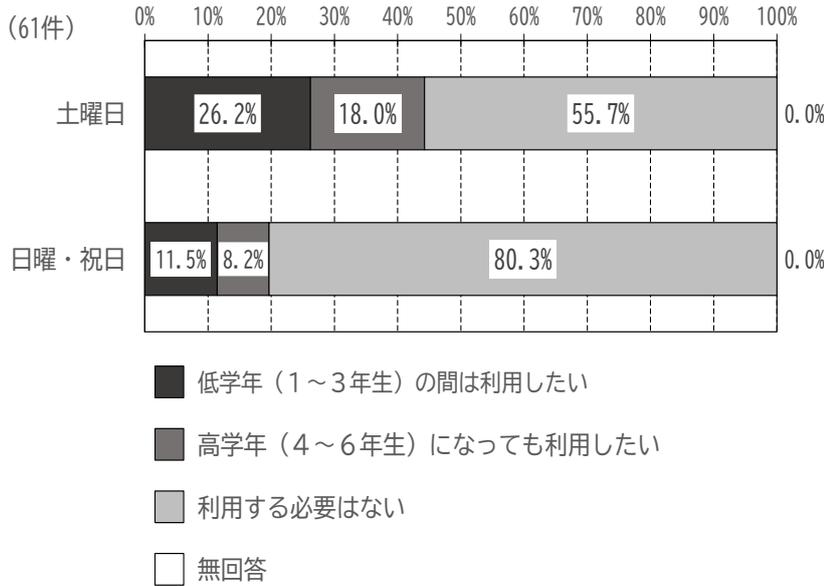
○放課後の時間を過ごさせたい場所



放課後の過ごさせ方の希望について聞くと、「自宅」が69.5%でもっとも多くなっています。

「放課後児童クラブ(学童保育)」で過ごさせたいという回答は28.6%となっています。

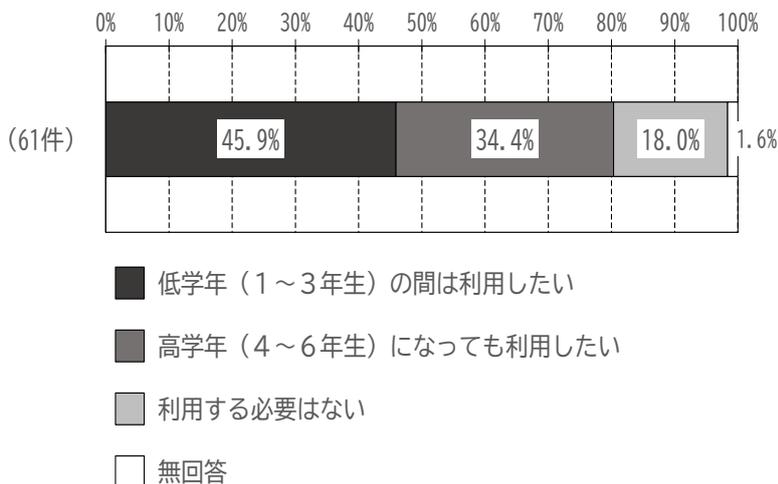
○休日の放課後児童クラブの利用希望



放課後に「放課後児童クラブ」を利用したいという人に、土曜日、日曜・祝日の利用意向について聞いたところ、土曜日、日曜・祝日ともに「利用する必要はない」という回答がもっとも多くなっています。

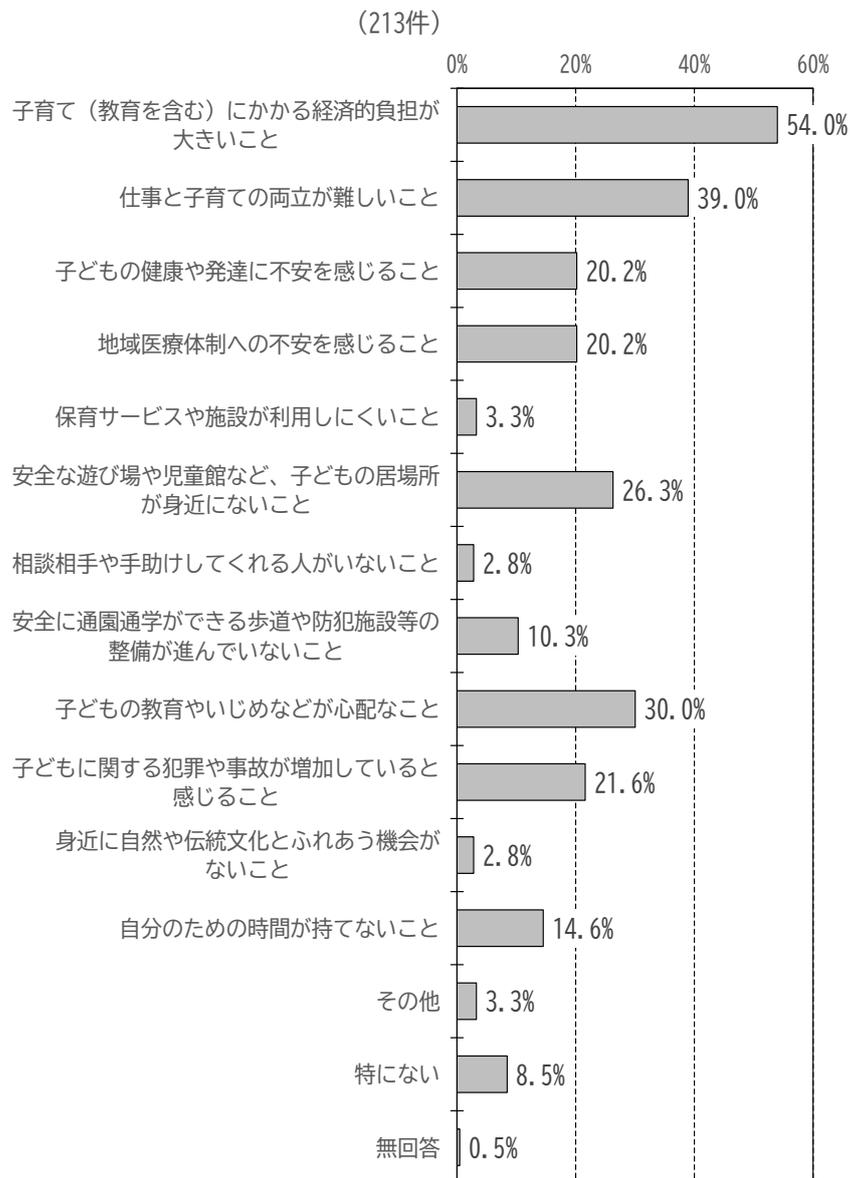
「土曜日」については、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が26.2%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が18.0%となっています。「日曜・祝日」は「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（11.5%）と「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（8.2%）を合わせても利用したいという回答は2割程度となっています。

○長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望



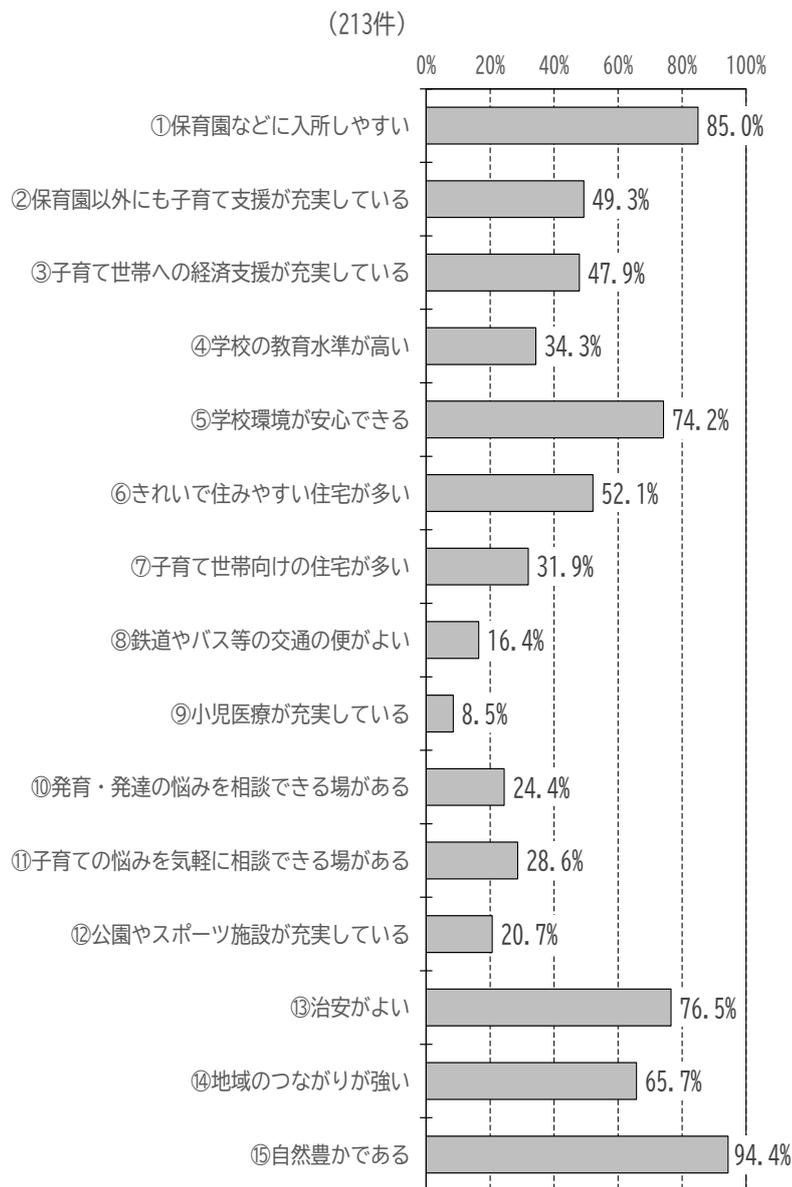
「放課後児童クラブ」を利用したいという人に、長期休暇中の利用意向について聞いたところ、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が45.9%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」は34.4%で、土曜日、日曜・祝日に比べ、利用したいという回答の割合が高くなっています。

○子育てについて不安や負担を感じること



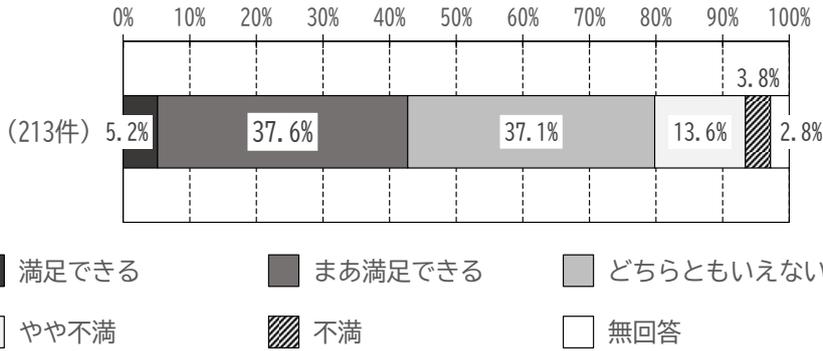
子育てについて不安や負担を感じることとしては、「子育て（教育を含む）にかかる経済的負担が大きいこと」が 54.0%でもっとも多く、ついで「仕事と子育ての両立が難しいこと」が 39.0%、「子どもの教育やいじめなどが心配」が 30.0%となっています。

○子育て環境についての評価



本町の子育て環境の評価について“そう思う”（「とてもそう思う」、「そう思う」）という回答を整理すると、⑮自然豊かである（94.4%）、①保育園などに入所しやすい（85.0%）の2項目については8割以上がそう思うとしています。また、⑬治安がよい（76.5%）、⑤学校環境が安心できる（74.2%）についても、7割以上がそう思うと回答しています。

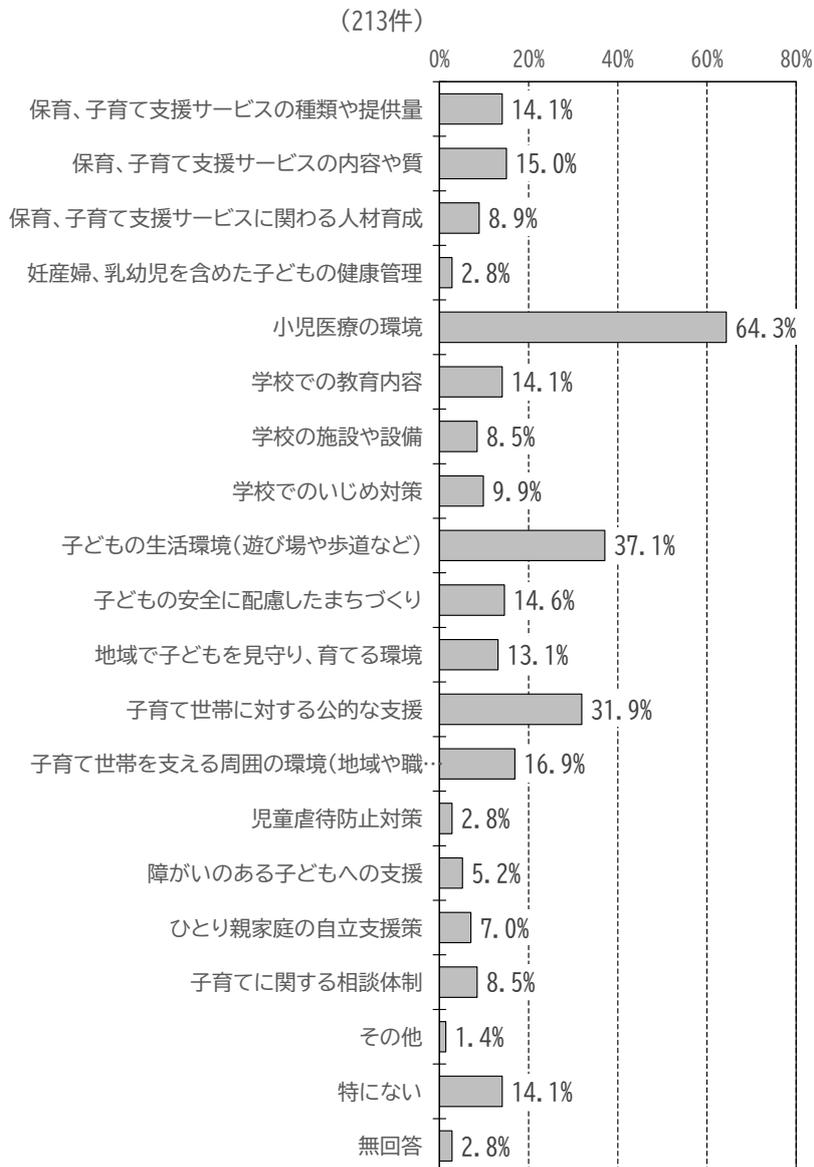
○子育て環境や子ども・子育て支援についての総合的な評価



本町の子育て環境や子ども・子育て支援の取組について総合的な評価を聞いたところ、「やや満足」が37.6%でもっとも多く、「満足できる」(5.2%)を合わせると、「満足」という回答が42.7%と4割を超えています。

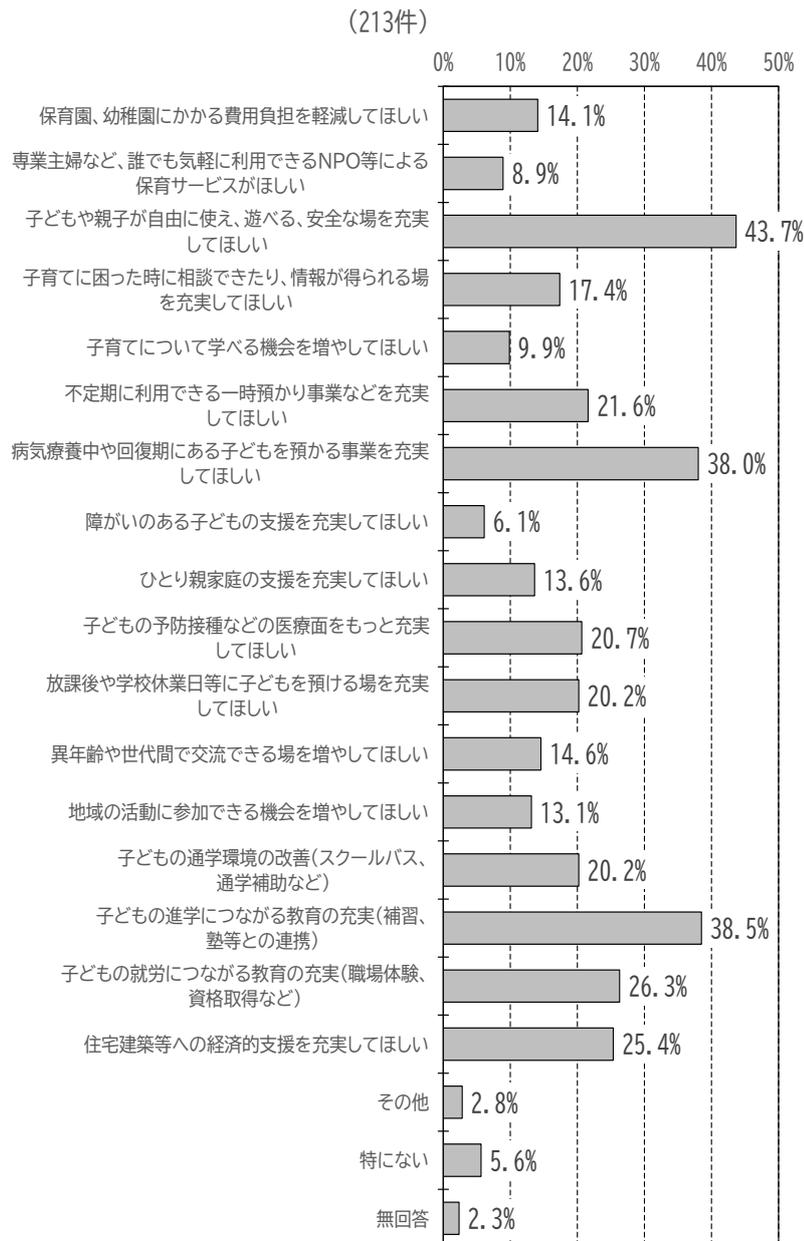
「どちらともいえない」は37.1%、「不満」「やや不満」、「不満」「やや不満」という回答は17.4%となっています。

○子ども・子育て支援に関して不満に思うこと



本町の子ども・子育て支援に関して不満に思うことについて聞くと、「小児医療の環境」への不満が64.3%でもっとも多く、ついで「子どもの生活環境(遊び場や歩道など)」(37.1%)、「子育て世帯に対する公的な支援」(31.9%)などが多く挙げられています。

○子どものよりよい成長のために必要だと思う支援

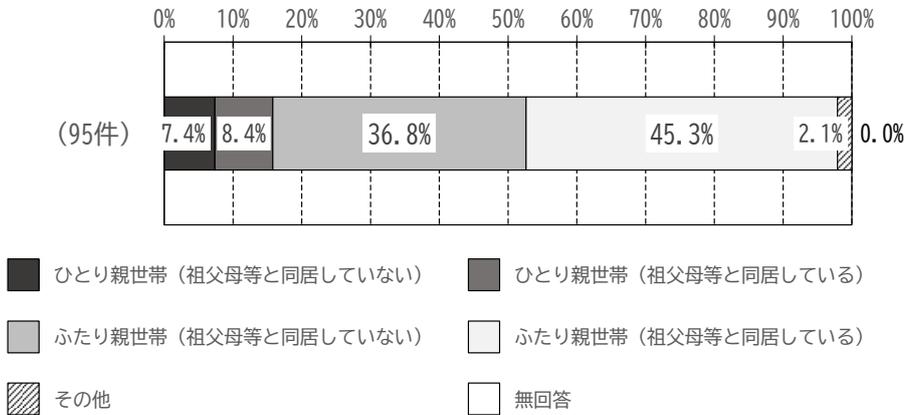


子どものよりよい成長のために必要な支援としては、「子どもや親子が自由に使える、遊べる、安全な場を充実してほしい」(43.7%)、「子どもの進学につながる教育の充実(補習、塾等との連携)」(38.5%)、「病気療養中や回復期にある子どもを預かる事業を充実してほしい」(38.0%)などへの回答が4割前後で多くなっています。

2) 子どもの成長環境に関する調査

◇小・中学生本人調査

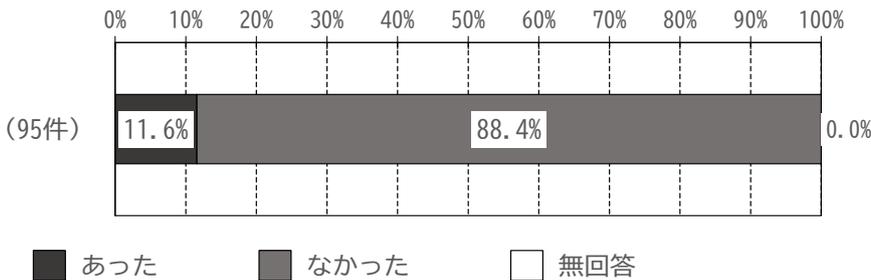
○世帯の状況



回答者の世帯の状況を見ると、「ふたり親世帯」(82.1%)が8割を占め、「ひとり親世帯」は15.8%となっています。

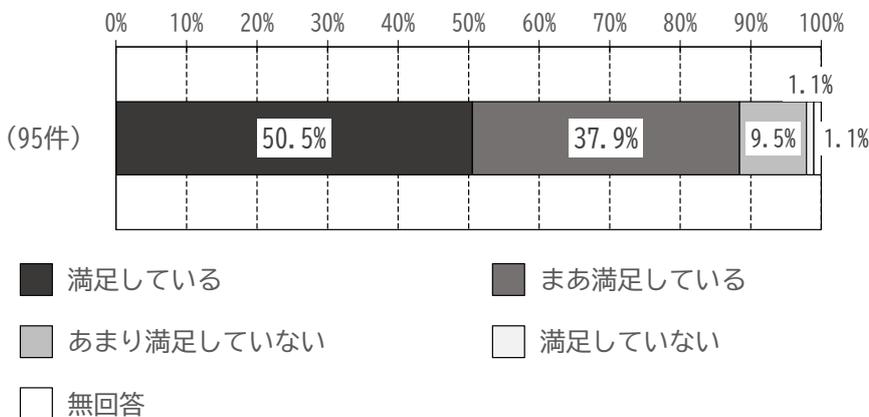
また、「祖父母等と同居している世帯」(53.7%)の方が、「祖父母等と同居していない世帯」(44.2%)よりもやや割合が高くなっています。

○家族等の世話や仕事の手伝いなどの状況



家族等の世話や仕事の手伝いなどを行うために学校に行けなかったり、自分の時間を減らさなければならなかった経験が「あった」と回答した、ヤングケアラーの可能性が高い児童生徒は11.6%(11件)で、9割近くは「なかった」(88.4%)としています。

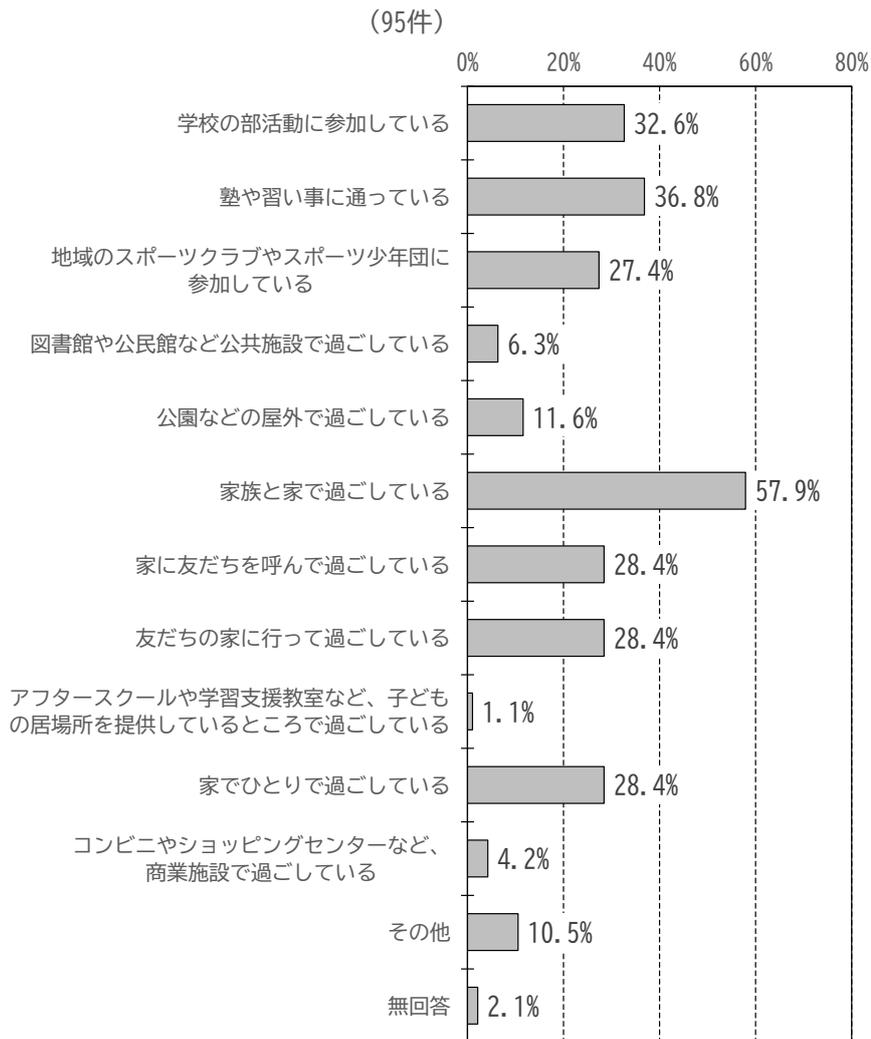
○最近の生活の満足度



最近の生活の満足度をみると、「満足している」が50.5%でもっとも多く、「まあ満足している」(37.9%)を合わせると、9割近くは“満足している”(88.4%)としています。

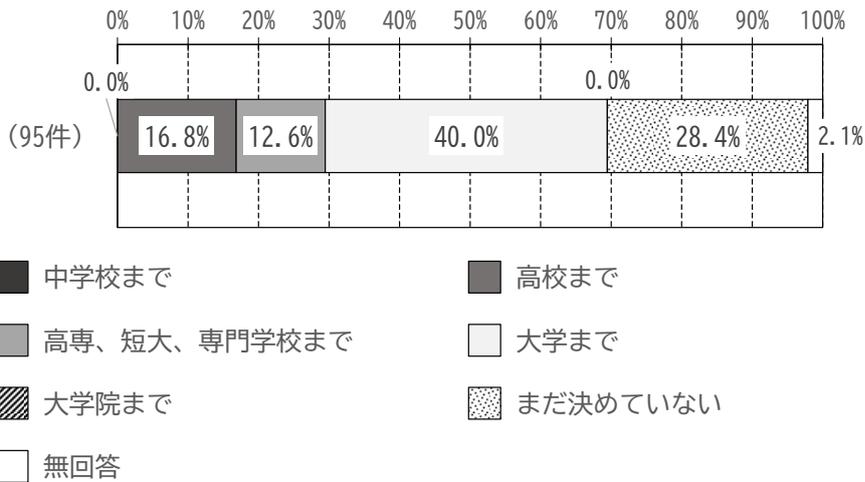
一方、“満足していない”(「あまり満足していない」、「満足していない」という回答は10.5%でした。

○放課後の過ごし方



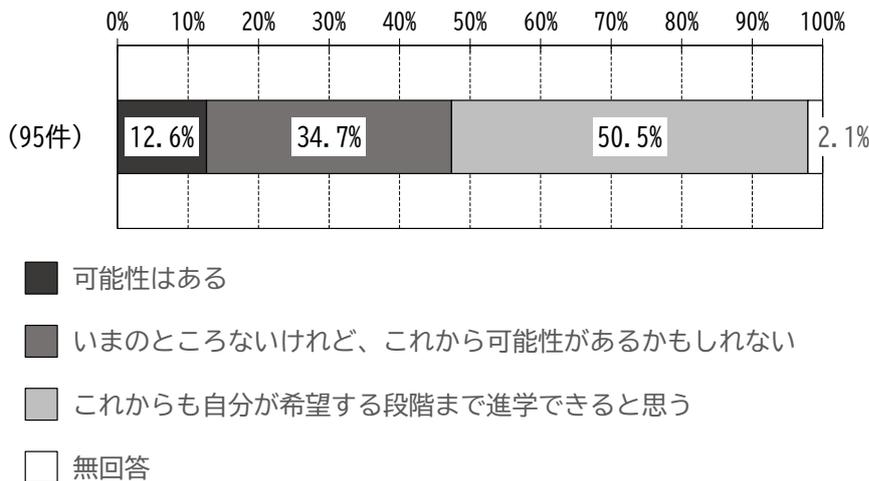
放課後の過ごし方について聞くと、「家族と家で過ごしている」が 57.9% でもっとも多くなっています。自宅以外では、「塾や習い事に通っている」(36.8%)、「学校の部活動に参加している」(32.6%) などが3割以上で多くなっています。

○将来の進学希望



将来どこまで進学したいと考えているか聞いたところ、「大学まで」が40.0%でもっとも多く、3割近くは「まだ決めていない」(28.4%)としています。

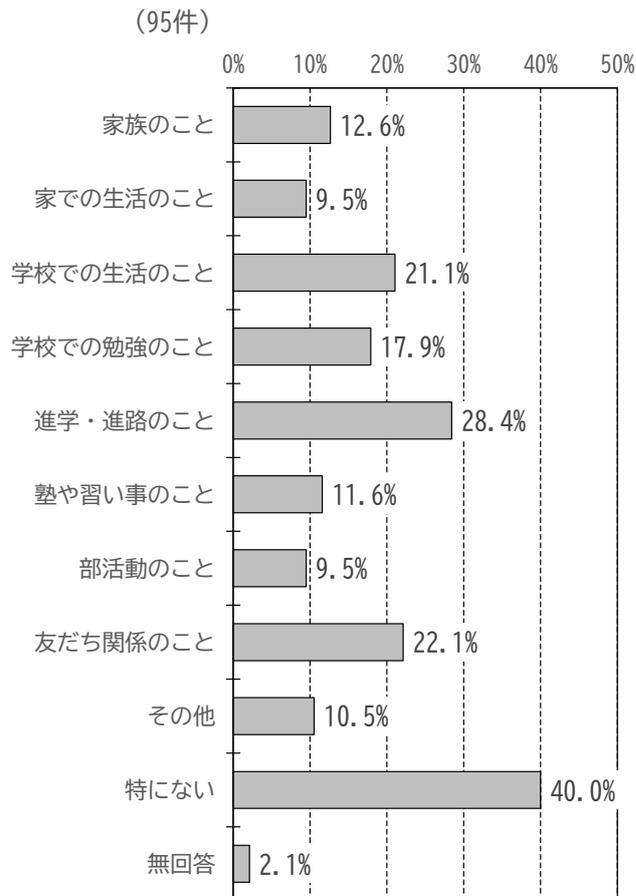
○家庭の経済的な理由で進学を断念する可能性



家庭の経済的な理由で進学を断念する可能性について聞くと、半数は「これからも自分が希望する段階まで進学できると思う」としています。

「可能性はある」という回答は12.6%、「いまのところはないけれど、これから可能性があるかもしれない」と回答する割合は34.7%と3割以上を占めています。

○困っていることや悩んでいること

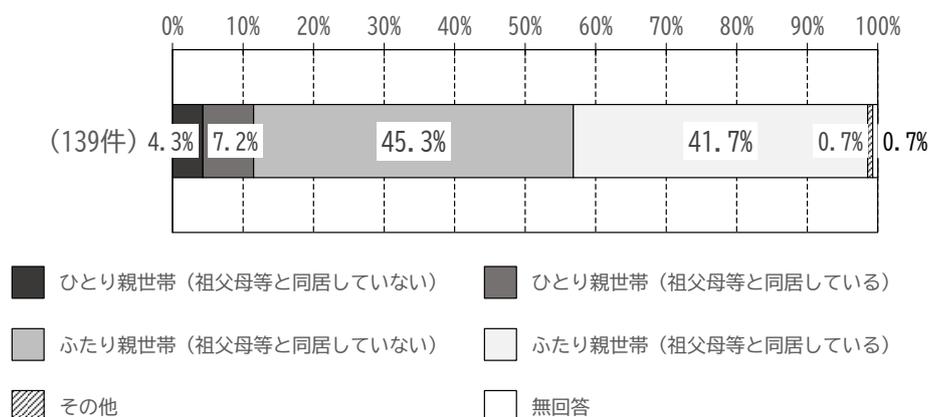


困っていることや悩んでいることについて聞くと、「特にない」が 40.0%でもっとも多くなっていますが、6割近くの児童生徒は何らかの悩み等を抱えている状況にあります。

悩みや困りごとの内容としては、「進学・進路のこと」が 28.4%でもっとも多く、ついで「友だち関係のこと」(22.1%)、「学校での生活のこと」(21.1%)、「学校での勉強のこと」(17.9%)などが挙げられています。

◇小・中学生保護者調査

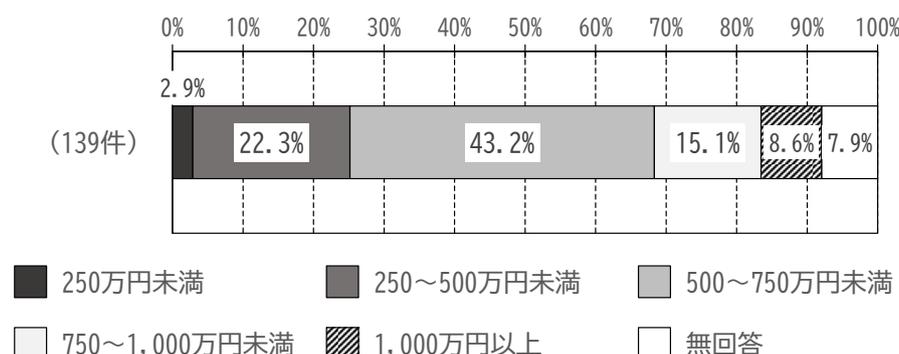
○世帯の状況



回答者の世帯の状況を見ると、「ふたり親世帯」(87.0%)が9割近くを占め、「ひとり親世帯」は11.5%となっています。

また、「祖父母等と同居していない世帯」(49.6%)と「祖父母等と同居している世帯」(48.9%)はほぼ同じ割合となっています。

○世帯年収の状況



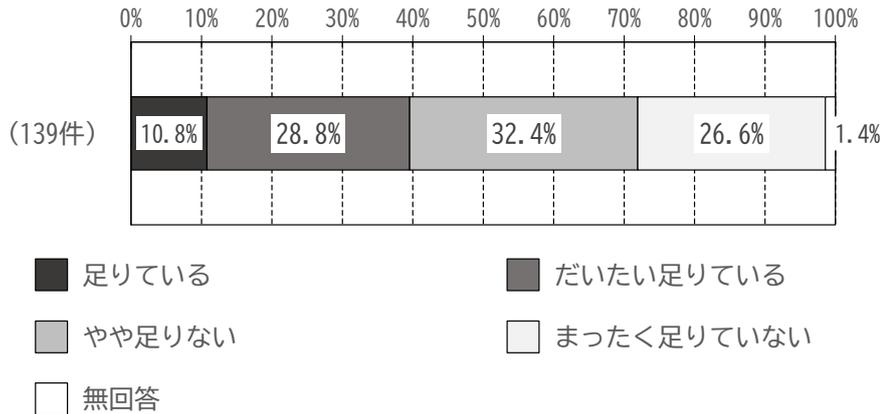
世帯の年間収入は「500~750万円未満」が43.2%でもっとも多く、ついで「250~500万円未満」が22.3%、750万円以上も23.7%と2割以上を占めています。

| | | n | 250万円未満 | 250~500万円未満 | 500~750万円未満 | 750~1,000万円未満 | 1,000万円以上 | 無回答 | 平均 |
|-------|-----------------------|--------|---------|-------------|-------------|---------------|-----------|-------|---------|
| 全体 | | 100.0% | 2.9% | 22.3% | 43.2% | 15.1% | 8.6% | 7.9% | 641.6万円 |
| | | 139件 | 4件 | 31件 | 60件 | 21件 | 12件 | 11件 | |
| 世帯の状況 | ひとり親世帯 (祖父母等と同居していない) | 100.0% | 16.7% | 33.3% | 33.3% | 16.7% | 0.0% | 0.0% | 458.0万円 |
| | | 6件 | 1件 | 2件 | 2件 | 1件 | 0件 | 0件 | |
| | ひとり親世帯 (祖父母等と同居している) | 100.0% | 0.0% | 20.0% | 60.0% | 0.0% | 0.0% | 20.0% | 547.9万円 |
| | | 10件 | 0件 | 2件 | 6件 | 0件 | 0件 | 2件 | |
| | ふたり親世帯 (祖父母等と同居していない) | 100.0% | 1.6% | 27.0% | 47.6% | 6.3% | 9.5% | 7.9% | 626.6万円 |
| | 63件 | 1件 | 17件 | 30件 | 4件 | 6件 | 5件 | | |
| | ふたり親世帯 (祖父母等と同居している) | 100.0% | 3.4% | 17.2% | 34.5% | 27.6% | 10.3% | 6.9% | 691.9万円 |
| | 58件 | 2件 | 10件 | 20件 | 16件 | 6件 | 4件 | | |
| | その他 | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 650.0万円 |
| | | 1件 | 0件 | 0件 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | |

世帯の状況別に世帯の年間収入をみると、「ひとり親世帯」の年間収入は全体の平均額を大きく下回っており、祖父母等と同居していない世帯の年収は500円未満の割合が高く、「250円未満」という世帯が16.7%と2割近くを占めています。

「ふたり親世帯」においても、祖父母等と同居している世帯の方が年間収入の水準は高くなっています。

○世帯収入の充足状況

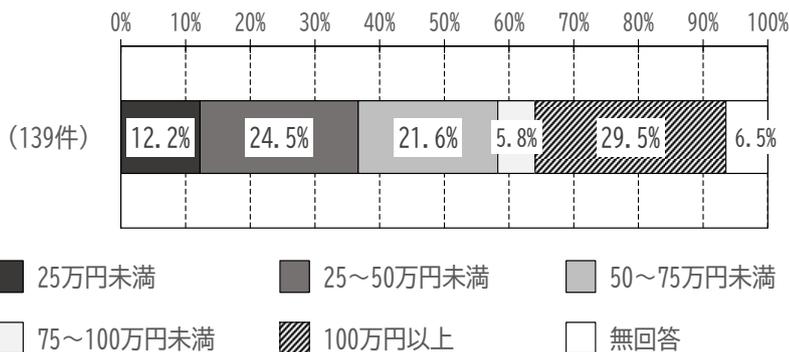


世帯収入の充足状況について聞くと、「やや足りない」が32.4%でもっとも多く、「まったく足りていない」(26.6%)を合わせると、約6割が“足りない”としています。

「だいたい足りている」は28.8%、「足りている」は10.8%でした。

○子育てにかかる費用

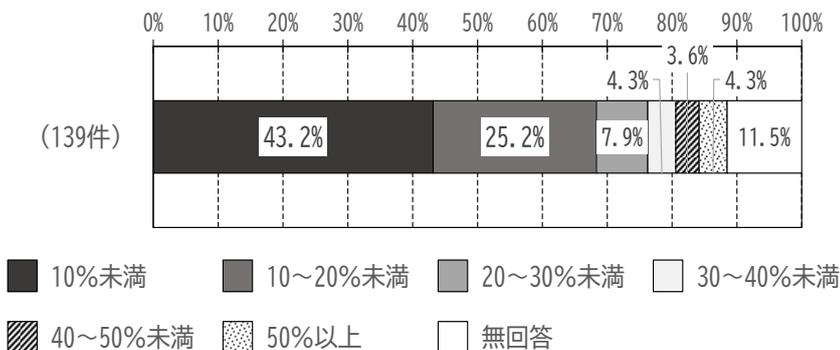
【子育てにかかる費用（教育費+生活費）】



子どもの教育や生活にかかる費用は、ともに「25万円未満」がもっとも多く、50万円未満が半数を超えており、平均すると教育費は年間45.0万円、生活費は年間49.2万円となっています。

子どもの教育や生活にかかる費用を合わせると、子育てにかかる費用は年間「100万円以上」が29.5%でもっとも多く、ついで「25~50万円未満」が24.5%、「50~75万円未満」が21.6%で、平均すると年間91.2万円となっています。

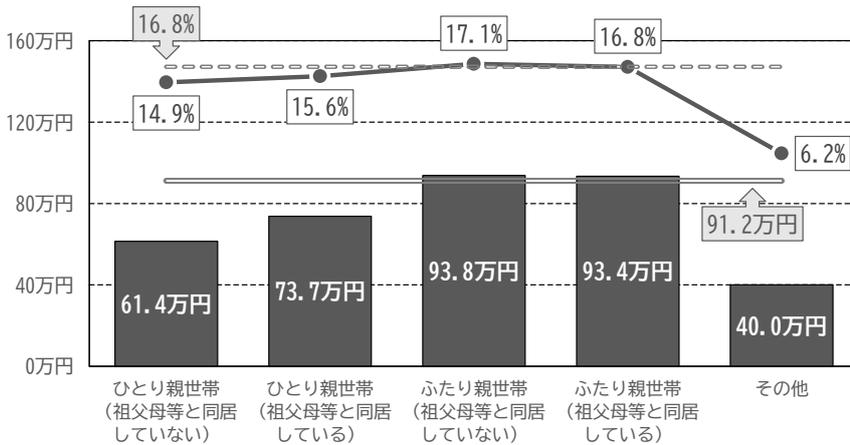
【世帯年収に占める子育てにかかる費用の割合】



世帯収入に占める割合をみると、子育てにかかる費用は年収の「10%未満」が43.2%でもっとも多く、ついで「10~20%未満」が25.2%で、平均すると1世帯あたり16.8%となっています。

○世帯の状況別にみた子育てにかかる費用

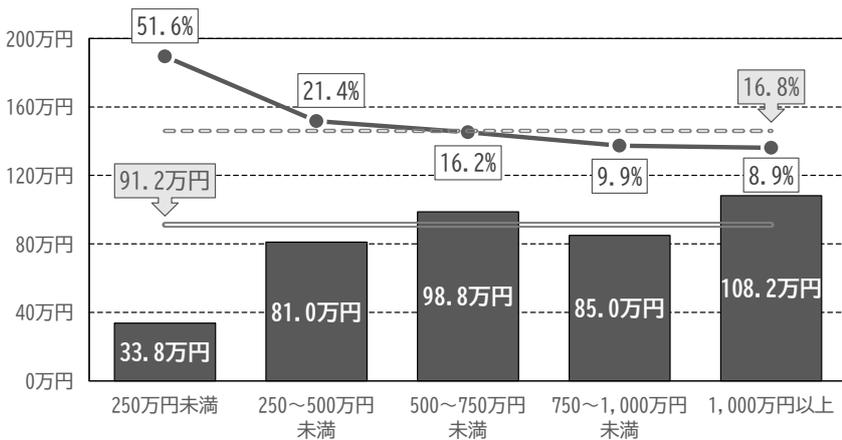
【世帯の状況別】



世帯の状況別に子育てにかかる平均費用をみると、「ふたり親世帯」は全体の平均額と同水準となっていますが、「ひとり親世帯」は全体の平均額よりも低い水準となっています。

世帯収入に占める子育てにかかる費用の割合をみると、「ひとり親世帯」では「ふたり親世帯」よりもやや割合が低くなっています。

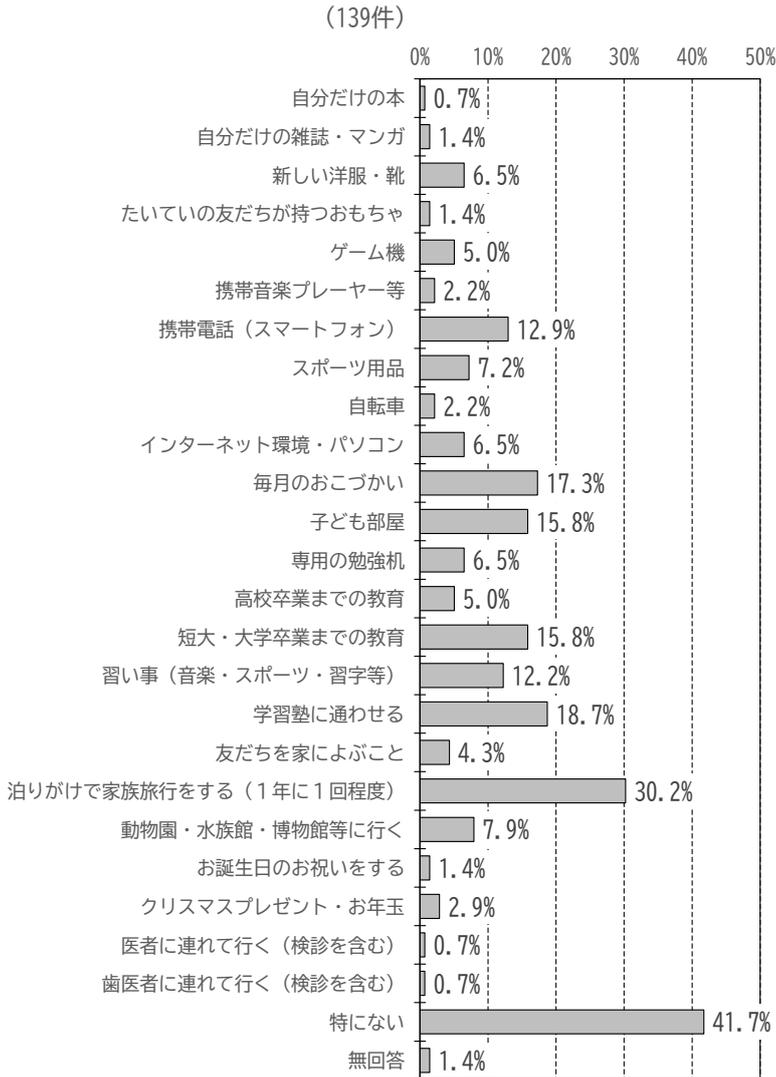
【世帯の年間収入別】



世帯の年間収入別に子育てにかかる平均費用をみると、年収が250万円以上の世帯では全体の平均額前後で、年収が「250万円未満」の世帯は全体の平均額の4割程度の水準となっています。

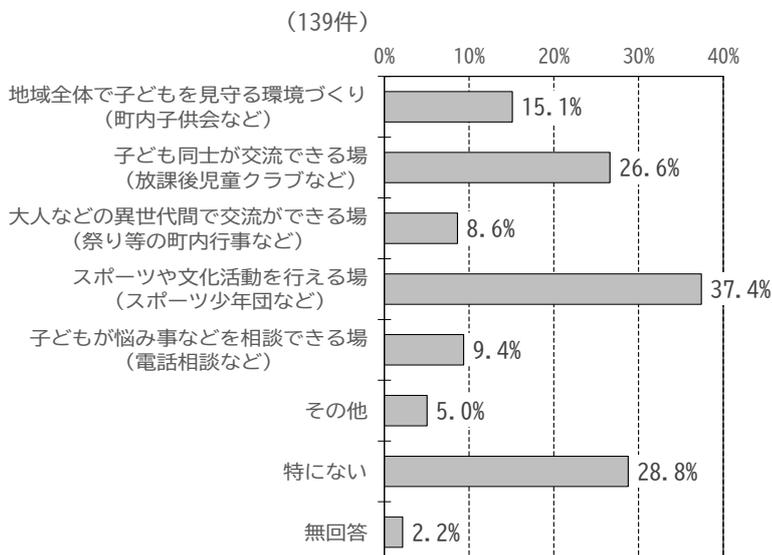
一方、世帯収入に占める子育てにかかる費用の割合をみると、年収が低くなるほど子育てにかかる費用の割合が高く、年収が「250万円未満」の世帯では年収の51.6%を占めています。

○経済的理由により子どもに提供できないこと



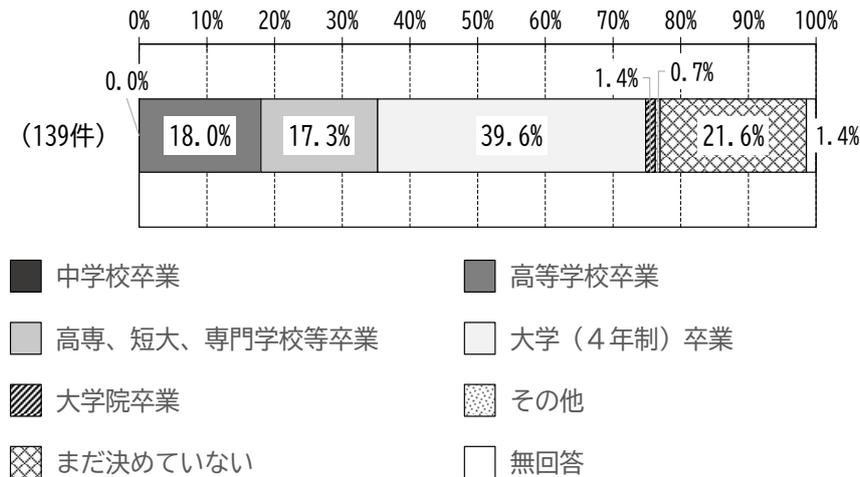
子どもに対して与えたいのに、経済的理由でしてあげられないことについて聞くと、「特になし」が41.7%でもっとも多くなっています。してあげられないこととしては、「泊りがけで家族旅行をする」が30.2%でもっとも多く、ついで「塾に通わせること」が18.7%、「毎月のおこづかい」が17.3%となっています。

○放課後の子どもの居場所づくりで充実してほしいこと



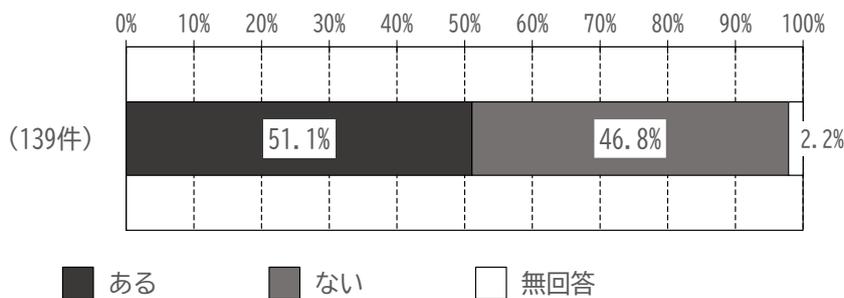
放課後の子どもの居場所づくりで充実してほしいこととしては、「スポーツや文化活動を行える場（スポーツ少年団など）」（37.4%）、「子ども同士が交流できる場（放課後児童クラブなど）」（26.6%）などが多く挙げられています。

○子どもに希望する最終学歴



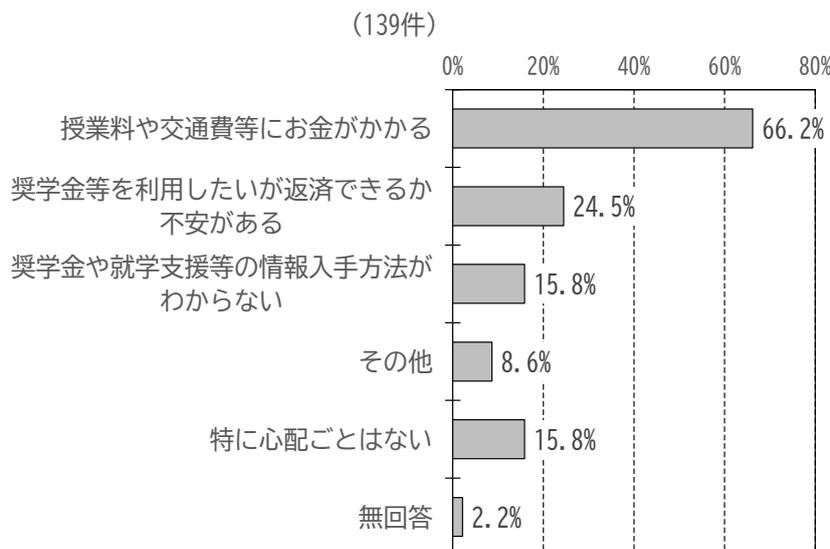
子どもに希望する最終学歴について聞くと、「大学（4年制）卒業」が39.6%でもっとも多く、「高専、短大、専門学校等卒業」が17.3%、「高等学校卒業」が18.0%で、「まだ決めていない」という回答が21.6%となっています。

○経済的な理由で進学や就学を断念する可能性



経済的な理由によって、子どもの進学や就学を断念する可能性について聞いたところ、半数以上は「ある」（51.1%）としています。

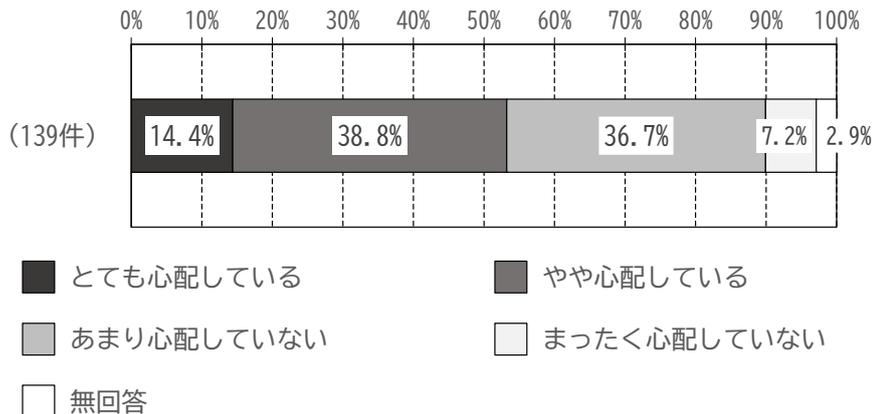
○子どもの進学について心配なこと



子どもの進学についての心配ごととしては、「授業料や交通費等にお金がかかる」が66.2%と突出して多くなっています。

ついで「奨学金等を利用したいが返済できるか不安である」は24.5%、奨学金や就学支援等の情報入手方法がわからない」は15.8%となっています。

○子どもの貧困に対する不安感



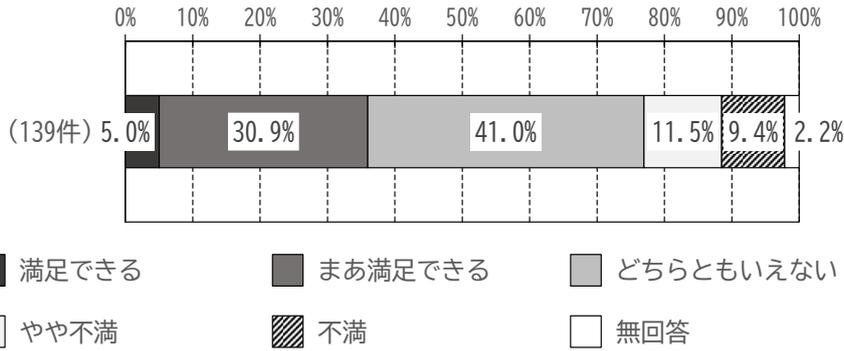
子どもへの貧困の連鎖に対する不安について聞くと、「やや心配している」が38.8%でもっとも多く、「とても心配している」（14.4%）を合わせると、半数以上は“心配している”としています。

| | | n | とても心配している | やや心配している | あまり心配していない | まったく心配していない | 無回答 |
|-----------|--------------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|
| 全体 | | 139件 | 14.4% | 38.8% | 36.7% | 7.2% | 2.9% |
| 世帯の状況 | ひとり親世帯 (祖父母等と同居していない) | 6件 | 16.7% | 50.0% | 33.3% | 0.0% | 0.0% |
| | ひとり親世帯 (祖父母等と同居している) | 10件 | 20.0% | 50.0% | 20.0% | 10.0% | 0.0% |
| | ふたり親世帯 (祖父母等と同居していない) | 63件 | 15.9% | 33.3% | 39.7% | 7.9% | 3.2% |
| | ふたり親世帯 (祖父母等と同居している) | 58件 | 12.1% | 43.1% | 37.9% | 6.9% | 0.0% |
| | その他 | 1件 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| | | | | | | | |

世帯の状況別に、子どもへの貧困の連鎖に対する不安についてみると、「ひとり親世帯」の方が「ふたり親世帯」よりも“心配している”（「とても心配している」、「やや心配している」）と回答する割合が高くなっています。

また、「祖父母等と同居していない世帯」よりも「祖父母等と同居している世帯」の方が、“心配している”（「とても心配している」、「やや心配している」）と回答する割合が高くなっています。

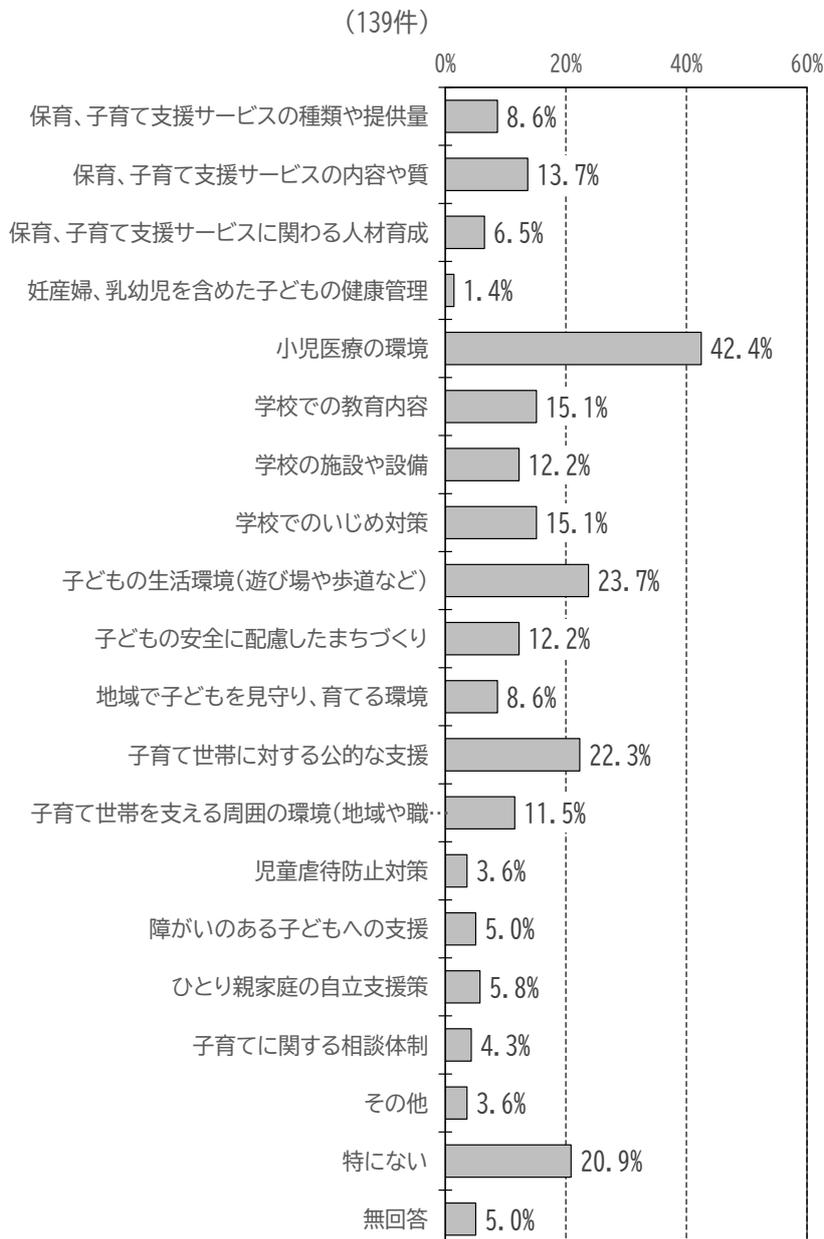
○子育て環境や子ども・子育て支援についての総合的な評価



本町の子育て環境や子ども・子育て支援の取組についての総合的な評価をみると、「どちらともいえない」が41.0%でもっとも多くなっています。

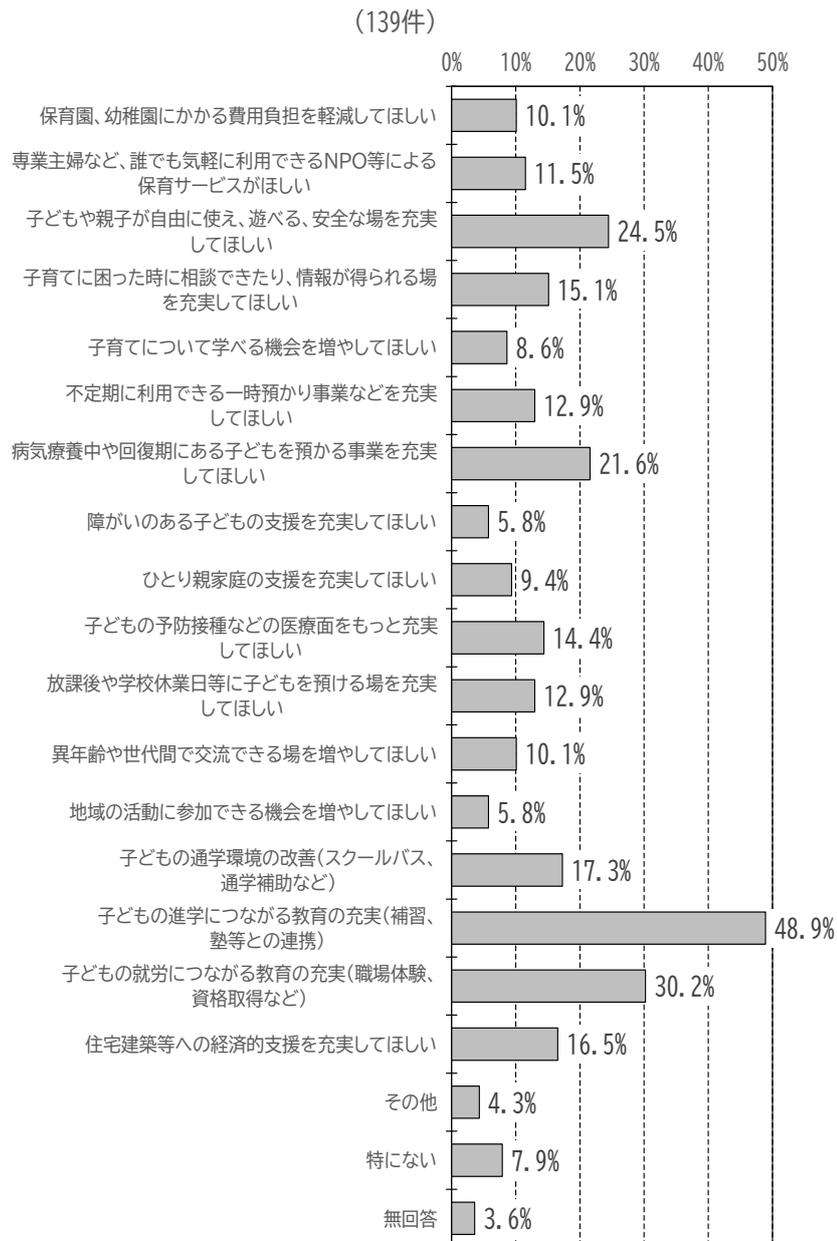
“満足”（「満足できる」、「まあ満足できる」）は36.0%で、“不満”（「やや不満」、「不満」）は20.9%となっており、不満層よりも満足層の方が多くなっています。

○子ども・子育て支援に関して不満に思うこと



本町の子ども・子育て支援に関して不満に思うこととしては、「小児医療の環境」が42.4%でもっとも多く、ついで「子どもの生活環境（遊び場や歩道など）」（23.7%）、「子育て世帯に対する公的な支援」（22.3%）なども2割以上が不満としています。

○子どものよりよい成長のために必要と思われる支援



子どものよりよい成長のために必要な支援としては、「子どもの進学につながる教育の充実（補習、塾等との連携）」が 48.9%でもっとも多く、ついで「子どもの就労につながる教育の充実（職場体験、資格取得など）」が 30.2%となっています。

(3) 調査結果からみた方向性

1) 子ども・子育て支援事業計画策定に関する調査

◇就学前児童保護者対象調査

〈教育・保育サービスについて〉

平日に定期的に利用したいサービスは、「認可保育所」、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」などになっており、土曜日や日曜・祝日のサービス利用意向はあまり高くない状況となっています。

一時預かり等について不定期に利用するつもりはないという回答が半数近くを占め、不定期の一時預かり事業等についての利用意向は高くはありません。

病児・病後児保育についても3割以上が利用したいと思わないとしているものの、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」については4割以上が利用したいとしています。

仕事や介護と子育てを両立させるために重要だと思うこととしても、半数以上が「多様な保育サービスの充実（病後児保育、延長保育、一時預かりなど）」を挙げています。



教育・保育サービスについては、これまでのサービス提供水準を維持することを基本としつつ、病児・病後児保育についてはさらなる充実が期待されているものと思われます。

〈本町の子ども・子育て支援について〉

本町の子育て環境について肯定的に評価されている項目は、「自然豊かである」、「保育園などに入所しやすい」、「治安がよい」ことなどで、総合的な評価は“満足”（「やや満足」、「満足できる」）が4割を超えており、“不満”（「やや不満」、「不満」）の14.0%を大きく上回っています。

本町の子ども・子育て支援に関して不満に思うこととしては、「小児医療の環境」への不満が64.5%でもっとも多くなっています。

子どものよりよい成長のために必要な支援としては、「子どもや親子が自由に使え、遊べる、安全な場を充実してほしい」がもっとも多く、ついで「病気療養中や回復期にある子どもを預かる事業を充実してほしい」、「放課後や学校休業日等に子どもを預ける場を充実」などが挙げられています。



本町の子ども・子育て支援については、概ね高く評価されているものの、小児医療の環境については不満が多くなっています。

今後の施策への期待としては、病児・病後児保育の充実のほか、子どもの遊び場や居場所づくり、放課後に預けることができる場所の充実などが求められています。

◇小学生児童保護者対象調査

〈放課後児童クラブについて〉

放課後児童クラブの土曜日、日曜・祝日の利用意向は高くはないものの、長期休暇中については「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が45.9%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」は34.4%で、土曜日、日曜・祝日に比べ、利用したいという回答の割合が高くなっています。



放課後児童クラブについては、長期休暇中の利用意向が高くなっています。

〈本町の子ども・子育て支援について〉

本町の子育て環境について肯定的に評価されている項目は、「自然豊かである」、「保育園などに入所しやすい」、「治安がよい」、「学校環境が安心できる」ことなどで、総合的な評価は“満足”（「やや満足」、「満足できる」）が4割を超えており、“不満”（「やや不満」、「不満」）の17.4%を大きく上回っています。

本町の子ども・子育て支援に関して不満に思うこととしては、「小児医療の環境」への不満が62.3%でもっとも多くなっています。

子どものよりよい成長のために必要な支援としては、「子どもや親子が自由に使え、遊べる、安全な場を充実してほしい」、「子どもの進学につながる教育の充実（補習、塾等との連携）」、「病気療養中や回復期にある子どもを預かる事業を充実してほしい」などへの回答が4割前後で多くなっています。



本町の子ども・子育て支援については、概ね高く評価されているものの、小児医療の環境については不満が多くなっています。

今後の施策への期待としては、病児・病後児保育の充実のほか、子どもの遊び場や居場所づくり、教育の充実などが求められています。

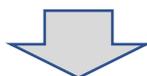
2) 子どもの成長環境に関する調査

◇小・中学生本人調査

〈ヤングケアラーについて〉

家族等の世話や仕事の手伝いなどを行うために学校に行けなかったり、自分の時間を減らさなければならなかった経験が「あった」と回答した、ヤングケアラーの可能性が高い児童生徒は 11.6% (11 件) で、9割近くは「なかった」(88.4%) としています。

最近の生活の満足度をみると、“満足している”（「満足している」、「まあ満足している」）が 88.4%となっています。



ヤングケアラーの可能性のある児童生徒は少なく、現在の生活に満足している児童生徒が大半を占めていますが、ヤングケアラーの可能性のある児童生徒も皆無ではないため、きめ細かな状況確認が必要と思われます。

〈将来の進学希望について〉

将来の進学希望については、「大学まで」がもっとも多くなっています。

家庭の経済的な理由で進学を断念する可能性について聞くと、半数は「これからも自分が希望する段階まで進学できると思う」としています。

「可能性はある」という回答は 12.6%、「いまのところはないけれど、これから可能性があるかもしれない」と回答する割合は 34.7%となっています。



児童生徒の中では、大学までの進学をイメージしている割合が高く、家庭の経済的な理由で進学を断念することはないと考えている人が多くなっています。

しかし、現時点でも進学を断念せざるを得ない可能性を感じている児童生徒もおり、進学を希望している世帯の状況の把握や必要とされるサポートの提供などを円滑に進めていく必要があります。

◇小・中学生保護者調査

〈ひとり親世帯について〉

ひとり親世帯は全体の1割程度を占めています。

回答のあった世帯における平均年収は641.6万円で、ひとり親世帯の年収は平均を下回っています。

世帯収入に占める子育てにかかる費用の割合をみると、年収が低くなるほど子育てにかかる費用の割合が高く、年収が「250万円未満」の世帯では年収の51.6%を占めています。



ひとり親世帯の平均年収は全体の平均を下回り、世帯年収が全体平均を下回る世帯では経済的に苦しいことも少なくないため、ひとり親世帯など年収が低い世帯に対する支援の充実が求められます。

〈親が子どもに希望する最終学歴について〉

子どもに希望する最終学歴について聞くと、「大学（4年制）卒業」が39.6%でもっとも多くなっています。経済的な理由によって、子どもの進学や就学を断念する可能性について聞いたところ、半数以上は「ある」（51.1%）としています。

子どもの進学についての心配ごととしては、「授業料や交通費等にお金がかかる」が66.2%と突出して多くなっています。



保護者においても子どもに大学までの進学を希望する割合が高くなっていますが、保護者の半数は家庭の経済的な理由で進学を断念する可能性があるとしており、家庭の経済状況により子どもの進学に影響が出ないように、支援の周知と充実を図る必要があります。

〈貧困の連鎖について〉

子どもへの貧困の連鎖に対する不安について聞くと、心配している”（「とても心配している」、「やや心配している」）が半数以上を占めています。

世帯の状況別に、子どもへの貧困の連鎖に対する不安についてみると、「ひとり親世帯」の方が「ふたり親世帯」よりも「心配している」（「とても心配している」、「やや心配している」）と回答する割合が高くなっています。



子どもへの貧困の連鎖については半数以上が不安を持っており、ひとり親世帯の方がその割合が高くなっています。ひとり親世帯においては不安感も大きく、その払拭に向けたアプローチが必要ではないかと思われます。

第3章 計画の基本的な方向

1. 基本理念

「子ども・子育て支援制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

また、次世代育成支援対策では、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して取り組んでいくこと、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもを育成または育成しようとする家庭に対する支援や、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、雇用環境の整備などへ取り組むことが求められます。

本町の第2期計画においては、妊娠期からの出産・育児に関する相談体制、多様な教育・保育の充実などとともに、男女がともに仕事と子育てを両立でき、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めていくことを目指し、以下の基本理念を掲げ取り組んできました。

『子どもはまちの宝物』
～子どもを生み育てやすい環境の整備～

一方、国のこども基本法やこども大綱においては以下のような社会を目指しています。

「こどもまんなか社会」
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

山形県のこども計画も以下のような基本目標を掲げています。

山形で暮らす全てのこども・若者、子育て当事者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる
「こどもが笑顔の山形県、子育てするなら山形県」の実現

こども計画は子ども・子育て支援事業計画を内包する計画であり、本計画もこども計画を踏まえて取り組んでいく必要があります。

そこで子どもが中心にあって地域で支えていく社会、子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、本町の第3期の子ども・子育て支援事業計画においては基本理念を以下のように設定します。

『子どもはまちの宝物』
～地域のつながりと支え合いのもと、子どもたちが健やかに育ち、幸せを実感できるまち～

2. 計画推進の考え方

(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

「子ども・子育て支援制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取り組んでいきます。

<教育・保育提供区域について>

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、居住区域のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら区域設定を行う必要があることから、全域を一地区として教育・保育提供区域に設定します。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

○認定こども園の普及について

子ども・子育て支援制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や移行をやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

本町では本計画期間における教育・保育における確保の方策として、認定こども園の設置は想定していませんが、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供する必要があること等を踏まえ、幼稚園・認可保育所事業者と連携を図りながら検討していきます。

<教育・保育の一体的提供及び質の向上>

幼稚園、認可保育所、認定こども園を配置し、保護者の多様なニーズに対応できるようにしています。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、引き続き教育・保育の一体的提供体制の充実を図ります。

また、教育や保育の質の向上に向けて、幼稚園教諭や保育士の人材の確保・育成に取り組めるよう努力します。（幼保併有資格の取得促進、幼稚園教諭と保育士の合同研修、保育士の処遇改善、職員の資質の向上）

○幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園や保育所、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

<産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保>

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

<子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携>

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

<職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携>

働いている人々の仕事と生活の調和を実現するため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。そのため、県や町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、労働局等と連携をとりつつ、実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

(2) 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、これまでの次世代育成支援行動計画の内容を継承し、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための各種の施策に取り組んできました。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取り組みを重点的に推進するための平成 26 年度までの時限法でしたが、法改正に伴い、法律の有効期限が延長（令和 6 年改正により令和 17 年 3 月 31 日まで延長）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となっています。

そこで、本町においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を引き続き一体的に推進していきます。

(3) 計画の基本的視点

本計画における施策や事業の実施にあたっては、子ども・子育て支援法の趣旨等を踏まえ、次のように設定します。

- ①「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とします。
- ②障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。
- ③子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化していることを踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを目指します。
- ④子どものより良い育ちを実現するために、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。
- ⑤乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じて、子どもの健やかな発達を支援します。
- ⑥妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、子どもや子育て家庭の置かれた状況を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の充実を進めます。
- ⑦社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう呼びかけます。

3. 基本目標

基本理念の実現に向けて、関連する施策・事業を5つの基本目標に沿って整理し、着実な計画の進展を図っていきます。

基本目標1 地域における多様な子育て支援の推進

地域において、ニーズに応じて必要な教育・保育事業を利用することができるように、各種サービスの基盤整備を進め、子ども・子育て支援事業の推進を図ります。

基本目標2 子どもたちの心と体の健康づくりに向けた支援の充実

子どもたちが心身ともに健やかに育つように、保健事業等の充実を図るとともに、健康教育や各種の相談事業を実施してきます。

基本目標3 子どもたちや子育て家庭を支える環境の整備

子どもたちの健全育成を図るため、子どもたちの居場所づくりや家庭における子育て力の向上、関係機関における連携の強化を図るとともに、地域の安全対策や生活を支える経済的支援などを通じて、子どもと子育て家庭にかかわる支援環境の整備を行います。

基本目標4 困難な状況にある子どもと子育て家庭に対する支援の充実

すべての子どもが等しく健やかに育つことができるように、困難な状況にある子どもや子育て家庭に対して必要な支援を行います。

基本目標5 次代の親づくりの推進

次代の子育てを担う若い世代が本町を魅力的に感じ、本町で楽しく子育てしたいと思えるように、居住環境や就労環境など、子育てしやすい環境づくりを進めていきます。

4. 施策体系

【基本理念】

『子どもはまちの宝物』

～地域のつながりと支え合いのもと、子どもたちが健やかに育ち、幸せを実感できるまち～

基本目標1 地域における多様な子育て支援の推進

- (1) 教育・保育事業の推進
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

基本目標2 子どもたちの心と体の健康づくりに向けた支援の充実

- (1) 保健事業等の推進
- (2) 健康教育、相談事業の推進

基本目標3 子どもたちや子育て家庭を支える環境の整備

- (1) 子どもの健全育成に向けた環境づくり
- (2) 子どもや子育て家庭が暮らしやすい生活環境の充実

基本目標4 困難な状況にある子どもと子育て家庭に対する支援の充実

基本目標5 次代の親づくりの推進

第4章 施策の展開

1. 地域における多様な子育て支援の推進

(1) 教育・保育事業の推進

○教育施設（幼稚園、認定こども園）

| | |
|------|--------------------|
| 担当課等 | 教育文化課、健康福祉課（子育て推進） |
|------|--------------------|

[事業内容]

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況に関わらず満3歳から入園できます。

町内には私立幼稚園が1か所あり、保育の必要性の認定において1号認定（3～5歳）及び2号認定（3～5歳）で教育利用の希望が強い場合に利用することができます。

[今後の方向性]：継続

1号認定及び2号認定で学校教育の利用希望が強い子どもを含めて、引き続き幼稚園において提供体制を確保していきます。

保育の必要性のある家庭の幼稚園利用希望のニーズが高まっている傾向にあることから、幼稚園教諭や支援員の補充・職員への研修機会及び開園時間等の拡大について、適切に対応していくことが重要となります。

○保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

| | |
|------|--------------|
| 担当課等 | 健康福祉課（子育て推進） |
|------|--------------|

[事業内容]

認可保育所とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

保育の必要性の認定において2号認定（3～5歳）及び3号認定（3歳未満）の場合に利用することができます。

[今後の方向性]：継続

第2期計画期間では、想定以上に出生数が減少し、利用者数が減少したことから、見込量と提供量について中間見直しを行いました。

今後は、日中に保護者の代わりに保育を実施する内容に加え、障がい児の受け入れや地域の子育てに関する窓口となること等、多様なニーズに添えていくことも期待されます。保育士の適正な配置や、職員研修による保育のスキルアップについて、継続して研鑽を積んでいくこととなります。

○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

担当課等

健康福祉課（子育て推進）

[事業内容]

令和元年 10 月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴う、子育てのための施設等利用給付については、保育の必要性のある小学校就学前子どもの保護者の負担軽減を図ることを目的として実施しています。

町内においては、令和元年 10 月～令和 2 年 3 月までは施設型給付を受けない幼稚園が 1 施設あり、預かり保育料（保育の必要性がある者のみ）と幼稚園の保育料を対象に無償化を実施しました。

令和 2 年度から施設型給付を受ける幼稚園に移行した 1 施設において預かり保育料（保育の必要性がある者のみ）を対象に施設等利用給付事業に取り組んでいます。

そのほか、町外施設利用児童のため、認定こども園の預かり保育料、認可外保育施設・施設型給付を受けない幼稚園の保育料等についても対象児童がいる場合はその都度対応しています。

[今後の方向性] : 拡大

町では令和 6 年度より、保護者・施設の希望や実情に応じて、支給方式を保護者への償還払いから法定代理受領方式に変更しました。保育の必要性がある者で教育利用を希望する者の割合が増加傾向であることから、利用者の割合は高い傾向にあります。町内の幼稚園では、夕刻の預かり時間を令和 6 年度から午後 6 時 30 分まで拡大しています。

町内の施設においては、私立幼稚園の預かりを拡大していく予定です。具体的には、早朝の預かり時間、夕刻の預かり教室の時間、土曜日の預かり時間、春期・夏期教室の預かり等を拡大していく計画です。教育利用を希望する者が全て教育施設を利用できるよう体制整備を図ります。

一方で、幼児期は家庭の時間が愛着形成や人格形成において重要な時期であることから、家庭の時間について考える機会を保護者に提供していくことも併せて実施していきたいと思っております。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

○利用者支援事業（こども家庭センター型）

担当課等 健康福祉課（保健衛生）（子育て推進）

[事業内容]

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所で相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

利用者支援事業には「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」といった事業形態があり、本町では令和6年度から「こども家庭センター型」で実施しています。

「こども家庭センター型」は、旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応できるもので、主に母子保健等を担当する保健師・助産師、主に児童福祉の相談等を担当する子ども家庭支援員、統括支援員などを配置して対応しています。

[今後の方向性] : 継続

妊娠届出数や出生数は減少していますが、産後の支援が受けにくい環境の方や、育児になんらかの困り感を感じている方は減少していない状況です。令和3年度から産後ケア事業を開始、今年度さらに利用者の条件を拡大し、幅広く支援が行き届くよう体制整備を行いました。

令和6年4月から大江町こども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉の連携強化を図っています。令和8年度までは経過措置期間であり、本格的な体制整備を進めています。全てのケースではありませんが、一部のケースでは要保護児童対策地域協議会と連携し、ケースの支援にあたっています。

サポートプランの作成について未着手であることから、今後、研修等を通じて作成に着手していきます。

より良い支援ができるよう、関係機関と連携しながらサービスの内容や質の向上を図っていきます。

○地域子育て支援拠点事業

担当課等 健康福祉課（子育て支援センター）

[事業内容]

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

[今後の方向性] : 継続

コロナ禍後には、コロナ禍の影響で伸び悩んでいた利用者数が回復し、様々なイベントを企画・開催し利用拡大を図ってきました。

町内の利用者については、出生数が減少していることと、就園率が高まっている状況であるため、町内の利用者拡大には、幼稚園・保育園が園外活動等で子育て支援センターを利用する等の工夫が必要と思われます。

○乳児家庭全戸訪問事業

| | |
|------|-------------|
| 担当課等 | 健康福祉課（保健衛生） |
|------|-------------|

[事業内容]

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

母子健康手帳交付時や出生届時に乳児家庭全戸訪問について説明し、事業の認知度を高めるように取り組んでいます。

[今後の方向性]：継続

事前に説明を行い、同意を得た上で保健師や母子支援コーディネーター（助産師）による全戸訪問を実施。必要に応じてアドバイスを行う他、支援が必要と判断された家庭に対して定期的な訪問や電話訪問、関連サービスの提供等を行いました。

事業を継続して実施し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握を行い、母子ともに健全な心身状態を保てるよう支援します。

○養育支援訪問事業

| | |
|------|-------------|
| 担当課等 | 健康福祉課（保健衛生） |
|------|-------------|

[事業内容]

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や出産前に支援が必要と認められる妊婦に対し、当該居宅において相談・指導・助言などの支援を行います。改正児童福祉法において「家庭支援事業」と位置付けられ、利用勸奨・措置につながる事業となりました。

[今後の方向性]：継続

母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問事業により支援が必要と判断した妊婦に対して、居宅訪問や電話訪問を行い、状況の把握、相談・指導・助言等を行いました。

訪問等により把握した情報について、関係者間で情報を共有し、支援方針を検討し、適切な支援を行っていきます。

○子育て短期支援事業

| | |
|------|--------------|
| 担当課等 | 健康福祉課（子育て推進） |
|------|--------------|

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。改正児童福祉法において「家庭支援事業」と位置付けられ、利用勧奨・措置につながる事業となりました。また、保護者が子どもと共に入所・利用可能、子ども自らが希望した場合や保護者のレスパイトを目的とした場合も入所・利用を可能とする制度に拡充されました。

【今後の方向性】：改善

令和5年度までは、利用すべき対象者は一定数存在しつつも利用につながっていない状況でしたが、令和6年度から大江町こども家庭センターが設置され、利用すべき対象者へ直接利用勧奨できるようになり、徐々に実績が伸びてきています。年齢別に受け入れ施設が異なりきょうだい同時に利用しにくいケースがあることや障がい児の利用が難しいこと、急な受け入れが難しいこと等の課題があります。利用促進のため、令和5年度から補助事業をたちあげ、利用料を補助する制度を設けています。

改正児童福祉法により拡充された部分について、本町においても受け入れ体制を構築できるよう、検討していく方針です。

○一時預かり事業

| | |
|------|--------------|
| 担当課等 | 健康福祉課（子育て推進） |
|------|--------------|

【事業内容】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に幼稚園、保育所、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。改正児童福祉法において「家庭支援事業」と位置付けられ、利用勧奨・措置につながる事業となりました。また、保護者がレスパイトの目的で希望した場合も利用を可能とする制度に拡充されました。

【今後の方向性】：継続

コロナ禍前の利用状況と比べると、依然として低い利用状況です。ただし、利用希望は一定程度見込まれます。令和5年度から補助事業をたちあげ、利用料を補助する制度を設けています。

今後は特に支援が必要なご家庭や、子育て世帯が町主催の事業に参加する際に利用しやすい事業となるよう、事業実施施設と町が連携していきたいです。

○延長保育事業

| | |
|------|--------------|
| 担当課等 | 健康福祉課（子育て推進） |
|------|--------------|

[事業内容]

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育ニーズに対応するため、保育認定を受けた子どもを対象に通常の利用時間の始期及び終期前後に保育を行う事業です。

[今後の方向性] : 継続

令和6年度からは子育てのための施設等利用給付事業との均衡を考慮し、補助事業を立ち上げています。町内保育所利用者で延長保育対象者は、実質無料で利用することが可能となっています。

幼稚園における預かりと同様に、幼児期は家庭の時間が愛着形成や人格形成において重要な時期であることから、家庭の時間について考える機会を保護者に提供していくことも併せて実施していきたいと思えます。

○病児保育事業

| | |
|------|--------------|
| 担当課等 | 健康福祉課（子育て推進） |
|------|--------------|

[事業内容]

保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等する事業です。

[今後の方向性] : 継続

令和3年度から山形中枢都市圏連携事業により、広域利用を実施しています。徐々に利用者が拡大している状況です。令和6年度からは利用料補助事業を立ち上げています。

利用料補助事業の認知度がまだ低いため、病児保育事業実施施設に協力を依頼し、補助事業の周知に努めます。

○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

| | |
|------|--------------|
| 担当課等 | 健康福祉課（子育て推進） |
|------|--------------|

[事業内容]

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

町内の2小学校区のどちらにも放課後児童クラブが設置されています。

[今後の方向性] : 継続

最近の傾向としては、長期利用の児童の割合が増えているようです。少子化が進むなか、小中学校等の再編時期にさしかかっており、それに伴い施設の設置位置や規模について同時に検討していく必要があります。また、特別に支援の必要な児童への支援についても、町や教育委員会、学校と連絡を取り合い、連携して対応しています。

小中学校のあり方検討について注視し、教育委員会と連携し今後のあり方を検討していきます。また保護者の就労形態や家族形態の多様化、春期・夏期休暇等の長期利用者の増加にも対応しつつ、確保策を講じていきます。

○ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

担当課等 健康福祉課（子育て支援センター）

[事業内容]

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

平成 24 年度から活動していますが、会員数も利用者数も少数です。住民のみなさんの認知度を高めるため普及活動を継続していきます。

[今後の方向性] : 継続

パパ・ママスクールや乳幼児健診、保育園のオリエンテーションなど事あるごとに周知はしていますが依頼がないのは、家族間あるいは実家を含めた身内に育児の協力者がいるからだと考えます。

協力会員のほとんどが就業していることから、平日の依頼については、同一会員に依頼せざるをえない状況なので、幅広い年齢層の新規協力会員の募集に力を入れていきます。

○妊婦健康診査

担当課等 健康福祉課（保健衛生）

[事業内容]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

[今後の方向性] : 継続

母子健康手帳交付時に妊婦健診の重要性について説明し、聞き取りや妊婦健診受診票を用いて妊娠経過の把握に勤めました。また令和3年度から妊婦健診費用における自己負担分の一部助成事業を開始しています。助成内容の見直しも行い、妊娠・出産期に関わる経済的負担の軽減を図りました。

引き続き妊婦健診の重要性について啓発し、妊婦に対する健康の保持増進を図ります。妊婦健診費用助成事業を継続し、経済的負担の軽減に取り組んでいきます。

○子育て世帯訪問支援事業

担当課等 健康福祉課（子育て推進）

[事業内容]

新規事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

訪問支援員は町から認定を受けた方で、対象となるご家庭に訪問して、家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）、育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供、お子さんの養育環境の把握や町への報告を行います。

[今後の方向性] : 新規

計画期間中に事業を開始することを目指しています。こども家庭センターで支援をしていく世帯において、家庭における支援を必要としているケースや定期的な見守りが必要なケースに対応する事業として、定期的な利用につなげられるようにしていきます。

○妊婦等包括相談支援事業

担当課等 健康福祉課（保健衛生）

[事業内容]

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

妊婦・その配偶者等がより身近で気軽に相談支援を受けることができるよう、令和4年度より妊娠～出産・子育て期に計4回の面談（来所・電話訪問・自宅訪問）を行っています。

[今後の方向性] : 継続

今後も顔の見える関係づくり等の観点から、面談を継続して実施していきます。面談等により把握した妊婦及び配偶者等へ必要な支援サービスの利用等を案内し、子育て世帯が孤立することがないよう支援を継続していきます。

○産後ケア事業

担当課等 健康福祉課（保健衛生）

【事業内容】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。

病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施する「宿泊型」、個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対して実施する「デイサービス型」、助産師、保健師、看護師等の実施担当者が利用者のところに訪問して実施する「アウトリーチ型」などによりサポートを行います。

町では、「宿泊型」「デイサービス型」のサポートを提供しています。利用につながるよう、母子健康手帳交付時や妊娠期の面談・訪問にて本事業の周知を実施しました。

【今後の方向性】：継続

利用者の増加につながるよう今後も周知活動を行います。委託先医療機関とも連携し、質の高いサービスを提供し、母子ともに安心して子育てができるよう支援します。

○乳児等通園支援事業

担当課等 健康福祉課（子育て推進）

【事業内容】

新規事業

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子どもを対象に、乳児等通園支援事業を実施する保育所及び幼稚園等において、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で、保育を提供します。

【今後の方向性】：新規

令和8年度より全自治体に実施が義務化されています。本町においても、令和8年度から実施予定です。計画策定時では、2歳児クラスのお子さんはほとんど就園している状況であることから、乳児の利用において、余裕活用型により保育園での受け入れ実施を計画しています。

2. 子どもたちの心と体の健康づくりに向けた支援の充実

(1) 保健事業等の推進

○各種健診等の充実

| | |
|------|-------------|
| 担当課等 | 健康福祉課（保健衛生） |
|------|-------------|

[事業内容]

妊婦、周産期の健康づくりや胎児の保護を徹底するためには、発育状況の観察、疾病や障がいの早期発見が重要となります。

このため、診査内容の充実や未受診者への受診勧奨とともに、妊産婦、乳幼児を対象とした訪問指導の充実に努めます。

[今後の方向性]：継続

3・4か月、9・10か月、1歳6か月、3歳の時期に乳幼児健診を実施しています。小児科医師や内科医師による診察を実施し、乳児期の発育・発達のチェック、疾病の早期発見に努めています。3歳児健診では、平成30年度より臨床心理士による全員面談を開始、令和4年度より屈折検査を導入する等、内容の充実を図ってきました。新型コロナウイルス感染拡大時には日程や内容を変更し対応しました。

また、乳幼児健診の未受診者は次回健診へ受診勧奨し、受診率はほぼ100%となっており、状況の未把握児数はゼロとなっています。家庭訪問については、産婦及び乳児については全件訪問を実施しています。予防接種については、家庭訪問や乳幼児健診時に接種方法、状況、時期等を確認、勧奨しています。

乳幼児健診等により、丁寧に状況把握を行い、発育や発達、疾病の等の早期発見に努め、適切に早期対応ができるように体制づくりを強化していきます。

より切れ目ない支援を行うことを目的とし、今後は1か月児健康診査の体制整備に取り組んでいきます。

○歯科保健対策の充実

| | |
|------|-------------|
| 担当課等 | 健康福祉課（保健衛生） |
|------|-------------|

[事業内容]

歯の健康は全身の健康のためにとっても重要であり、また乳幼児の口腔保健はその後の口腔状況を左右するといわれています。

このため、一貫した乳幼児歯科保健対策の充実を図るとともに、歯科健診等を通じた歯科保健の重要性と意識改善に向けた普及啓発に努めます。

[今後の方向性]：継続

新型コロナウイルス感染拡大のため中止していた乳幼児健診での歯科衛生士からの講話を令和5年度から再開し、虫歯予防やフッ素塗布の重要性についての普及啓発・ブラッシング指導を実施しています。

乳幼児の歯科保健に関しては、今後も歯科衛生士と連携し、集団指導・個別指導ともに継続して実施します。また、健診票の見直し等歯科健診時の歯科医師に相談しやすい環境づくりに努めます。

○医療の充実

担当課等

税務町民課、健康福祉課（保健衛生）

[事業内容]

乳幼児期は健康を阻害する要因が多く、医療機関を利用する機会が多くなることから、さらに子育て世代の経済的負担を緩和するための子育て支援医療制度の充実を図ります。

また、近隣自治体や医療機関との連携を図りながら、乳幼児救急医療体制の充実を図ります。

[今後の方向性] : 継続

高校生（18歳到達の年度末）までの医療費の自己負担分を無料化しています。

また、出生届出時に、病気がガイドブックを活用し、山形県小児救急電話相談や休日夜間診療に関する普及啓発を行いました。

継続して、山形県小児救急電話相談の利用や休日夜間診療所の受診、病気・けが時の対応等についての普及啓発に努めていきます。

(2) 健康教育、相談事業の推進

○健康相談の充実

| | |
|------|--------------------|
| 担当課等 | 健康福祉課（保健衛生）（子育て推進） |
|------|--------------------|

[事業内容]

母子健康手帳交付時における健康相談をはじめ、妊産婦及び乳幼児への訪問指導の徹底、来所及び電話等による育児相談の充実に努めます。

[今後の方向性] : 継続

母子健康手帳交付時にアンケートを実施しています。育児不安、虐待予防などを聞き取るために、プライバシーに配慮した話しやすい環境づくりに努めています。

月に1回育児相談を実施し、発達状況や離乳食の進め方など個別に相談、指導を行うことで、子どもの発達状況の確認や保護者の安心感につなげています。

保健師や助産師、管理栄養士による健康・育児相談の充実、子育て支援センターによる相談事業の充実に引き続き取り組んでいきます。

○健康教育の充実

| | |
|------|-------------|
| 担当課等 | 健康福祉課（保健衛生） |
|------|-------------|

[事業内容]

妊娠、出産、育児に関する情報提供を充実し、安心して生み育てることに必要な知識の普及を図ります。また、参加しやすい各種学級の開催により健康教育、健康相談、心のケア等の充実に努めます。

[今後の方向性] : 継続

パパ・ママスクールやベビーマッサージ教室に加え、令和3年度からは、産後1年未満の母子を中心とした交流を主とした教室を開催、令和6年度からは産後2年未満の母子に対象を拡大しました。

出生数が少なく、対象者や参加者が今後さらに減少することが予想され、学級の継続も課題であると考えられます。

出生数が少ない中でも、安心して産み育てることができるよう、健康教室等を通し、必要な知識の普及を図ります。

○食育の推進

担当課等

教育文化課、健康福祉課（保健衛生）（子育て推進）、農林課

[事業内容]

正しい食事のとり方や望ましい食生活等といった基本的な知識を理解し、幼少期からの生活リズムを整え、心と身体の健全な育成を推進していきます。

地域の食材、伝統料理などを積極的に活用し、地元への愛着心を向上させていきます。

[今後の方向性]：継続

親子で食育、離乳食・幼児食を学べる教室を開催し、バランスのとれた食事、食物アレルギーについて等、学べる機会を設けています。保健師や助産師、管理栄養士による健康・育児相談の充実、子育て支援センターによる相談事業の充実に取り組みしていきます。小学生対象の大江町産秘伝豆を使用した豆腐作り等に取り組みしています。

学校における取り組みでは、農協や産直と連携し地産地消の推進や季節に合わせた郷土料理を給食献立に取り入れる、中学生による自分たちが給食で食べるお米の田植え・稲刈りの体験活動を行っています。大江町産農産物を使った給食提供の支援、生産者の講和とセットになった果物や野菜の給食提供を実施し、町産農産物のPRや、食・農業への感謝の気持ちの醸成を図ってきました。天候により郷土料理等を予定していたものの、食材の確保が難しい時がありました。農協や生産者との連携や食材の安定確保が必要と考えられます。

高校生以上の年代に対する食育地産地消の事業展開は少なく、健全な心身の基本となる食の重要性をあらゆる世代へ波及させていくことが課題となっています。左沢高校生がレシピ作成などを行っており、そのような取組をきっかけに食や食産業の情報発信を行うなど、多様な団体が連携した事業について検討していきます。

○子育て支援・子育て相談サービスの充実

担当課等

健康福祉課（子育て推進）（保健衛生）

[事業内容]

子育てについて悩みや不安を持つ保護者等が、気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、主任児童委員や関係機関の協力を得ながら、子育て支援センターやこども家庭センターの機能充実に努めます。

また、家庭訪問を重視し、養育についての相談対応や支援が必要と認められる場合には、指導・相談・助言その他必要な援助を実施します。

[今後の方向性]：継続

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、関係機関とのネットワークづくりに継続して取り組みます。

子育て支援センターでは、未就学児のいる家庭にセンター職員が毎月訪問し、子育ての悩みや不安の聴き取り相談を行う子育て応援訪問事業を実施しております。

こども家庭センターを中心に、支援を必要としている家庭に対して、必要な支援制度、機関につながるよう、アセスメントしていきます。

3. 子どもたちや子育て家庭を支える環境の整備

(1) 子ども健全育成に向けた環境づくり

○幼稚園と認可保育所の連携

| | |
|------|--------------------|
| 担当課等 | 教育文化課、健康福祉課（子育て推進） |
|------|--------------------|

【事業内容】

幼稚園教諭と保育士が参加する研修会や情報交換の機会を設けるとともに、両関係者の交流を充実し、幼稚園と保育所の連携強化に努めます。

【今後の方向性】：改善

令和 6 年度から、保育園・幼稚園による園児の交流活動を行っています。幼稚園・保育園の施設長が定期的集まり、情報共有の場を設けています。幼稚園教諭と保育士が参加する研修会や情報交換の機会の設置にはまだ至っていません。

今後は、園児の交流活動を推進し、幼保連携に努めます。また、幼稚園・保育園の施設間で合同の職員研修会を企画し、職員の交流の機会も確保していきたいです。

○家庭教育への支援

| | |
|------|--------------------------|
| 担当課等 | 教育文化課、健康福祉課（保健衛生）（子育て推進） |
|------|--------------------------|

【事業内容】

家庭教育の意識の高揚を図るため、子育て知識に関する講座の開催や情報提供を積極的に進めるとともに、関係機関等との連携による家庭教育を推進していきます。

【今後の方向性】：継続

学校ごとに PTA 研修会等を実施し、家庭教育のあり方等について幅広く進めてきています。

令和 5 年度より、保護者を対象としたペアレントトレーニングを行っています。育児困難感を抱える保護者の孤立を防ぎ、養育行動の変容と保護者同士の交流による仲間づくりを目指しています。また、学校現場や教育委員会・幼児教育保育施設等と大江町こども家庭センターが連携し、切れ目のない支援を実施していきます。

○交流活動の推進

担当課等 教育文化課、健康福祉課（子育て推進）

[事業内容]

地域の伝統行事や高齢者との“伝承遊び”など、高齢者などの豊かな経験と知識・技術を活かした世代間交流事業を支援していきます。

[今後の方向性] : 改善

令和2年度策定「大江町教育プラン（第3次大江町教育振興計画）」の中の地域とともにある学校の推進の1つとしてコミュニティスクールを令和3年度に立ち上げ、地域と学校の連携協働を充実する方向にしてきたことによります。また、幼稚園や認可保育所による高齢者福祉施設との交流事業については、コロナ禍以降、進んでいない状況があり、受け入れ側等との調整が必要と思われます。

以前は、大江町ボランティアサークル夢憧布が高齢者の方から伝統芸能を学んだり等の取り組みが実施されていましたが、コロナ禍により途絶えている状況です。ボランティアサークルとしての自主性を大切にしつつ、高齢者をつなぐ企画について計画を促していきたい。

小中学校の総合的な学習の時間や小学校低学年の生活科、中学校の職場体験等において、地域の人を主とした様々な年齢層の人との交流や学びの場を推進していきます。幼稚園・認可保育所における交流活動については、方法を工夫しながら、交流活動を推進していきます。

○国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取り組み

担当課等 健康福祉課（子育て推進）、教育文化課

[事業内容]

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みに対する確保及び開所時間延長支援事業を推進するほか、放課後子ども教室は、保護者の就労の有無に関わらない児童の居場所づくりとして、多彩な体験教室を開設し、子どもたちの豊かな情操、社会力を育む環境づくりを進めます。

なお、「放課後子ども総合プラン」の推進にあたっては、「大江町放課後子ども総合プラン運営委員会」による協議や、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にかかる教育文化課と健康福祉課が情報を共有しながら、両事業を連携して実施できるよう努めます。

[今後の方向性] : 継続

放課後児童クラブについては、障がいのある児童等特別な配慮を必要とする児童が利用する場合は、必要に応じて研修を受講した支援員を配置し、児童が安心して過ごせるよう対応しています。

また、令和6年度現在の放課後子ども教室については、主に中央公民館を会場に12教室を運営しており、教室の運営に関しては、運営委員会を開催し関係者の情報共有を図っています。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携関係をますます深めていきます。

(2) 子どもや子育て家庭が暮らしやすい生活環境の充実

○安全対策の充実

| | |
|------|-----------|
| 担当課等 | 総務課、建設水道課 |
|------|-----------|

[事業内容]

子どもたちが安心して暮らせる環境をつくるため、様々な主体が連携して安全対策を推進していきます。

[今後の方向性] : 継続

幼児交通安全教室を町内保育園・幼稚園で通年実施することで、幼児期から交通安全道德の啓発が実施できています。また、新入学児童登下校街頭指導（春、秋）や通学路を含めた危険箇所点検を実施し、交通安全と防犯の面から改善が進められています。

これまで同様、幼児交通安全教室（かもしかクラブ）を通年実施し、幼児期から交通安全道德の啓発に努めます。また、新入学児童の登下校時の街頭指導や、通学路を含めた危険箇所点検など今後も実施していきます。交通安全街頭指導や防犯パトロールなどの防犯活動の推進、冬道の安全確保について継続して取り組んでいきます。

○経済的支援の充実

| | |
|------|--------------------|
| 担当課等 | 教育文化課、健康福祉課（子育て推進） |
|------|--------------------|

[事業内容]

子育て費用の負担は少子化の一因ともなっています。国による支援策の周知とともに、町独自の経済的支援に努めます。

[今後の方向性] : 改善

保育料は完全無償となっており、給食費についても町内の保育所・幼稚園・小中学校では実質完全無償となっています。その他、高校生応援給付金、通園バス補助、出生に関する給付金、多胎児養育支援、就学援助、奨学金制度等、子育て支援のための経済的支援事業は、充実している現状です。住宅行政や移住・定住施策等との横断的な子育て支援策の強化が今後の課題です。

関係部署が連携してニーズ調査等の結果や分析を共有し、有効な経済的支援となるよう、ブラッシュアップしながら事業を企画していく必要があります。

4. 困難な状況にある子どもと子育て家庭に対する支援の充実

○児童虐待の防止対策

担当課等 健康福祉課（子育て推進）（保健衛生）

【事業内容】

核家族化や地域社会における人と人との関わりの変化により、子育て家庭が孤立化する傾向にあり、早期の発見と支援の重要性が増しています。令和6年4月設置のこども家庭センターが中心となり、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援に取り組みます。

【今後の方向性】：継続

要保護児童対策地域協議会の実務者会議を年12回開催し、学校・保育所・学童クラブ等から情報提供を受け、早期発見・早期対応・適切な支援を行っています。令和6年4月に、要保護児童対策地域協議会の機能を包含した「大江町こども家庭センター」を設置したことにより、母子保健・児童福祉の連携はますます強化されました。

今後は、個別のサポートプラン作成を充実させていくことが課題です。大江町こども家庭センター職員がそれぞれの立場で児童虐待防止に関する研修を受講し、スキルアップに努めていきます。

○障がいのある子どもへの支援

担当課等 健康福祉課（子育て推進）（保健衛生）（福祉）

【事業内容】

集団保育が可能な障がい児の保育の充実に向けて、障がい児保育担当者の確保と質の向上に努めます。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携による就学支援を含めた支援体制の強化を進めます。

【今後の方向性】：継続

臨床心理士・公認心理師による個別相談や保育所等への巡回相談を継続して実施し、各保育所等との連携強化や関係者との情報共有により、保護者の不安や困り感を軽減し、支援が必要な子どもに対し、早期に適切な支援に繋がるよう支援しています。

関係各所と連携し、支援が必要な児童に対し児童福祉法に基づくサービスの支給決定を行っています。また、障害児が能力に応じた適切な教育を受け、自立した社会生活を営むことができるよう、特別支援学校に就学する児童生徒の福祉タクシーによる通学移動を支援しています。

○ひとり親家庭への支援

担当課等

健康福祉課（子育て推進）

[事業内容]

近年、離婚の増加等によりひとり親家庭も増加しています。ひとり親家庭が自立した生活を営めるよう、各種制度の普及・周知に努めるとともに、関係機関との連携による相談支援を充実し、自立を支援していきます。

[今後の方向性] : 改善

戸籍年金係と連携し児童扶養手当の対象者把握、支給相談を実施するとともに、山形県ひとり親家庭応援センターと連携し、出張相談の実施・ひとり親家庭子育て生活支援事業の登録受付を行っています。相談の際には、必要に応じて関係者間で情報を共有し適切な支援に努めています。

相談事業・生活支援事業について周知しているものの、まだ利用者には十分に認知されていないと思われ、関係機関との連携による相談支援体制についても一層の強化が必要と考えられます。

町単独事業については、入学・卒業祝金があるものの、更なる充実が必要です。

第3期計画においては、子育て相談の充実、山形県母子家庭等就業・自立支援センターと大江町こども家庭センターとの連携、ひとり親等日常支援事業の実施に引き続き努め、事業を必要としている人への利用促進を図っていきます。

町単独事業においても、ひとり親家庭への支援策を新しく打ち出し、全ての子どもが良質な教育を受けられるよう、支援を続けていきます。

5. 次代の親づくりの推進

○男女共同参画で子育てをする環境づくり

担当課等 政策推進課、健康福祉課（保健衛生）（子育て推進）

[事業内容]

男女共同参画を推進し、男女が共同で家事や育児を担うことの大切さなどについて、継続的な意識啓発に努めます。

[今後の方向性] : 改善

政策推進課と健康福祉課が連携して、男女共同参画を推進しつつ、子育てしやすいまちづくりに関する事業を強化していきます。

男女共同参画を所管する政策推進課では、県などから通知が来た際には、関係課へ情報の共有を行い、課を超えて共通理解を深められるようにしています。自治体の SNS や広報誌をとおして町民に広く周知を行っています。またポスターやチラシ等を公共施設に掲示し啓発を推進しています。

母子保健・子育て支援を所管する健康福祉課では、母子健康手帳交付時、父親へ向けた育児休暇取得や家事・育児参加を促すパンフレットを配布しています。実際、育児休暇を取得する父親も少しずつ増えてきています。パパ・ママスクールは2人での参加を促すため夜に実施しており、参加者の多くは夫婦で参加しています。しかし、父親と関わる機会が少なく、母親を経由した情報提供が主となってしまい、直接家事や育児参加を啓発する場が得られないのが課題であると考えます。育児期にある父親だけでなく、男性全体への意識啓発が必要であると思います。

一層の父親の育児や家事参画の推進を図っていくことが必要と考えられるため、パパ・ママスクール等、父親への育児知識の普及啓蒙・子育て情報の提供、育児相談や両親が集える場として子育て支援センター事業の充実、母子保健事業をはじめとする各種事業への父親参加の促進に引き続き取り組んでいきます。

周知・啓発を継続するとともに、町民が広く参加できる事業を実施し、男女共同参画を考える機会を創出していきます。

○仕事と子育てが両立できる環境づくり

担当課等 健康福祉課（子育て推進）政策推進課

[事業内容]

就労している女性が安心して出産や育児ができるよう、育児休業の取得や休業明けに円滑な職場復帰ができる雇用環境に向けて、事業所の理解を求めていきます。

[今後の方向性] : 改善

仕事と子育ての両立に関する啓発はまだ十分ではないため、企業等への啓発を図り、仕事と子育ての両立に関する啓発を推進していきます。また、雇用労働と子育て支援という分野での連携は本町において実績が乏しいため、関係部署の垣根を超えた連携が難しいことが課題です。

雇用者への周知について、創意工夫が必要です。他事業の事業周知と併せて啓発活動を行う等の方法で実施する等、効果的な啓発となるよう工夫して実施していきます。

○若者が定着できる環境づくり

担当課等

建設水道課、地域振興課

[事業内容]

人口減少と少子化対策として若年層の定住を推進します。
45歳以下の若者や子育て世帯移住・定住を促進するため、住まい等
に対して補助事業を行います。

[今後の方向性] : 拡大

定住促進のための団地造成販売については、進捗状況が、おおぞら
団地 17/19 区画分譲済（令和6年7月末時点）と若干の遅れはありま
すが、令和6年度完売に向けて取組を継続しています。他の分譲地に比
べ、低廉な価格により購入できる強みはあるものの、周知不足が否めな
いと感じられるため、紙媒体に加え、SNS 広告を投下するなど新たな
取組みも実施しています。

令和5年度に制服等補助は8名、家賃補助は12名、住宅ローン補
助は18名の交付実績があります。町の広報誌や SNS では情報が届か
ない若者・子育て世代をターゲットとしたフリーペーパーなどを利用
した広告を継続します。

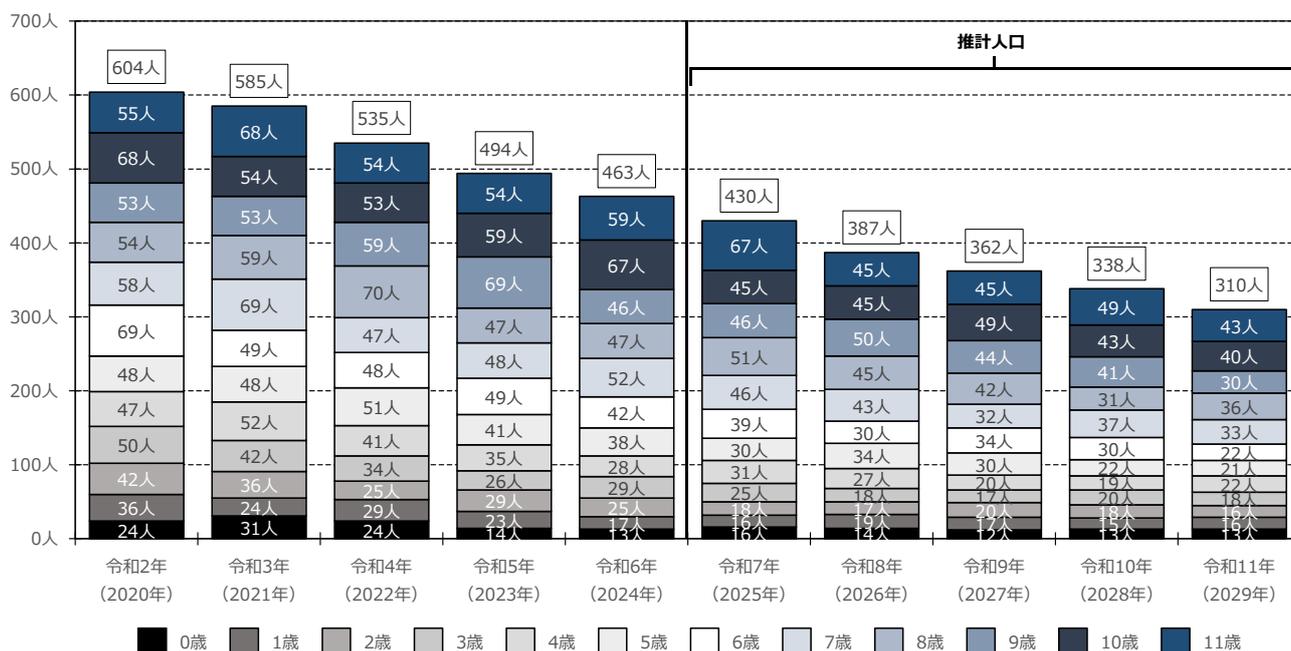
おおぞら団地分譲については、完売へ向けて今後もより効果的な周
知に努めていきます。また、新たに令和6年度より藤田地区への住宅
団地整備事業に着手しました。令和8年度中の完成・分譲へ向けて取
組みを進めていきます。

第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策

1. こども（0～11歳）人口の推計

子ども・子育て支援事業計画の対象となる子ども（0～11歳）人口について、令和6年4月1日の住民基本台帳人口を基準人口とし、過去5年間の人口データ等を用いてコーホート変化率により計画期間の推計を行いました。

| | 実績人口 | | | | | 推計人口 | | | | |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | 2020年 令和2年 | 2021年 令和3年 | 2022年 令和4年 | 2023年 令和5年 | 2024年 令和6年 | 2025年 令和7年 | 2026年 令和8年 | 2027年 令和9年 | 2028年 令和10年 | 2029年 令和11年 |
| 0歳 | 24人 | 31人 | 24人 | 14人 | 13人 | 16人 | 14人 | 12人 | 13人 | 13人 |
| 1歳 | 36人 | 24人 | 29人 | 23人 | 17人 | 16人 | 19人 | 17人 | 15人 | 16人 |
| 2歳 | 42人 | 36人 | 25人 | 29人 | 25人 | 18人 | 17人 | 20人 | 18人 | 16人 |
| 3歳 | 50人 | 42人 | 34人 | 26人 | 29人 | 25人 | 18人 | 17人 | 20人 | 18人 |
| 4歳 | 47人 | 52人 | 41人 | 35人 | 28人 | 31人 | 27人 | 20人 | 19人 | 22人 |
| 5歳 | 48人 | 48人 | 51人 | 41人 | 38人 | 30人 | 34人 | 30人 | 22人 | 21人 |
| 0～5歳 計 | 247人 | 233人 | 204人 | 168人 | 150人 | 136人 | 129人 | 116人 | 107人 | 106人 |
| 6歳 | 69人 | 49人 | 48人 | 49人 | 42人 | 39人 | 30人 | 34人 | 30人 | 22人 |
| 7歳 | 58人 | 69人 | 47人 | 48人 | 52人 | 46人 | 43人 | 32人 | 37人 | 33人 |
| 8歳 | 54人 | 59人 | 70人 | 47人 | 47人 | 51人 | 45人 | 42人 | 31人 | 36人 |
| 9歳 | 53人 | 53人 | 59人 | 69人 | 46人 | 46人 | 50人 | 44人 | 41人 | 30人 |
| 10歳 | 68人 | 54人 | 53人 | 59人 | 67人 | 45人 | 45人 | 49人 | 43人 | 40人 |
| 11歳 | 55人 | 68人 | 54人 | 54人 | 59人 | 67人 | 45人 | 45人 | 49人 | 43人 |
| 6～11歳 計 | 357人 | 352人 | 331人 | 326人 | 313人 | 294人 | 258人 | 246人 | 231人 | 204人 |
| 0～11歳 総計 | 604人 | 585人 | 535人 | 494人 | 463人 | 430人 | 387人 | 362人 | 338人 | 310人 |



子ども（0～11歳）人口は減少傾向にあり、推計においても減少傾向が続くものと試算されています。そのため令和6年の463人から令和11年には310人と153人の減少となっており、令和6年の6.7割程度の水準になるものと予測されています。

0～5歳では、令和6年の150人から令和11年には106人と推計され、44人の減少が予測されています。また、6～11歳においても令和6年の313人から令和11年には204人と、109人の減少が予測されています。

2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策

(1) 教育の量の見込みと確保策

① 1号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

| 1号 | 3～5歳 | 教育 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|------|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 見込み量 | | | 15人 | 14人 | 12人 | 11人 | 11人 |
| 確保策 | 特定教育・保育施設 | 提供量 | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 |

② 2号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

| 2号 | 3～5歳 | 保育 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|------|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 見込み量 | | | 26人 | 24人 | 20人 | 19人 | 19人 |
| 確保策 | 特定教育・保育施設 | 提供量 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 |

(2) 保育の量の見込みと確保策

① 2号認定（3～5歳）・保育利用に対する確保策

| 2号 | 3～5歳 | 保育 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|------|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 見込み量 | | | 43人 | 39人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| 確保策 | 特定教育・保育施設 | 提供量 | 66人 | 75人 | 15人 | 15人 | 15人 |

② 3号認定（0歳）・保育利用に対する確保策

| 3号 | 0歳 | 保育 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|------|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 見込み量 | | | 9人 | 8人 | 7人 | 7人 | 7人 |
| 確保策 | 特定教育・保育施設 | 提供量 | 14人 | 14人 | 9人 | 9人 | 9人 |

③ 3号認定（1歳）・保育利用に対する確保策

| 3号 | 1歳 | 保育 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|------|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 見込み量 | | | 12人 | 14人 | 12人 | 11人 | 12人 |
| 確保策 | 特定教育・保育施設 | 提供量 | 15人 | 16人 | 12人 | 12人 | 12人 |

④ 3号認定（2歳）・保育利用に対する確保策

| 3号 | 2歳 | 保育 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|------|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 見込み量 | | | 13人 | 12人 | 14人 | 13人 | 11人 |
| 確保策 | 特定教育・保育施設 | 提供量 | 15人 | 15人 | 14人 | 14人 | 14人 |

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

①時間外保育事業（延長保育事業）

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 見込み量 | 1,073人日 | 1,018人日 | 915人日 | 844人日 | 836人日 |
| 確保策（提供量） | 1,073人日 | 1,018人日 | 915人日 | 844人日 | 836人日 |

②放課後児童健全育成事業

| | | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|---------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 小1 | 見込み量 | 16人 | 16人 | 16人 | 12人 | 13人 |
| | 確保策（提供量） | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 |
| 小2 | 見込み量 | 20人 | 16人 | 16人 | 16人 | 12人 |
| | 確保策（提供量） | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 |
| 小3 | 見込み量 | 20人 | 16人 | 12人 | 12人 | 12人 |
| | 確保策（提供量） | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 |
| 小1～3 小計 | 見込み量 | 56人 | 48人 | 44人 | 40人 | 37人 |
| | 確保策（提供量） | 60人 | 60人 | 60人 | 60人 | 60人 |
| 小4 | 見込み量 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 4人 |
| | 確保策（提供量） | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 |
| 小5 | 見込み量 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 確保策（提供量） | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 |
| 小6 | 見込み量 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 確保策（提供量） | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 小4～6 小計 | 見込み量 | 6人 | 5人 | 5人 | 5人 | 4人 |
| | 確保策（提供量） | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 |
| 計 | 見込み量 | 62人 | 53人 | 49人 | 45人 | 41人 |
| | 確保策（提供量） | 85人 | 85人 | 85人 | 85人 | 85人 |

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 見込み量 | 2人日 | 2人日 | 2人日 | 2人日 | 2人日 |
| 確保策（提供量） | 2人日 | 2人日 | 2人日 | 2人日 | 2人日 |

④子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 見込み量 | 12人日 | 12人日 | 12人日 | 12人日 | 12人日 |
| 確保策（提供量） | 12人日 | 12人日 | 12人日 | 12人日 | 12人日 |

⑤地域子育て支援拠点事業

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 見込み量 | 3,065人日 | 3,065人日 | 3,004人日 | 2,820人日 | 2,759人日 |
| 確保策（提供量） | 3,065人日 | 3,065人日 | 3,004人日 | 2,820人日 | 2,759人日 |

⑥一時預かり事業

| | | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|--|----------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 幼稚園における 在園児を対象とした 一時預かり (預かり保育) | 見込み量 | 555人日 | 510人日 | 433人日 | 394人日 | 394人日 |
| | 確保策（提供量） | 555人日 | 510人日 | 433人日 | 394人日 | 394人日 |
| 2号認定による 定期的な利用 | 見込み量 | 5,528人日 | 4,802人日 | 4,073人日 | 3,708人日 | 3,708人日 |
| | 確保策（提供量） | 5528人日 | 4,549人日 | 4,073人日 | 3,708人日 | 3,708人日 |
| 上記以外 | 見込み量 | 16人日 | 15人日 | 13人日 | 12人日 | 12人日 |
| | 確保策（提供量） | 16人日 | 15人日 | 13人日 | 12人日 | 12人日 |
| ファミリー・サポート・セン ター（病児・病後児保 育事業を除く） | 見込み量 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 |
| | 確保策（提供量） | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 |

⑦病児・病後児保育事業

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 見込み量 | 36人日 | 34人日 | 31人日 | 29人日 | 28人日 |
| 確保策（提供量） | 36人日 | 34人日 | 31人日 | 29人日 | 28人日 |

⑧利用者支援事業（こども家庭センター型）

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 見込み量 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 確保策（提供量） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

⑨ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

| | | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 |
|-----------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 低学年（小1～3） | 見込み量 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 |
| | 確保策（提供量） | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 |
| 高学年（小4～6） | 見込み量 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 |
| | 確保策（提供量） | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 |
| 計 | 見込み量 | 2人日 | 2人日 | 2人日 | 2人日 | 2人日 |
| | 確保策（提供量） | 2人日 | 2人日 | 2人日 | 2人日 | 2人日 |

⑩妊婦健診事業

| | | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 |
|----------|--|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 見込み量 | | 148人回 | 129人回 | 111人回 | 120人回 | 120人回 |
| 確保策（提供量） | | 148人回 | 129人回 | 111人回 | 120人回 | 120人回 |

⑪乳児家庭全戸訪問事業

| | | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 |
|----------|--|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 見込み量 | | 16人 | 14人 | 12人 | 13人 | 13人 |
| 確保策（提供量） | | 16人 | 14人 | 12人 | 13人 | 13人 |

⑫養育支援訪問事業

| | | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 |
|----------|--|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 見込み量 | | 3人 | 3人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 確保策（提供量） | | 3人 | 3人 | 2人 | 2人 | 2人 |

⑬子育て世帯訪問支援事業

| | | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 |
|----------|--|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 見込み量 | | 96人日 | 96人日 | 96人日 | 96人日 | 96人日 |
| 確保策（提供量） | | 96人日 | 96人日 | 96人日 | 96人日 | 96人日 |

⑭児童育成支援拠点事業

| | | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 |
|----------|--|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 見込み量 | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 確保策（提供量） | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

⑮親子関係形成支援事業

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 見込み量 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 確保策（提供量） | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

⑯妊婦等包括相談支援事業

| | | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|--------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 妊娠届出数 | 見込み量 | 16人 | 14人 | 12人 | 13人 | 13人 |
| | 確保策（提供量） | 16人 | 14人 | 12人 | 13人 | 13人 |
| 面談合計回数 | 見込み量 | 48回 | 42回 | 36回 | 39回 | 39回 |
| | 確保策（提供量） | 48回 | 42回 | 36回 | 39回 | 39回 |

見込み量については、妊婦届出数（令和7年度では16人（組））に対して、1組あたりの面談回数を3回と想定し、面談合計回数（令和7年度では16組×3回＝48回）を設定しています。

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

| | | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|------------|----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 0歳（延べ利用者数） | 見込み量 | 0人日 | 12人日 | 12人日 | 12人日 | 12人日 |
| | 確保策（提供量） | 0人日 | 12人日 | 12人日 | 12人日 | 12人日 |
| 1歳（延べ利用者数） | 見込み量 | 0人日 | 24人日 | 24人日 | 24人日 | 24人日 |
| | 確保策（提供量） | 0人日 | 24人日 | 24人日 | 24人日 | 24人日 |
| 2歳（延べ利用者数） | 見込み量 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| | 確保策（提供量） | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| 延べ利用者数 計 | 見込み量 | 0人日 | 36人日 | 36人日 | 36人日 | 36人日 |
| | 確保策（提供量） | 0人日 | 36人日 | 36人日 | 36人日 | 36人日 |

⑱産後ケア事業

| | | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|--------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 産婦数 | 見込み量 | 16人 | 15人 | 14人 | 14人 | 13人 |
| | 確保策（提供量） | 16人 | 15人 | 14人 | 14人 | 13人 |
| 延べ利用者数 | 見込み量 | 6人日 | 6人日 | 6人日 | 6人日 | 6人日 |
| | 確保策（提供量） | 6人日 | 6人日 | 6人日 | 6人日 | 6人日 |

第6章 計画の推進体制

1. 地域社会全体の協働による推進

子どもと若者を社会全体で支援するため、家庭、地域、企業、行政などが一体となり、協働で対策を推進する必要があります。このことを踏まえ、今後の取組の指針となるよう、それぞれの役割を次のとおり提案し、計画を円滑に推進していきます。

◇家庭の役割

- 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせる。
 - 子どもに家庭や社会のルールを教える。
 - 子どもの人権を尊重する。
 - 子どもに家庭をつくることの意義について認識を深めさせる。
 - 家庭生活における男女共同参画に取り組む。
- etc.

◇幼稚園・認可保育所・学校の役割

- 専門的な知識や施設を通じて、子どもが健やかな成長を育む教育・保育の充実に努める。
 - 地域社会と連携し、地域における子育て支援機関としての役割を果たす。
- etc.

◇地域の役割

- 子どもの育ちを地域全体で見守る。
 - 子どもが気軽に地域の行事に参加できる機会を設ける。
 - 地域の人々とのつながりを持ちながら関わりを深める。
- etc.

◇企業の役割

- 子育て中の労働者が男性、女性問わず子育てに向き合えるよう、長時間労働の是正、本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努める。
 - 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備に努める。
 - 子育て支援に関する施策や地域活動等に理解を持ち、協力を努める。
- etc.

◇行政の役割

- 各関係機関、家庭、地域、企業等との連携を強化しながらこの計画を推進する。
 - 子育て支援に関する施策を積極的に推進する。
 - 地域における独自の子育て支援の取組を積極的に支援する。
- etc.

2. 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

(2) 庁内における進捗管理

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価を行っていきます。

(3) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

本町はこれらの関係機関等に声かけや情報提供、各種事業への協力依頼など積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

3. 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く町民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、町の広報紙やホームページを活用するとともに、町民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

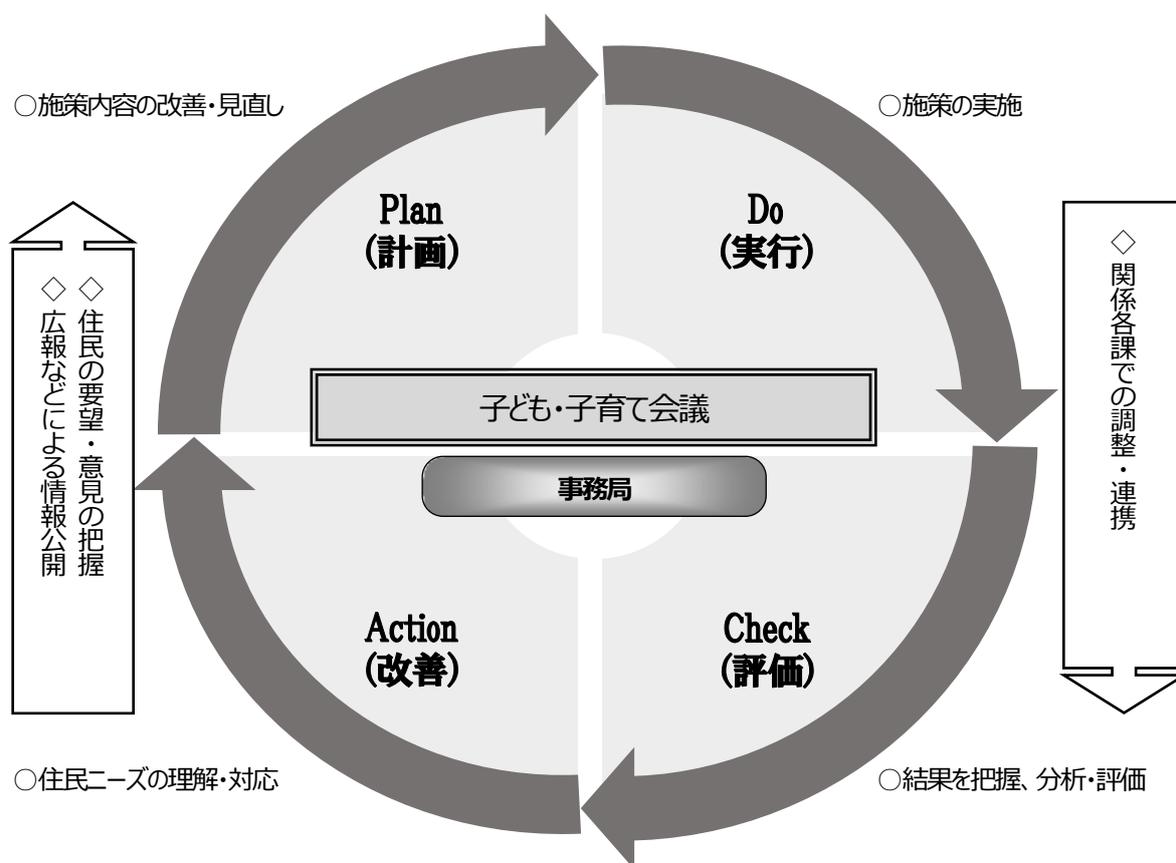
また、各事務事業においても、町広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して町民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

4. 計画の進捗状況の管理・評価

各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることとします。計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施します。

また、子ども・子育て会議に計画の実施状況を報告し、今後の対策等に関する意見をいただきます。

また、必要に応じて事業の見直しを図り、事業計画の推進を図ります。



第3期大江町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 大江町

編集 大江町 健康福祉課子育て推進室

〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢 882-1

TEL 0237-84-6157

FAX 0237-62-4736

ホームページ <https://www.town.oe.yamagata.jp/>
